

平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

**特別養護老人ホーム等における
効率的なサービス提供体制についての調査研究事業
報 告 書**

平成 31 年 3 月

株式会社 日本総合研究所

特別養護老人ホーム等における効率的なサービス提供体制についての調査研究事業

目 次

第 1 章 調査概要	1
第 1 節 調査の背景と目的	1
1. 調査の背景	1
2. 調査の目的	1
第 2 節 調査の全体像	2
1. 現行の規定の整理	2
2. 特別養護老人ホームへのアンケート調査	2
3. 自治体への独自の条例等に関するアンケート調査	2
4. 有識者・実務者を交えたワーキング	2
第 2 章 調査結果	3
第 1 節 現行の規定の整理	3
第 2 節 特別養護老人ホームへのアンケート調査	17
第 3 節 自治体への独自の条例等に関するアンケート調査	160
第 4 節 実務者・有識者・自治体関係者とのワーキング	175
第 3 章 調査結果のまとめと今後の課題	177
第 1 節 調査結果をふまえた現状の課題	177
第 2 節 課題に対する今後の取組についての示唆	177

第1章 調査概要

第1節 調査の背景と目的

1. 調査の背景

人材不足が深刻化する中、特別養護老人ホームのサービスの質を維持・向上させ、事業の安定的経営を行っていく上では、既存の人員・設備の効率的な活用が求められる。

とりわけ、効率的なサービス提供体制において注目すべきはサテライト型の事業所、デイサービス、ショートステイ、訪問介護ステーションといった併設の介護事業所、障害者福祉施設などの社会福祉施設等である。

これらの関連する事業所との間での人員の兼務や、設備を共同で利用することは、限られた人的・物的リソースを効果的に活用するための有効な方策の一つと考えられる。実際、併設事業所やサテライト型事業所との間で人員を融通する、兼務をさせるといった対応をしている特別養護老人ホームも少なくない。

一方、特別養護老人ホーム及び、事業所種別ごとに、施設基準や加算の算定上、専従が求められる場合や設備の多目的への利用に制限がある場合がある。今後、構造的に介護人材が不足する状況が続くことを考えれば、サービス提供体制をより効率的なものとするために、これらの専従要件等についても更なる議論が必要になると考えられる。

その議論を進めていく上では、特別養護老人ホームにおける関連・併設事業との間で、実際にどのように兼務や設備の共用が行われているか、その実態を把握するとともに、より効率的なサービス提供体制を構築するための課題を浮き彫りにすることが必要である。

同時に、これらの人員の兼務や設備の共用に関しては、地域ごとの状況を確認する必要がある。都道府県や市町村の独自の条例において、兼務や共用に関して規定を設ける、あるいは要件を緩和しているケースが考えられるためである。そこで、全国的な介護保険等における現在の規定を整理するとともに、都道府県や市町村独自の規定に関しても整理を行う必要がある。

2. 調査の目的

本事業では特別養護老人ホームと併設・関連する事業所間における人員の兼務や設備の共用に関して、次の3点を目的とした調査研究事業を実施した。

- 1) 現行制度下における規定を整理する。
- 2) 実際の人員の兼務状況、設備の共用に関する実態を明らかにする。
- 3) 1)、2)を踏まえて、特別養護老人ホーム等におけるより効率的なサービス提供体制の構築に向けた課題を整理する。

第2節 調査の全体像

本事業では前述の目的を達成するために、以下の調査を実施した。

1. 現行の規定の整理

特別養護老人ホームと、サテライト型事業所や、併設される他の介護サービス事業所、社会福祉施設等の間で兼務可能な人員、共用可能な設備に関して現行の規定・ルールを整理する。その際、それぞれの事業所の設置運営基準に加えて、加算の算定要件の面で兼務・共用が可能などうか整理した。また、現行の規定上、兼務が可能な業務の内容についても整理を行った。

2. 特別養護老人ホームへのアンケート調査

現在の規定を整理した結果を踏まえ、現在の兼務実態等に関して、特別養護老人ホームに対する郵送でのアンケート調査を実施した。

3. 自治体への独自の条例等に関するアンケート調査

定員 30 名以上の特別養護老人ホーム(以下「広域型特別養護老人ホーム」という。)においては都道府県が、定員 29 名以下の地域密着型特別養護老人ホームにおいては市町村が、独自の条例により、事業所間の人員の兼務、設備の共用等について、規制もしくは、要件を緩和している場合があることが想定される。

そこで、都道府県並びに市町村に対して、郵送によるアンケート調査を行い、独自の条例等の有無、その内容を確認した。

4. 有識者・実務者を交えたワーキング

事業の各種検討を円滑かつ効果的なものとするために、特別養護老人ホームの運営・経営に関して知見を有する有識者、実務者をメンバーとするワーキングを実施した。ワーキングメンバーは以下の通り。

ワーキングメンバー(敬称略、五十音順)

氏名	所属先・役職名
鎌田 大啓	株式会社TRAPE 代表取締役社長
近藤 辰比古	公益社団法人 全国老人福祉施設協議会 総務・組織委員会 指導監査対応室長
長瀬 佑輔	越谷市 福祉部介護保険課 主任

(オブザーバー)

厚生労働省 老健局高齢者支援課

第2章 調査結果

第1節 現行の規定の整理

① 整理概要

特別養護老人ホームと、サテライト型事業所や、併設される他の介護サービス事業所、社会福祉施設等の間で兼務可能な人員、共用可能な設備に関して現行の規定を整理した。

その際、それぞれの事業所の設置運営基準に加えて、加算の算定要件の面で兼務・共用が可能か否かについても整理した。また、現行の規定上、兼務が可能な業務の内容についても整理を行った。

また、施設内と施設間の専従・兼務(常勤・非常勤)、及び、本体施設とサテライト施設間の専従・兼務(常勤・非常勤)が分かるように整理を行った。

参照した規定類は以下の通りである。

- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 39 号)
- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)
- ・ 地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)
- ・ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- ・ 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について(平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知)
- ・ 指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について(平成 18 年 3 月 31 日老計発第 0331004 号・老振発 0331004 号・老老発第 0331017 号厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長通知)

② 整理結果

(A) 人員配置の基準

特別養護老人ホームにおける人員配置の基準を、広域型特別養護老人ホーム、地域密着型特別養護老人ホーム、それぞれのサテライト型居住施設の 3 つに分類して整理した。さらに、それぞれの職種間の可否についても、整理を行った。

なお、それぞれの職務に従事する時間を勤務表等で明確に区分した上で複数の職務に従事する場合は、次表の限りでは無い点に留意されたい。

条件付き兼務(置かなくて良い)

※(指)は「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、(特)は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」、(地)は「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の略

施設区分			施設長	医師	直接入所者の処遇に当たる以下職種			栄養士	機能訓練指導員	調理員	介護支援専門員	その他の職員・事務員
			他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5	原則専従、ただし入所者の処遇に支障がない限り、機能訓練指導員及び介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5			他事業との兼務可能 入所者が40人を超えない場合は、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、置かないことができる (指)第2条第1項、(特)第12条第1項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (指)第2条第8項、(特)第12条第6項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5	原則専従、ただし入所者の処遇に支障がない場合は、他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 ※居宅介護支援事業者の介護支援専門員の兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。 (指)解釈通知第2、4(2)	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5
広域型	従来型	専従/兼務										
		常勤/非常勤	常勤 (特)第12条第4項	非常勤可能	常勤 1人を超えて配置される者は非常勤可 (指)解釈通知第2、1(1)、(特)解釈通知第3、1(3)	非常勤可能 (常勤換算方法で入居者の数が3又はその端数をが増すごとに1以上とする。) (指)第2条第1項第3号イ、(特)第12条第1項第4号イ	1人以上常勤 (指)第2条第6項、(特)第12条第5項	非常勤可能	非常勤可能	非常勤可能	常勤 1人を超えて配置される者は非常勤可 ※兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務にかかる勤務時間として算入することができる (指)解釈通知第2、4	非常勤可能
	ユニット型	専従/兼務	広域 従来型と同様			従来型とユニット型を併設する場合の兼務不可能 (指)第2条第4項、(特)第6条第1項						
		常勤/非常勤	広域 従来型と同様			非常勤可能、ユニットごとに常勤のユニッツリーダーを配置 (特)第40条第2項第3号						

図表 2 地域密着型特別養護老人ホームの人員配置基準

			条件付き兼務			条件付き兼務(同一施設内他職種)			条件付き兼務(置かなくて良い)			
※前提として、同一事業所や同一法人内の他事業所或いは他の職業と兼務・兼業する場合、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で勤務することは差し支えない。												
※(指)は「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、(特)は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」、(地)は「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の略												
施設区分			施設長	医師	直接入所者の処遇に当たる以下職種			栄養士	機能訓練指導員	調理員	介護支援専門員	その他の職員
					生活相談員	介護職員	准若(看護)看護職(看護師は師員)					
地域密着型	従来型	専従/兼務	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (地)第131条第3項、(特)第6条第1項	原則専従、ただし入所者の処遇に支障がない限り、機能訓練指導員及び介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務可能 ※指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定看護小規模多機能型居宅介護事業所又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所が併設される場合においては、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等との加配に係る職員は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5第6条、(地)第131条第16項、(特)第56条第14項			他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (地)第131条第3項、(特)第6条第1項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (地)第131条第10項、(特)第56条第10項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (地)第131条第3項、(特)第6条第1項	原則専従、ただし入所者の処遇に支障がない場合は、他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 ※居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。 (地)解釈通知第3、七、2(6)	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (地)第131条第3項、(特)第6条第1項
		常勤/非常勤	常勤 (特)第56条第4項	非常勤可能	常勤 1人を超えて配置される者は非常勤可 (地)解釈通知第3、七、2(2)、(特)解釈通知第6、3(2)	非常勤可能 (常勤換算方法で入居者の数が3またはその端数が増すごとに1以上とする。) (地)第131条第1項第3号イ、(特)第56条第1項第4号イ	1人以上常勤 (地)第131条第1項第3号ロ、(特)第56条第1項第4号ロ	非常勤可能	非常勤可能	非常勤可能	常勤 ※兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務にかかる勤務時間として算入することができる (地)第131条第11項、(地)解釈通知第3、七、2(6)	非常勤可能
	ユニット型	専従/兼務	地域密着 従来型と同様			従来型とユニット型を併設する場合の兼務不可能 (地)第131条第3項、(特)第6条第1項			地域密着 従来型と同様			
		常勤/非常勤				非常勤可能、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置 (地)第167条第2項第3号、(特)第40条第2項第3号						

図表 3 サテライト型居住施設の人員配置基準

					条件付き兼務		条件付き兼務(同一施設内他職種)		条件付き兼務(置かなくて良い)			
※前提として、同一事業所や同一法人内の他事業所或いは他の職業と兼務・兼業する場合、各々の職務に従事すべき時間帯が明確に区分された上で勤務することは差し支えない。												
※(指)は「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」、(特)は「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準」、(地)は「地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」の略												
施設区分			施設長	医師	直接入所者の処遇に当たる以下職種			栄養士	機能訓練指導員	調理員	介護支援専門員	その他の職員
					生活相談員	介護職員	准若(看護士、看護師)は師員					
広域のサテライト型 or 地域密着のサテライト型 (※法令は地域密着に準ずる)	従来型	専従/兼務	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 (特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 本体施設の医師により当該サテライト施設の入居者の健康管理が行われる場合、置かないことができる (地)第131条第4項、(特)第56条第5項	原則専従、ただし入所者の処遇に支障がない限り、機能訓練指導員及び介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務可能 本体施設の職員により当該サテライト施設の入居者の処遇が適切に行われる場合、置かないことができる (地)第131条第8項、(特)第56条第9項	原則専従、ただし入所者の処遇に支障がない限り、機能訓練指導員及び介護支援専門員並びに併設される短期入所生活介護事業における同職との兼務可能 (地)第131条第3項、(特)第6条第1項、(特)解釈通知第1、5	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 本体施設の職員により当該サテライト施設の入居者の処遇が適切に行われる場合、置かないことができる (地)第131条第8項、(特)第56条第9項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 本体施設の職員により当該サテライト施設の入居者の処遇が適切に行われる場合、置かないことができる (地)第131条第8項、(特)第56条第9項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 本体施設の職員により当該サテライト施設の入居者の処遇が適切に行われる場合、置かないことができる (地)第131条第8項、(特)第56条第9項	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 ※居宅介護支援事業者の介護支援専門員との兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。 本体施設の職員により当該サテライト施設の入居者の処遇が適切に行われる場合、置かないことができる (地)第131条第8項、(地)解釈通知第3、七、2(6)	他事業との兼務可能＋当該施設の他の職種との兼務可能 本体施設の職員により当該サテライト施設の入居者の処遇が適切に行われる場合、置かないことができる (特)第56条第9項	
		常勤/非常勤	常勤 (特)第56条第4項	非常勤可能	非常勤可能 (常勤換算方法で1以上) (地)第131条第5項、(特)第56条第6項	1人以上常勤 (地)第131条第6項、(特)第56条第7項	非常勤可能 (常勤換算方法で1以上) (地)第131条第7項、(特)第56条第8項	非常勤可能	非常勤可能	非常勤可能	常勤 ※兼務を行う他の職務に係る常勤換算上も、当該介護支援専門員の勤務時間の全体を当該他の職務にかかる勤務時間として算入することができる (地)第131条第11項、(地)解釈通知第3、七、2(6)	非常勤可能
	ユニット型	専従/兼務	(地域密着のユニット型と同様)									
		常勤/非常勤										

図表 4 同一事業所における人員の兼務可否

同一事業所		○:基準上兼務可 ×:基準上兼務不可						
	医師	施設長	※1 生活相談員	※1 介護職員	※1 看護職員	栄養士	機能訓練 指導員	介護支援 専門員
医師		○	×	×	×	○	○	○
施設長	○		×	×	×	○	○	○
生活相談員	×	×		×	×	×	○	○
介護職員	×	×	×		×	×	○	○
看護職員	×	×	×	×		×	○	○
栄養士	○	○	×	×	×		○	○
機能訓練 指導員	○	○	○	○	○	○		○
介護支援 専門員	○	○	○	○	○	○	○	

※1 直接入所者の処遇に当たる場合の整理

図表 5 併設する短期入所生活介護との人員の兼務可否

併設する短期入所者生活介護

○:基準上兼務可
×:基準上兼務不可

併設する短期入所生活介護	本体施設								
		医師	施設長	※1 生活相談員	※1 介護職員	※1 看護職員	栄養士	機能訓練 指導員	介護支援 専門員
	医師	○	○	×	×	×	○	○	○
	施設長	○	○	×	×	×	○	○	○
	生活相談員	×	×	○	×	×	×	○	○
	介護職員	×	×	×	○	×	×	○	○
	看護職員	×	×	×	×	○	×	○	○
	栄養士	○	○	×	×	×	○	○	○
	機能訓練 指導員	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護支援 専門員	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 直接入所者の処遇に当たる場合の整理

図表 6 同一法人内の他事業所との人員の兼務可否

同一法人内の他事業所 (同一敷地内に設置されている他の社会福祉施設等)									
同一法人内の他事業所	本体施設								
		医師	施設長	※1 生活相談員	※1 介護職員	※1 看護職員	栄養士	機能訓練 指導員	介護支援 専門員
	医師	○	○	×	×	×	○	○	○
	施設長	○	○	×	×	×	○	○	○
	生活相談員	×	×	×	×	×	×	○	○
	介護職員	×	×	×	×	×	×	○	○
	看護職員	×	×	×	×	×	×	○	○
	栄養士	○	○	×	×	×	×	○	○
	機能訓練 指導員	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護支援 専門員	○	○	○	○	○	○	○	○ ^{※2}

※1 直接入所者の処遇に当たる場合の整理

※2 居宅介護支援事業所の介護支援専門員との兼務は認められない。ただし、増員に係る非常勤の介護支援専門員については、この限りでない。

図表 7 ユニット型及びユニット型以外の施設が併設されている場合の人員の兼務可否

ユニット型及びユニット型以外の施設併設 (旧一部ユニット型施設を含む)									
ユニット型以外の施設	本体施設								
		医師	施設長	※1 生活相談員	※1 介護職員	※1 看護職員	栄養士	機能訓練 指導員	介護支援 専門員
	医師	○	○	×	×	×	○	○	○
	施設長	○	○	×	×	×	○	○	○
	生活相談員	×	×	×	×	×	×	○	○
	介護職員	×	×	×	×	×	×	○	○
	看護職員	×	×	×	×	×	×	○	○
	栄養士	○	○	×	×	×	○	○	○
	機能訓練 指導員	○	○	○	○	○	○	○	○
	介護支援 専門員	○	○	○	○	○	○	○	○

※1 直接入所者の処遇に当たる場合の整理

(B) 人員兼務の際の加算の算定基準

本調査では、厚生労働省の公開している、「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&Aの中の兼務規定に関連する質問と回答を一覧として整理した。

「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A(厚生労働省 HP より)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/ga/index.html

図表 8 「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A(抜粋)(1/4)

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
1 人員	介護支援専門員のカウント	施設サービスにおいて介護支援専門員が看護婦である場合、介護支援専門員としても、看護婦としても1名配置しているとして算定することは可能か。	各施設の人員、設備及び運営に関する基準において、介護支援専門員については、「専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、入所者(入院患者)の処遇に支障がない場合には、当該施設の他の業務に従事することができるものとする。」とされており、介護支援専門員1名、看護婦1名として算定することが可能である。	12.3.31事務連絡 介護保険最新情報vol.59 介護報酬等に係るQ&A
4 報酬	日常生活継続支援加算	介護福祉士の配置割合を算定する際に、ショートステイを兼務している介護福祉士はどのような取扱いとするか。	併設型のショートステイと兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により、当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイそれぞれに割り振った上で(例:前年度の入所者数平均が40人の本体施設と10人のショートステイの間で均等に兼務している場合は常勤換算でそれぞれ0.8人と0.2人とするなど)、本体施設での勤務に係る部分のみを加算算定のための計算の対象とする。その際、実態として本体施設と併設のショートステイにおける勤務時間が1:1程度の割合で兼務している介護福祉士を本体施設のみにおいてカウントするなど、勤務実態と著しく乖離した処理を行うことは認められない。 空床利用型のショートステイについては、ショートステイに係る業務を本体施設における業務と分離して考えることは困難であるため、特に按分を行わず、本体施設に勤務する職員として数えて差し支えない。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
4 報酬	サービス提供体制強化加算	介護老人福祉施設と併設のショートステイを一体的に運営している場合、加算の算定基準となる職員の割合は一体的に算出すべきか、別個に算出すべきか。両方を兼務している職員をどちらか一方に寄せてカウントすることは可能か。	本体施設と併設のショートステイを兼務している職員については、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて割合を算出し、加算の算定の可否を判断することが望ましい。ただし、大多数の職員が特養と併設ショートステイを均等に兼務しているような場合は、本体施設とショートステイで一体的に算出した職員の割合を、本体施設とショートステイの両方について用いても差し支えない。 また、実態として本体施設のみで勤務している職員を本体施設のみでカウントすることは差し支えないが、実態として本体施設とショートステイを兼務している職員を本体施設かショートステイいずれか一方のみにおいてカウントするなど、勤務実態と乖離した処理を行うことは認められない。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
4 報酬	看護体制加算	本体施設である介護老人福祉施設と併設のショートステイについて、一体的に加算を算定できるのか。	本体施設と併設のショートステイそれぞれについて別個に加算算定の可否を判断する。すなわち、看護体制加算(Ⅰ)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤の看護師を1人ずつ配置している場合、看護体制加算(Ⅱ)では本体施設と併設のショートステイでそれぞれ常勤換算で25:1以上、かつ本体施設では最低基準に加え1以上の看護職員を配置している場合に、算定可能となる。 その際、看護体制加算(Ⅱ)については、本体施設と併設のショートステイを兼務している看護職員は、勤務実態、利用者数、ベッド数等に基づき按分する方法により当該職員の常勤換算数を本体施設とショートステイに割り振った上で、本体施設とショートステイそれぞれについて加算の算定の可否を判断することとなる。 なお、空床利用型ショートステイについては、加算(Ⅰ)、(Ⅱ)とも、本体施設において加算の算定基準を満たしていれば空床利用型ショートステイについても加算を算定することができる。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
4 報酬	看護体制加算	本体施設と併設のショートステイの両方で看護体制加算(Ⅰ)を算定する場合、ショートステイの看護師は本体施設の業務に従事してはいけないのか。	本体施設と併設のショートステイの両方で看護体制加算(Ⅰ)を算定する場合、本体施設とショートステイそれぞれを担当する常勤の看護師が定められていることが必要であるが、ショートステイを担当する常勤看護師が、ショートステイにおける業務に支障のない範囲で本体施設における業務に従事することを妨げるものではない。本体施設を担当する常勤看護師がショートステイの業務に従事する場合も同じ。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
4 報酬	看護体制加算	本体施設と併設のショートステイを通じて常勤看護師が1人しかいないが、その1人が特養とショートステイの両方を均等に兼務している場合、本体施設と併設のショートステイのどちらで看護体制加算(Ⅰ)を算定するかは事業者の選択によるものと解してよいのか。	本体施設と併設のショートステイのどちらで看護体制加算(Ⅰ)を算定するかは事業者の選択として構わないが、算定することとした方の事業所を主として勤務を行うべきである。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)

図表 9 「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A(抜粋)(2/4)

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
4 報酬	看護体制加算	機能訓練指導員が看護師である場合、看護体制加算(Ⅱ)の看護職員配置に含められるか。看護体制加算(Ⅰ)についてはどうか。	看護体制加算(Ⅱ)については、当該機能訓練指導員が看護職員としての業務に従事している実態があれば、当該業務に係る勤務時間を常勤換算の看護職員数の中に含めることは可能である。 看護体制加算(Ⅰ)については、看護職員としての業務以外の業務に従事する看護師によって同加算を算定することは望ましくない。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
4 報酬	夜間職員配置加算	ショートステイが併設の場合、本体特養と併設のショートステイで合わせて夜勤職員を1人以上加配していれば算定可能か。	そのとおりである。ただし、本体施設と併設のショートステイのうち一方がユニット型で他方が従来型であるような場合については、それぞれにおいて1人以上ずつ夜勤職員を加配している必要がある。	21.3.23 介護保険最新情報vol.69 平成21年4月改定関係Q&A(vol.1)
1人員	特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係	専従が求められる特別養護老人ホームの職員について、「同時並行的に行われるものではない職務であれば、兼務することは差し支えない」とのことだが、生活相談員や介護職員などの直接処遇職員についても、地域貢献活動等に従事することが認められるということが良いか。	特別養護老人ホームに従事する職員についての専従要件は、他の職業との兼業を禁止する趣旨のものではないため、特別養護老人ホームに従事する時間帯以外の時間帯であることを勤務表等で明確にした上で、それらの活動に従事することは可能である。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について
1人員	特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係	常勤の職員の配置が求められる職種については、職員が時間帯を明確に区分し、法人内の他の職務に従事する場合には、特別養護老人ホームにおける勤務時間が常勤の職員が勤務すべき時間数に達しないこととなるため、人員基準を満たすためには当該職員とは別に常勤の職員を配置する必要があると考えてよいか。	貴見のとおりである。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について
1人員	特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係	職員が時間帯を明確に区分し、法人内の他の職務に従事した時間については、常勤換算方法における職員の勤務延時間数に含まないと考えてよいか。	貴見のとおりである。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について
1人員	特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係	特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯については、従前のとおり、介護職員等の直接処遇職員については原則として兼務ができず、その他の職員の兼務についても、同一敷地内の他の社会福祉施設等への兼務であって、入所者の処遇に支障をきたさない場合に限られるものであると考えてよいか。 また、特別養護老人ホームにおいて勤務すべき時間帯以外については、職員が別の敷地内にある他の事業所や施設の職務に従事することができると考えてよいか。	貴見のとおりである。	27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について

図表 10 「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A(抜粋) (3/4)

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
1人員	特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係	一部ユニット型施設・事業所が、ユニット型部分とユニット型以外の部分それぞれ別施設・事業所として指定されることとなった場合について、専従要件や利用者の数などの加算の算定条件についてどのように考えればよいか。	従来、「一部ユニット型」として指定を受けていた施設が、指定更新により、ユニット型施設とユニット型以外の施設とで別の指定を受けている場合を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設(又は地域密着型介護老人福祉施設)が併設されている場合については、「個別機能訓練加算」や「常勤医師配置加算」など常勤職員の専従が要件となっている加算について、双方の施設を兼務する常勤職員の配置をもって双方の施設で当該加算を算定することは認められないものとしてきたところである。 しかしながら、個別機能訓練加算については、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」ことが理学療法士等に求められているものであり、一体的な運営が行われていると認められる当該併設施設において、双方の入所者に対する機能訓練が適切に実施されている場合で、常勤の理学療法士等が、双方の施設において、専ら機能訓練指導員としての職務に従事しているのであれば、今後、当該加算の算定要件を双方の施設で満たすものとして取り扱うこととする。 また、介護福祉施設サービス及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護における「看護体制加算」と「夜勤職員配置加算」については、入所者数に基づいた必要職員数を算定要件としている加算であり、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設(又は地域密着型介護老人福祉施設)が併設されている場合についてのこれまでの取扱いと同様、双方の入所者の合計数に基づいて職員数を算定するものとする。 ※ 短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。 ※ 平成23 年Q&A「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて(疑義解釈)」(平成23 年9月10 日)問6については、介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設が併設されている施設については適用を受けないものとする。	27.4. 1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)」の送付について
4報酬	特別養護老人ホームの職員に係る「専従要件」の緩和関係	一部ユニット型施設・事業所が、ユニット型部分とユニット型以外の部分それぞれ別施設・事業所として指定されることとなった場合について、 ①常勤職員による専従が要件となっている加算 ②入所者数に基づいた必要職員数が要件となっている加算の算定について、それぞれどのように考えればよいか。	①従来、「一部ユニット型」として指定を受けていた施設が、指定更新により、ユニット型施設とユニット型以外の施設とで別の指定を受けている場合を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の介護老人福祉施設(又は地域密着型介護老人福祉施設)が併設されている場合については、「個別機能訓練加算」や「常勤医師配置加算」など常勤職員の専従が要件となっている加算について、双方の施設を兼務する常勤職員の配置をもって双方の施設で当該加算を算定することは認められないものとしてきたところである。 しかしながら、個別機能訓練加算については、「専ら機能訓練指導員の職務に従事する」ことが理学療法士等に求められているものであり、一体的な運営が行われていると認められる当該併設施設において、双方の入所者に対する機能訓練が適切に実施されている場合で、常勤の理学療法士等が、双方の施設において、専ら機能訓練指導員としての職務に従事しているのであれば、今後、当該加算の算定要件を双方の施設で満たすものとして取り扱うこととする。 ②入所者数に基づいた必要職員数を算定要件としている加算である「看護体制加算」と「夜勤職員配置加算」については、双方の入所者の合計数に基づいて職員数を算定するものである。 この点、夜勤職員配置加算については、「平成21年4月改定関係Q&A(Vol.1)」(平成21年3月23日)では、「一部ユニット型については、ユニット部分及び多床室部分それぞれで要件を満たす必要がある」としているところであるが、指定更新の際に別指定を受けることとなった旧・一部ユニット型施設を含め、同一建物内にユニット型及びユニット型以外の施設(介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設)が併設されている場合については、双方の入所者及びユニット数の合計数に基づいて職員数を算出するものとして差し支えないこととする。なお、この際、ユニット型施設と従来型施設のそれぞれについて、1日平均夜勤職員数を算出するものとし、それらを足し合わせたものが、施設全体として、1以上上回っている場合に夜勤職員配置加算が算定できることとする。ただし、ユニット型施設と従来型施設の入所者のそれぞれの基本サービス費について加算が算定されることとなるため、双方の施設における夜勤職員の加配の状況が極端に偏りのあるものとならないよう配置されたい。 ※短期入所生活介護事業所についても同様の取扱いとする。 ※平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(平成27年4月1日)の問135については削除する。 ※平成23 年Q&A「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う指定、介護報酬等の取扱いについて(疑義解釈)」(平成23 年9月30 日)問6について、上記回答に係る部分については適用を受けないものとする。	27. 4.30 事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)(平成27年4月30日)」の送付について

図表 11 「人員・設備及び運営基準」及び「報酬算定基準」等に関するQ&A(抜粋)(4/4)

基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等																								
1 人員	サテライト型居住施設	サテライト型居住施設については、どのように人員基準が緩和されるのか。	サテライト型居住施設は、本体施設との密接な連携が図られるものであることを前提として、人員基準の緩和を認めており、本体施設の職員によりサテライト型居住施設の入所者に対する処遇等が適切に行われることを要件として、医師、栄養士、機能訓練指導員、介護支援専門員等をサテライト型居住施設に置かないことができる。 また、生活相談員、看護職員についても、所要の緩和を認めている。 《本体施設(50名)とサテライト型居住施設(20名)の人員配置例》 <table><thead><tr><th>人員</th><th>本体施設</th><th>サテライト型居住施設</th></tr></thead><tbody><tr><td>施設長(管理者)</td><td>1名</td><td>1名(本体と兼務可)</td></tr><tr><td>医師</td><td>1名</td><td>—</td></tr><tr><td>生活相談員</td><td>1名(常勤)</td><td>1名(常勤換算方法)</td></tr><tr><td>介護職員・看護職員</td><td>17名 ・常時1人以上の常勤 の介護職員 ・常勤の看護職員2人</td><td>7名 ・常時1人以上の介護職員 ・看護職員は非常勤でもよい (常勤換算方法で1人)</td></tr><tr><td>栄養士</td><td>1名</td><td></td></tr><tr><td>機能訓練指導員</td><td>1名</td><td></td></tr><tr><td>介護支援専門員</td><td>1名</td><td></td></tr></tbody></table>	人員	本体施設	サテライト型居住施設	施設長(管理者)	1名	1名(本体と兼務可)	医師	1名	—	生活相談員	1名(常勤)	1名(常勤換算方法)	介護職員・看護職員	17名 ・常時1人以上の常勤 の介護職員 ・常勤の看護職員2人	7名 ・常時1人以上の介護職員 ・看護職員は非常勤でもよい (常勤換算方法で1人)	栄養士	1名		機能訓練指導員	1名		介護支援専門員	1名		18.2.24 全国介護保険担当課長ブロック会議資料 Q&A
人員	本体施設	サテライト型居住施設																										
施設長(管理者)	1名	1名(本体と兼務可)																										
医師	1名	—																										
生活相談員	1名(常勤)	1名(常勤換算方法)																										
介護職員・看護職員	17名 ・常時1人以上の常勤 の介護職員 ・常勤の看護職員2人	7名 ・常時1人以上の介護職員 ・看護職員は非常勤でもよい (常勤換算方法で1人)																										
栄養士	1名																											
機能訓練指導員	1名																											
介護支援専門員	1名																											

(C)設備共用の基準

以下、特別養護老人ホームの設備の共用に係る規定を抜粋した。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成 11 年厚生省令第 46 号)

(設備の専用)

第四条 特別養護老人ホームの設備は、専ら当該特別養護老人ホームの用に供するものでなければならない。ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

(平成 12 年 3 月 17 日老発第 214 号厚生省老人保健福祉局長通知)

3 設備の専用

基準第 4 条(設備の専用)は、特別養護老人ホームに設け又は備えられる設備が必要に応じた直ちに使用できる状態になければならないので、原則として、これらを当該特別養護老人ホームの専用とすべきこととしたものであるが、同一敷地内に他の社会福祉施設が設置されている場合等であって、当該特別養護老人ホームの効果的な運営と入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、入所者が日常継続的に使用する設備以外の調理室等の設備は、その一部についてただし書を適用して差し支えないこととしたものである。

「介護予防・日常生活支援総合事業ガイドライン」についての Q&A (平成 27 年 8 月 19 日版)
問 17 介護予防・日常生活支援総合事業において、特別養護老人ホームや認知症グループホームの浴室等を、総合事業の利用者が利用することは可能か。

(答)

1 特別養護老人ホームの浴室等については、原則として特別養護老人ホームの専用とすべきではあるが、入所者の利用を妨げない等、入所者に対する適切な処遇が確保される場合には、総合事業等において浴室等を共用しても差し支えない。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準

(平成 11 年厚生省令第 46 号)

第 5 章 地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準

第 55 条 第 4 項

第 6 号 医務室

医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所とすることとし、入所者を診療するために必要な医薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設備を設けること。ただし、本体施設が特別養護老人ホームであるサテライト型居住施設については医務室を必要とせず、入所者を診療するために必要ない薬品及び医療機器を備えるほか、必要に応じて臨床検査設

備を設けることで足りるものとする。

第7号 調理室

イ（略）

ロ サテライト型居住施設の調理室については、本体施設の調理室で調理する場合であつて、運搬手段について衛生上適切な措置がなされているときは、簡易な調理設備を設けることで足りるものとする。

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について

（平成12年3月17日老発第214号厚生省老人保健福祉局長通知）

第6 地域密着型特別養護老人ホーム

2 設備の基準（基準第55条）

（3）療養病床等を有する病院等の療養病床等を平成36年3月31日までの間に転換する場合における食道及び機能訓練室については、第2の1の(13)の⑤及び⑥を準用する。なお、第2の1の(13)の⑤及び⑥二について、当該転換を行って開設する特別養護老人ホームがサテライト型居住施設の場合にあっては、機能訓練室は、本体施設における機能訓練室を利用すれば足りることとする。

第2節 特別養護老人ホームへのアンケート調査

① 調査概要

施設向けアンケート調査の概要は以下のとおり。

調査名	特別養護老人ホームにおけるサービス提供体制に関する調査
調査対象	全国の特別養護老人ホームから層化無作為抽出で 4,000 施設を抽出 ※広域型特別養護老人ホームは 3,150 施設 地域密着型特別養護老人ホームは 850 施設
調査方法	郵送にて上の調査票を配布・回収
調査期間	平成 31 年 2 月 20 日(水)～平成 31 年 3 月 8 日(金) ※平成 31 年 3 月 8 日(金)消印有効とし、 概ね 3 月 12 日(火)までの到着分を集計
回収数	1,298 票(回収率約 32%)

② 調査結果

【事業所の属性】

Q1 貴施設の事業所の形態として、あてはまるものを一つお選びください。

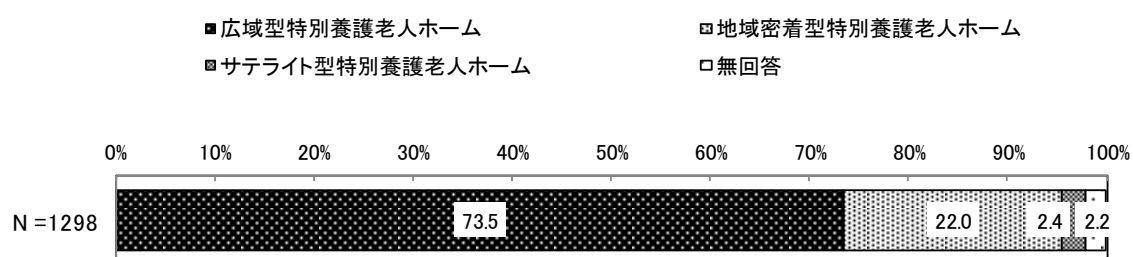
回答者の所属する事業所の形態は、広域型特別養護老人ホームが約 73.5%、地域密着型特別養護老人ホームが 22.0%、サテライト型特別養護老人ホームが 2.4%の構成である。

図表 12 事業所の形態

	回答数	広域型 特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	サテライト型 特別養護老人ホーム	無回答
合計	1,298 100.0	954 73.5	285 22.0	31 2.4	28 2.2

上は回答数、下は%を示す

図表 13 事業所の形態



Q2 貴施設の居室のタイプについて、あてはまるものを一つお選びください。

※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所についてご回答ください。

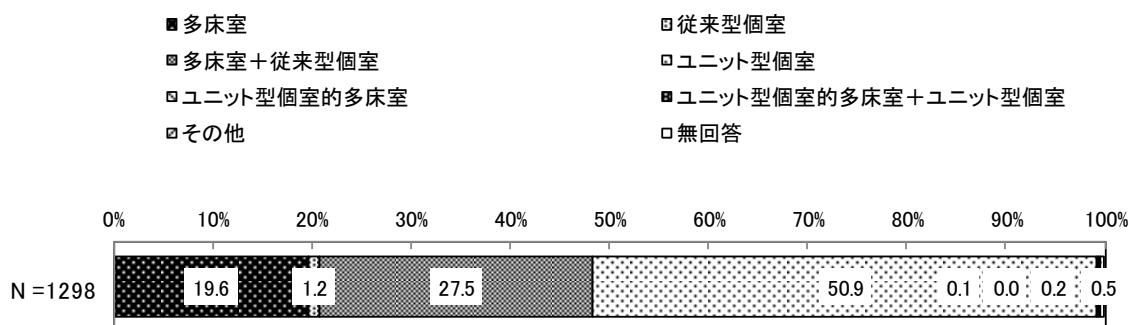
回答者の所属する事業所の居室のタイプは、ユニット型個室が最も多く、50.9%を占めている。
次いで、多床室＋従来型個室、多床室が多く、これらの3つの居室のタイプのいずれかに98.0%の回答が含まれている。

図表 14 居室のタイプ

	回答数	多床室	従来型個室	多床室＋従来型個室	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	ユニット型個室的多床室＋ユニット型個室	その他	無回答
合計	1,298	255	16	357	661	1	-	2	6
	100.0	19.6	1.2	27.5	50.9	0.1	-	0.2	0.5

上は回答数、下は%を示す

図表 15 居室のタイプ



Q3 貴施設の定員数について、あてはまるものを一つお選びください。

※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所についてご回答ください。

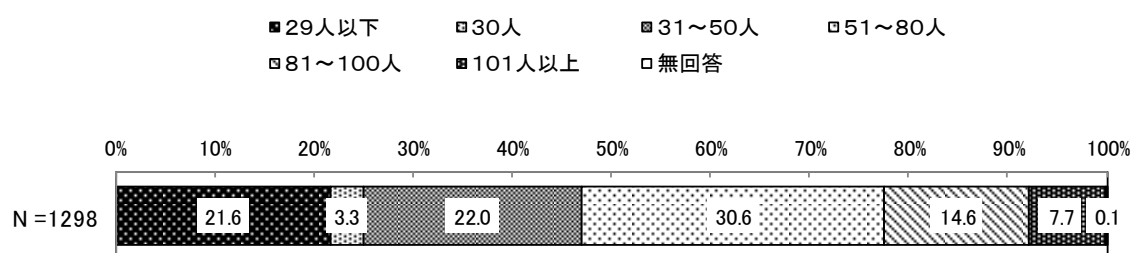
回答者の所属する事業所の定員数は、51～80人が最も多く、30.6%を占めている。次いで、31～50人、29人以下、81～100人という回答が多く割合を占めている。

図表 16 施設の定員数

	回答数	29人以下	30人	31～50人	51～80人	81～100人	101人以上	無回答
合計	1,298	281	43	286	397	190	100	1
	100.0	21.6	3.3	22.0	30.6	14.6	7.7	0.1

上は回答数、下は%を示す

図表 17 施設の定員数



Q4 貴施設の事業開始時期についてあてはまるものを一つお選びください。

※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所についてご回答ください。

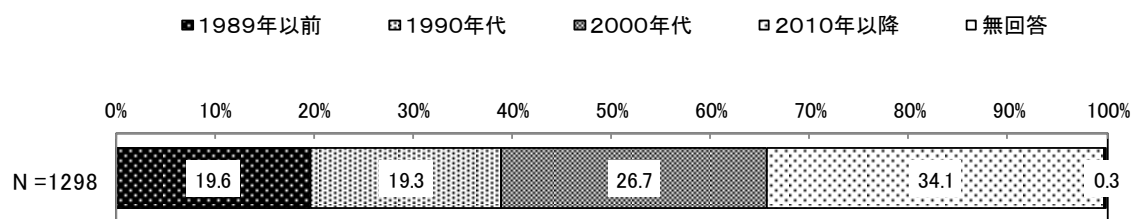
回答者の所属する事業所の事業開始時期は、2010年以降が最も多く、34.1%を占めている。次いで、2000年代、1989年以前、1990年代と言う順番で割合が高くなっている。

図表 18 施設の事業開始時期

	回答数	1989年以前	1990年代	2000年代	2010年以降	無回答
合計	1,298	254	251	346	443	4
	100.0	19.6	19.3	26.7	34.1	0.3

上は回答数、下は%を示す

図表 19 施設の事業開始時期



【貴施設以外の施設・事業所】

Q5 貴法人が運営している貴施設以外の施設・事業所について、貴施設との距離も考慮して、当てはまるものをご回答ください。

本調査での同一建物、近接、近隣の考え方は以下の通り。

＜同一建物＞

同じ建物内に、別の事業・サービスがある場合

＜近接＞

同一敷地内、または隣接する敷地内に、別の事業・サービスがある場合

＜近隣＞

移動手段は問わず、移動時間がおおむね 20 分以内の場所に、別の事業・サービスがある場合（移動時間はおおむね 20 分以内（移動手段は問わず））

特別養護老人ホームと共に運営されている施設・事業所として最も多いのは短期入所生活介護（ショートステイ）であり、特に同一建物内で運営されている割合が高い。

他の施設・事業所として、通所介護、居宅介護支援、訪問介護、グループホームといった施設・事業所が特別養護老人ホームと共に運営されている割合が高い。通所介護や居宅介護支援は同一建物内での運営の割合が高い一方で、訪問介護、グループホームは近隣での運営の割合が高い結果となっている。

また、自らの勤務している特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを運営している法人も一定数あり、その場所としては現在勤務している特別養護老人ホームの近隣という回答が最も高い割合となっている。

<単純集計結果>

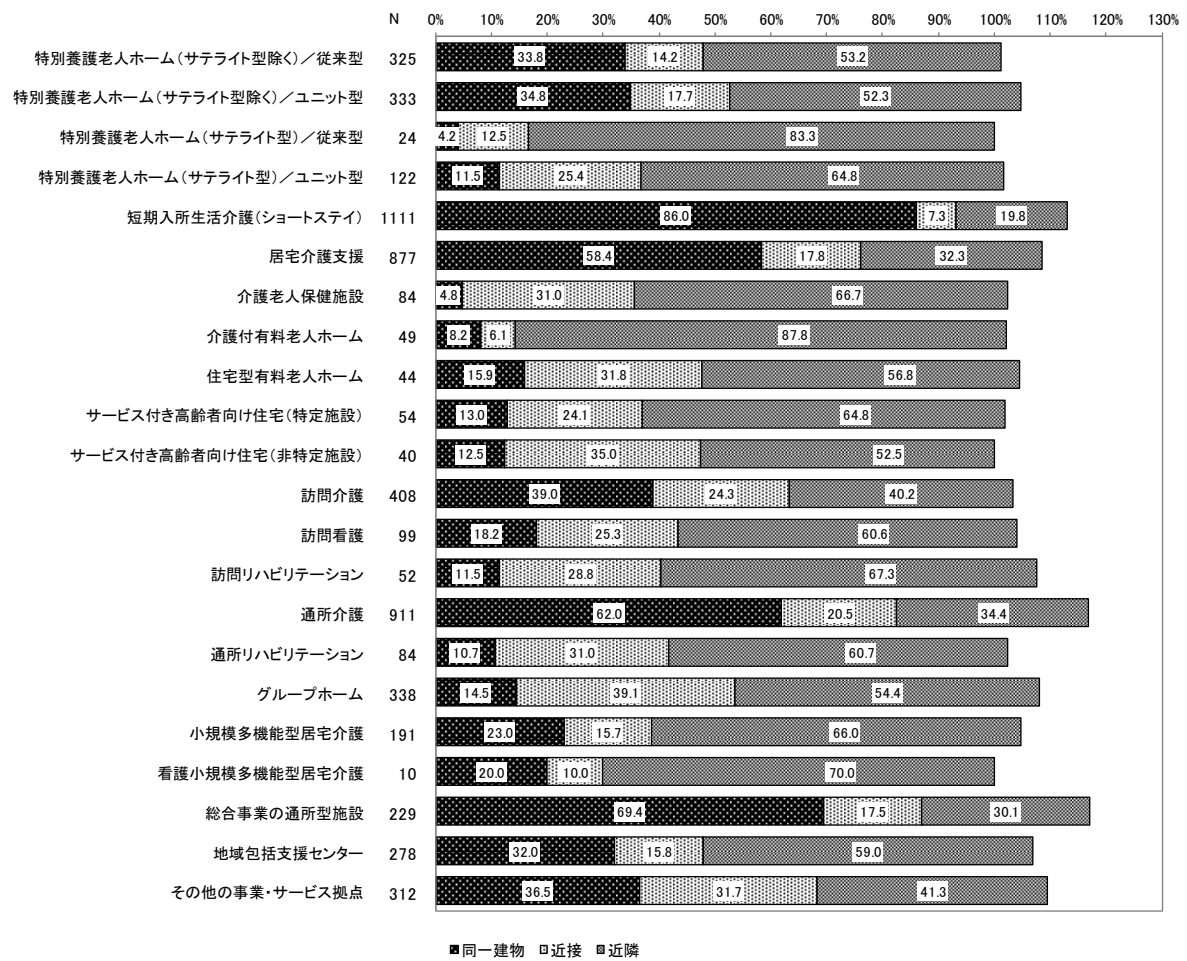
図表 20 貴施設以外の施設・事業所

(※ここでの回答数とは、それぞれの施設・事業所について、同一建物、近接、近隣いずれか(または複数)回答した数のことを指す。そのため、同じ区分の施設・事業所を複数有し、自ら勤務する施設との距離が異なる際には、複数回答しているため、回答数と同一建物+近接+近隣の合計が異なる場合がある。以降のクロス集計でも同様である。)

		回答数	貴施設との距離		
			同一建物	近接	近隣
特別養護老人ホーム (サテライト型除く)	従来型	325 100.0	110 33.8	46 14.2	173 53.2
	ユニット型	333 100.0	116 34.8	59 17.7	174 52.3
特別養護老人ホーム (サテライト型)	従来型	24 100.0	1 4.2	3 12.5	20 83.3
	ユニット型	122 100.0	14 11.5	31 25.4	79 64.8
短期入所生活介護(ショートステイ)		1,111 100.0	955 86.0	81 7.3	220 19.8
居宅介護支援		877 100.0	512 58.4	156 17.8	283 32.3
介護老人保健施設		84 100.0	4 4.8	26 31.0	56 66.7
介護付有料老人ホーム		49 100.0	4 8.2	3 6.1	43 87.8
住宅型有料老人ホーム		44 100.0	7 15.9	14 31.8	25 56.8
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)		54 100.0	7 13.0	13 24.1	35 64.8
サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)		40 100.0	5 12.5	14 35.0	21 52.5
訪問介護		408 100.0	159 39.0	99 24.3	164 40.2
訪問看護		99 100.0	18 18.2	25 25.3	60 60.6
訪問リハビリテーション		52 100.0	6 11.5	15 28.8	35 67.3
通所介護		911 100.0	565 62.0	187 20.5	313 34.4
通所リハビリテーション		84 100.0	9 10.7	26 31.0	51 60.7
グループホーム		338 100.0	49 14.5	132 39.1	184 54.4
小規模多機能型居宅介護		191 100.0	44 23.0	30 15.7	126 66.0
看護小規模多機能型居宅介護		10 100.0	2 20.0	1 10.0	7 70.0
総合事業の通所型施設		229 100.0	159 69.4	40 17.5	69 30.1
地域包括支援センター		278 100.0	89 32.0	44 15.8	164 59.0
その他の事業・サービス拠点		312 100.0	114 36.5	99 31.7	129 41.3

上は回答数、下は%を示す

図表 21 貴施設以外の施設・事業所



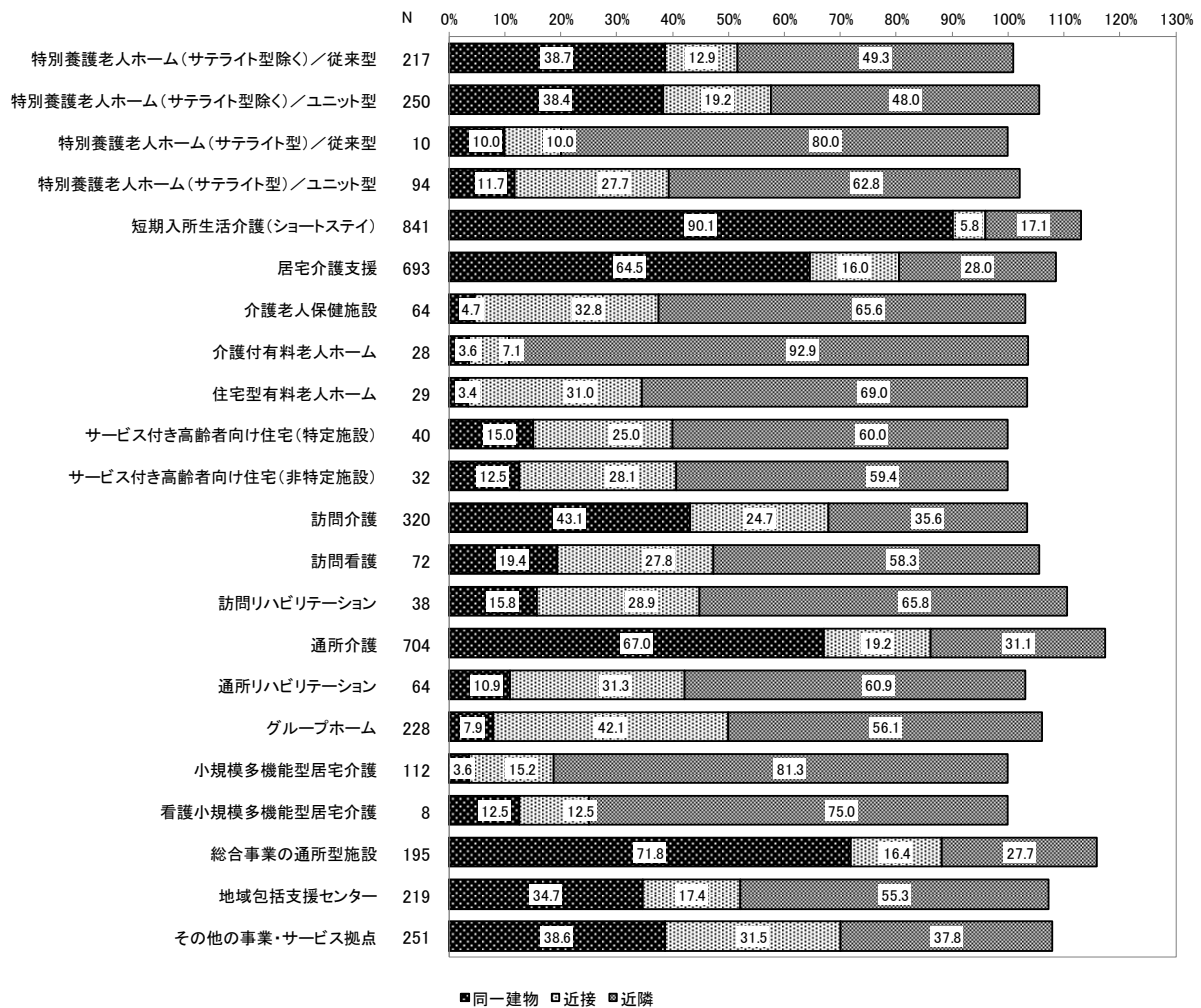
＜事業所形態とのクロス集計結果＞

図表 22 貴施設以外の施設・事業所(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】

		回答数	広域型 特別養護老人ホーム		
			同一建物	近接	近隣
特別養護老人ホーム (サテライト型除く)	従来型	217 100.0	84 38.7	28 12.9	107 49.3
	ユニット型	250 100.0	96 38.4	48 19.2	120 48.0
特別養護老人ホーム (サテライト型)	従来型	10 100.0	1 10.0	1 10.0	8 80.0
	ユニット型	94 100.0	11 11.7	26 27.7	59 62.8
短期入所生活介護(ショートステイ)		841 100.0	758 90.1	49 5.8	144 17.1
居宅介護支援		693 100.0	447 64.5	111 16.0	194 28.0
介護老人保健施設		64 100.0	3 4.7	21 32.8	42 65.6
介護付有料老人ホーム		28 100.0	1 3.6	2 7.1	26 92.9
住宅型有料老人ホーム		29 100.0	1 3.4	9 31.0	20 69.0
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)		40 100.0	6 15.0	10 25.0	24 60.0
サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)		32 100.0	4 12.5	9 28.1	19 59.4
訪問介護		320 100.0	138 43.1	79 24.7	114 35.6
訪問看護		72 100.0	14 19.4	20 27.8	42 58.3
訪問リハビリテーション		38 100.0	6 15.8	11 28.9	25 65.8
通所介護		704 100.0	472 67.0	135 19.2	219 31.1
通所リハビリテーション		64 100.0	7 10.9	20 31.3	39 60.9
グループホーム		228 100.0	18 7.9	96 42.1	128 56.1
小規模多機能型居宅介護		112 100.0	4 3.6	17 15.2	91 81.3
看護小規模多機能型居宅介護		8 100.0	1 12.5	1 12.5	6 75.0
総合事業の通所型施設		195 100.0	140 71.8	32 16.4	54 27.7
地域包括支援センター		219 100.0	76 34.7	38 17.4	121 55.3
その他の事業・サービス拠点		251 100.0	97 38.6	79 31.5	95 37.8

上は回答数、下は%を示す

図表 23 貴施設以外の施設・事業所(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】

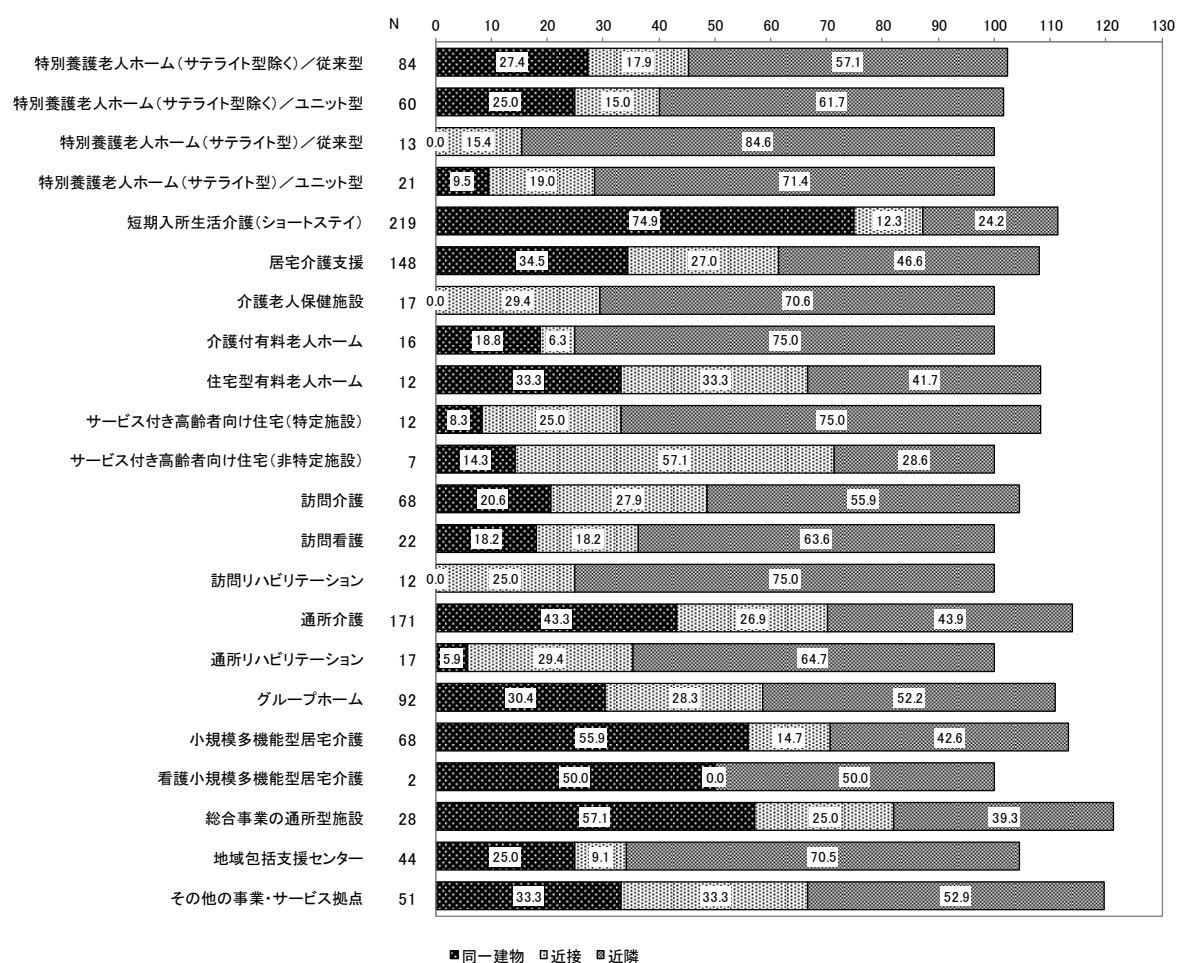


図表 24 貴施設以外の施設・事業所(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】

		回答数	地域密着型 特別養護老人ホーム		
			同一建物	近接	近隣
特別養護老人ホーム (サテライト型除く)	従来型	84 100.0	23 27.4	15 17.9	48 57.1
	ユニット型	60 100.0	15 25.0	9 15.0	37 61.7
特別養護老人ホーム (サテライト型)	従来型	13 100.0	- -	2 15.4	11 84.6
	ユニット型	21 100.0	2 9.5	4 19.0	15 71.4
短期入所生活介護(ショートステイ)		219 100.0	164 74.9	27 12.3	53 24.2
居宅介護支援		148 100.0	51 34.5	40 27.0	69 46.6
介護老人保健施設		17 100.0	- -	5 29.4	12 70.6
介護付有料老人ホーム		16 100.0	3 18.8	1 6.3	12 75.0
住宅型有料老人ホーム		12 100.0	4 33.3	4 33.3	5 41.7
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)		12 100.0	1 8.3	3 25.0	9 75.0
サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)		7 100.0	1 14.3	4 57.1	2 28.6
訪問介護		68 100.0	14 20.6	19 27.9	38 55.9
訪問看護		22 100.0	4 18.2	4 18.2	14 63.6
訪問リハビリテーション		12 100.0	- -	3 25.0	9 75.0
通所介護		171 100.0	74 43.3	46 26.9	75 43.9
通所リハビリテーション		17 100.0	1 5.9	5 29.4	11 64.7
グループホーム		92 100.0	28 30.4	26 28.3	48 52.2
小規模多機能型居宅介護		68 100.0	38 55.9	10 14.7	29 42.6
看護小規模多機能型居宅介護		2 100.0	1 50.0	- -	1 50.0
総合事業の通所型施設		28 100.0	16 57.1	7 25.0	11 39.3
地域包括支援センター		44 100.0	11 25.0	4 9.1	31 70.5
その他の事業・サービス拠点		51 100.0	17 33.3	17 33.3	27 52.9

上は回答数、下は%を示す

図表 25 貴施設以外の施設・事業所（事業所形態とのクロス集計）
【地域密着型特別養護老人ホーム】

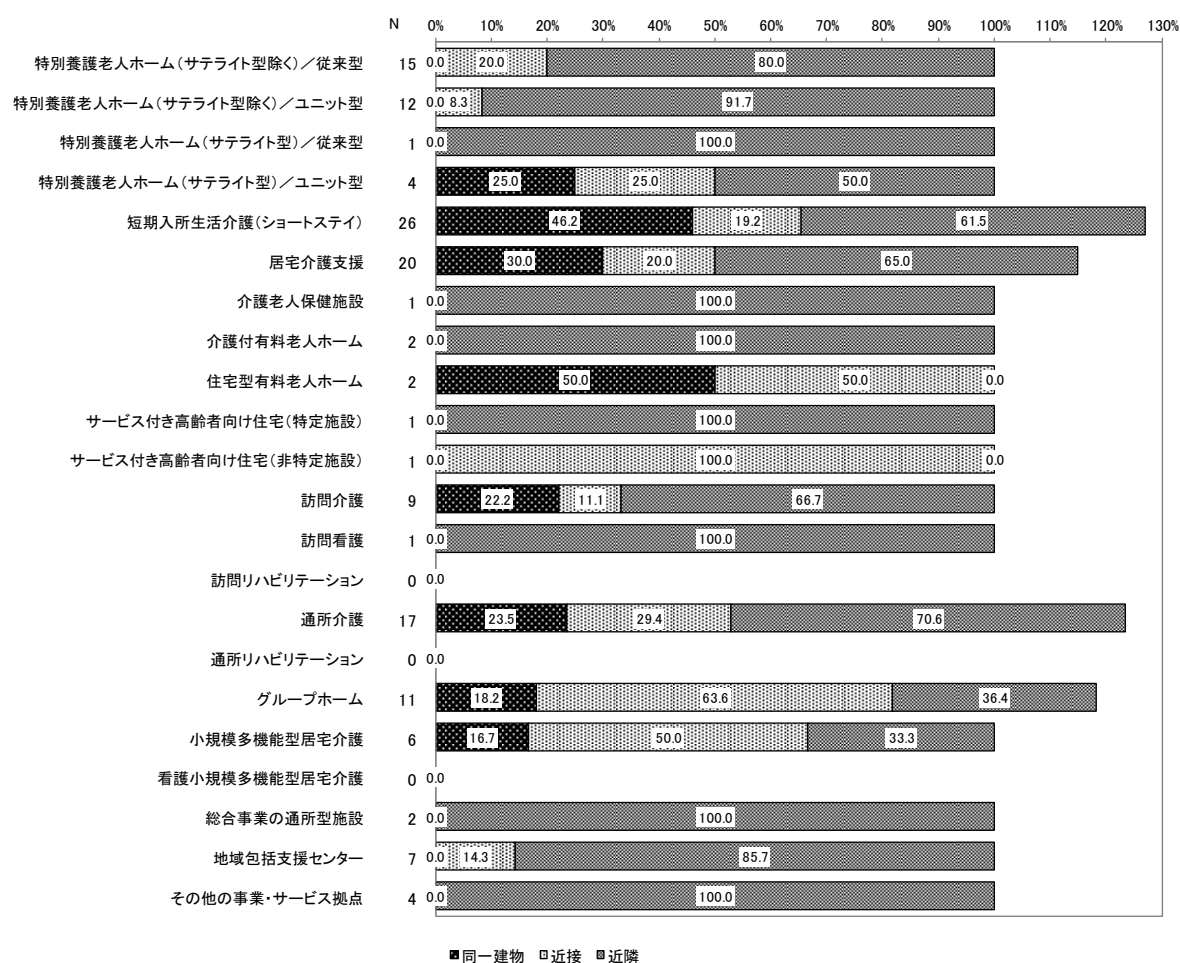


図表 26 貴施設以外の施設・事業所(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】

		回答数	サテライト型 特別養護老人ホーム		
			同一建物	近接	近隣
特別養護老人ホーム (サテライト型除く)	従来型	15 100.0	- -	3 20.0	12 80.0
	ユニット型	12 100.0	- -	1 8.3	11 91.7
特別養護老人ホーム (サテライト型)	従来型	1 100.0	- -	- -	1 100.0
	ユニット型	4 100.0	1 25.0	1 25.0	2 50.0
短期入所生活介護(ショートステイ)		26 100.0	12 46.2	5 19.2	16 61.5
居宅介護支援		20 100.0	6 30.0	4 20.0	13 65.0
介護老人保健施設		1 100.0	- -	- -	1 100.0
介護付有料老人ホーム		2 100.0	- -	- -	2 100.0
住宅型有料老人ホーム		2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -
サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)		1 100.0	- -	- -	1 100.0
サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)		1 100.0	- -	1 100.0	- -
訪問介護		9 100.0	2 22.2	1 11.1	6 66.7
訪問看護		1 100.0	- -	- -	1 100.0
訪問リハビリテーション		- -	- -	- -	- -
通所介護		17 100.0	4 23.5	5 29.4	12 70.6
通所リハビリテーション		- -	- -	- -	- -
グループホーム		11 100.0	2 18.2	7 63.6	4 36.4
小規模多機能型居宅介護		6 100.0	1 16.7	3 50.0	2 33.3
看護小規模多機能型居宅介護		- -	- -	- -	- -
総合事業の通所型施設		2 100.0	- -	- -	2 100.0
地域包括支援センター		7 100.0	- -	1 14.3	6 85.7
その他の事業・サービス拠点		4 100.0	- -	- -	4 100.0

上は回答数、下は%を示す

図表 27 貴施設以外の施設・事業所(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】



Q6で「常勤」、Q7で「非常勤」に分けて、貴施設で働いている各職種の人数を記入してください。

その際に、常勤換算ではなく、常勤者、非常勤者としてそれぞれの実人数をご回答ください。

(集計表の見方)

Q6、Q7では、施設・事業者の回答は人数の記入形式であるが、集計の際には0名の回答を「0(いない)」、1名以上の回答を「1(いる)」として、回答を再整理し、集計している。以降の人数を回答する設問でも同様の方法で集計を行っている。

また、施設長については、複数個所の回答者を無効化しているため、他の職種とは異なり、回答数が少なくなっている。

<常勤>

施設長は同一法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している割合が高く、回答者全体の半分弱、45.9%を占める。

生活相談員、介護職員、看護職員は人員配置基準に則り、常勤で専従の職員が1名以上配置されている施設・事業所の割合が高い。

機能訓練指導員、栄養士、調理員、事務職員は施設・事業所内での兼務や施設・事業所間での兼務が認められているものの、実態としては常勤で専従の職員が1名以上配置されている施設・事業所の割合が高い結果となっている。

一方で、常勤で勤務している医師は数が少なく、後述の非常勤の表のように、非常勤での専従や同一法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している割合が高い。

<非常勤>

非常勤で勤務している医師は数が多く、専従や同一法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している割合が高い。

介護職員や看護職員も常勤だけでなく、非常勤の専従職員を1名以上配置している施設・事業所の割合が高い傾向にある。

◆常勤

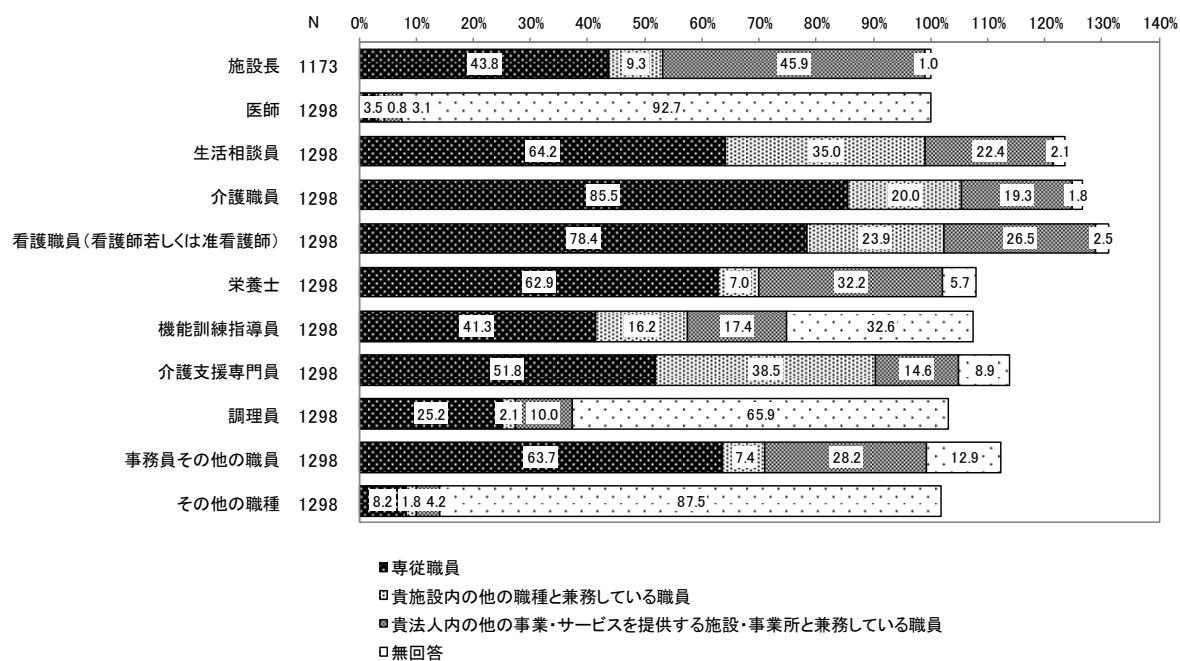
<単純集計結果>

図表 28 各職種(常勤)の回答数

	回答数	a 専従職員	b 貴施設内の他の職種と兼務している職員	c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員	無回答
施設長	1,173 100.0	514 43.8	109 9.3	538 45.9	12 1.0
医師	1,298 100.0	46 3.5	10 0.8	40 3.1	1,203 92.7
生活相談員	1,298 100.0	833 64.2	454 35.0	291 22.4	27 2.1
介護職員	1,298 100.0	1,110 85.5	259 20.0	250 19.3	23 1.8
看護職員(看護師若しくは准看護師)	1,298 100.0	1,018 78.4	310 23.9	344 26.5	32 2.5
栄養士	1,298 100.0	817 62.9	91 7.0	418 32.2	74 5.7
機能訓練指導員	1,298 100.0	536 41.3	210 16.2	226 17.4	423 32.6
介護支援専門員	1,298 100.0	673 51.8	500 38.5	189 14.6	115 8.9
調理員	1,298 100.0	327 25.2	27 2.1	130 10.0	855 65.9
事務員その他の職員	1,298 100.0	827 63.7	96 7.4	366 28.2	168 12.9
その他の職種	1,298 100.0	107 8.2	23 1.8	55 4.2	1,136 87.5

上は回答数、下は%を示す

図表 29 各職種(常勤)の回答数



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 30 各職種の常勤の回答数(事業所形態とのクロス集計) (1/2)

(※ここでの回答対象者数とは、Q1の事業所形態で広域型、地域密着型、サテライト型のいずれかを回答した数のことを指す。また、a 専従、b 貴施設内の他の職種と兼務、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務は複数回答を認めているため、回答対象者数と a+b+c の合計が異なる場合がある。以降のクロス集計でも同様である。)

	広域型 特別養護老人ホーム				地域密着型 特別養護老人ホーム			
	回答対象者数	a 専従職員	b 貴施設内の他の職種と兼務している職員	c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員	回答対象者数	a 専従職員	b 貴施設内の他の職種と兼務している職員	c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員
施設長	853 100.0	391 45.8	61 7.2	401 47.0	253 100.0	103 40.7	40 15.8	110 43.5
医師	69 100.0	35 50.7	6 8.7	28 40.6	23 100.0	9 39.1	4 17.4	11 47.8
生活相談員	942 100.0	641 68.0	317 33.7	235 24.9	271 100.0	151 55.7	116 42.8	50 18.5
介護職員	939 100.0	797 84.9	186 19.8	213 22.7	280 100.0	261 93.2	57 20.4	33 11.8
看護職員(看護師若しくは准看護師)	940 100.0	758 80.6	212 22.6	285 30.3	271 100.0	213 78.6	81 29.9	49 18.1
栄養士	919 100.0	632 68.8	54 5.9	308 33.5	251 100.0	149 59.4	34 13.5	89 35.5
機能訓練指導員	686 100.0	452 65.9	142 20.7	173 25.2	152 100.0	64 42.1	56 36.8	44 28.9
介護支援専門員	880 100.0	541 61.5	335 38.1	141 16.0	249 100.0	100 40.2	142 57.0	40 16.1
調理員	327 100.0	241 73.7	20 6.1	97 29.7	98 100.0	71 72.4	5 5.1	30 30.6
事務員その他の職員	877 100.0	647 73.8	67 7.6	299 34.1	206 100.0	143 69.4	24 11.7	58 28.2
その他の職種	126 100.0	86 68.3	13 10.3	47 37.3	28 100.0	15 53.6	9 32.1	7 25.0

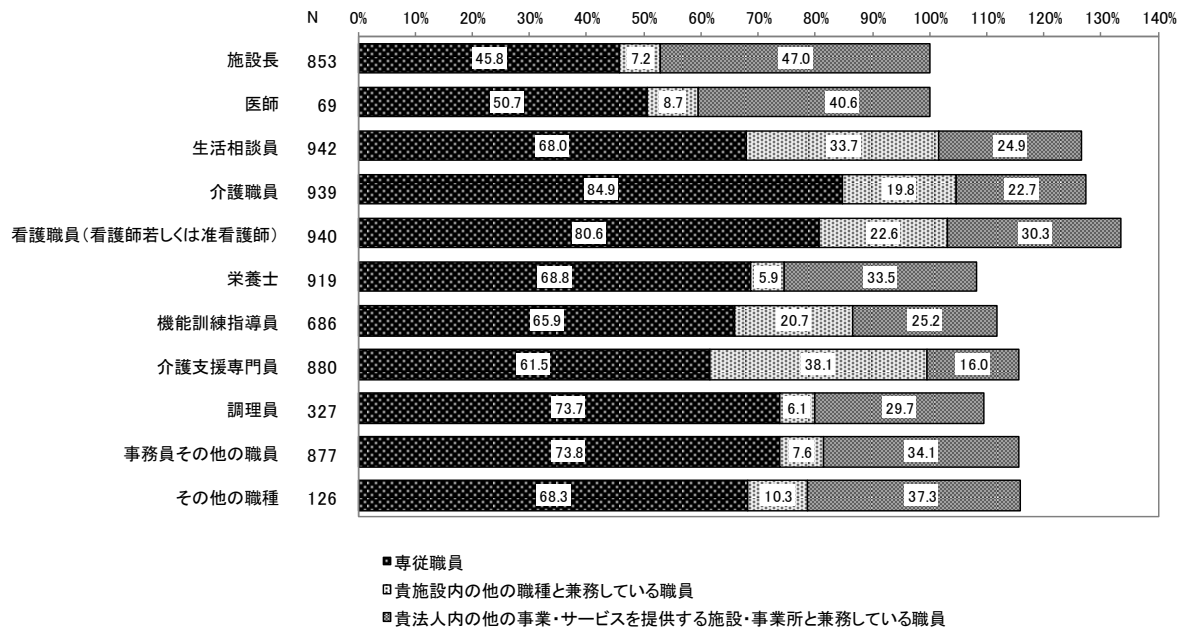
上は回答数、下は%を示す

図表 31 各職種の常勤の回答数(事業所形態とのクロス集計) (2/2)

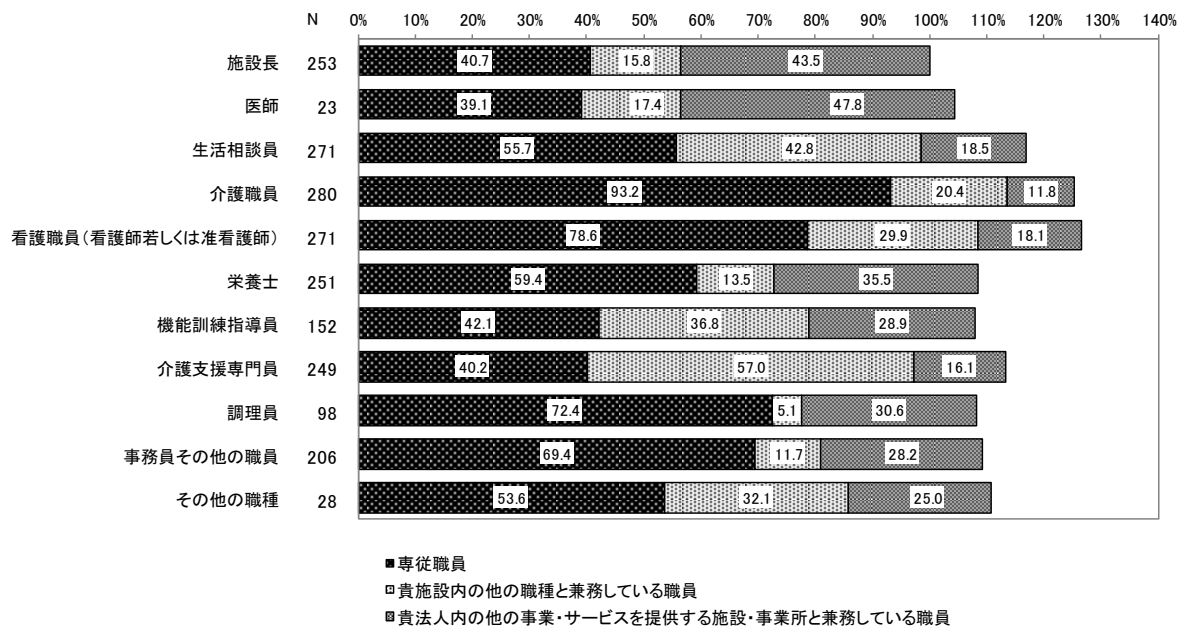
	サテライト型 特別養護老人ホーム			
	回答 対象者数	a 専従職員	b 貴施設内の他の職種と兼務している職員	c 貴法人内の他の事業・サービスを 提供する施設・事業所と兼務している職員
施設長	29 100.0	9 31.0	3 10.3	17 58.6
医師	1 100.0	- -	- -	1 100.0
生活相談員	31 100.0	20 64.5	13 41.9	1 3.2
介護職員	30 100.0	29 96.7	8 26.7	1 3.3
看護職員(看護師若しくは准看護師)	28 100.0	26 92.9	7 25.0	3 10.7
栄養士	27 100.0	17 63.0	0 0.0	12 44.4
機能訓練指導員	17 100.0	6 35.3	7 41.2	4 23.5
介護支援専門員	27 100.0	12 44.4	13 48.1	5 18.5
調理員	11 100.0	10 90.9	2 18.2	- -
事務員その他の職員	22 100.0	18 81.8	2 9.1	3 13.6
その他の職種	4 100.0	3 75.0	- -	1 25.0

上は回答数、下は%を示す

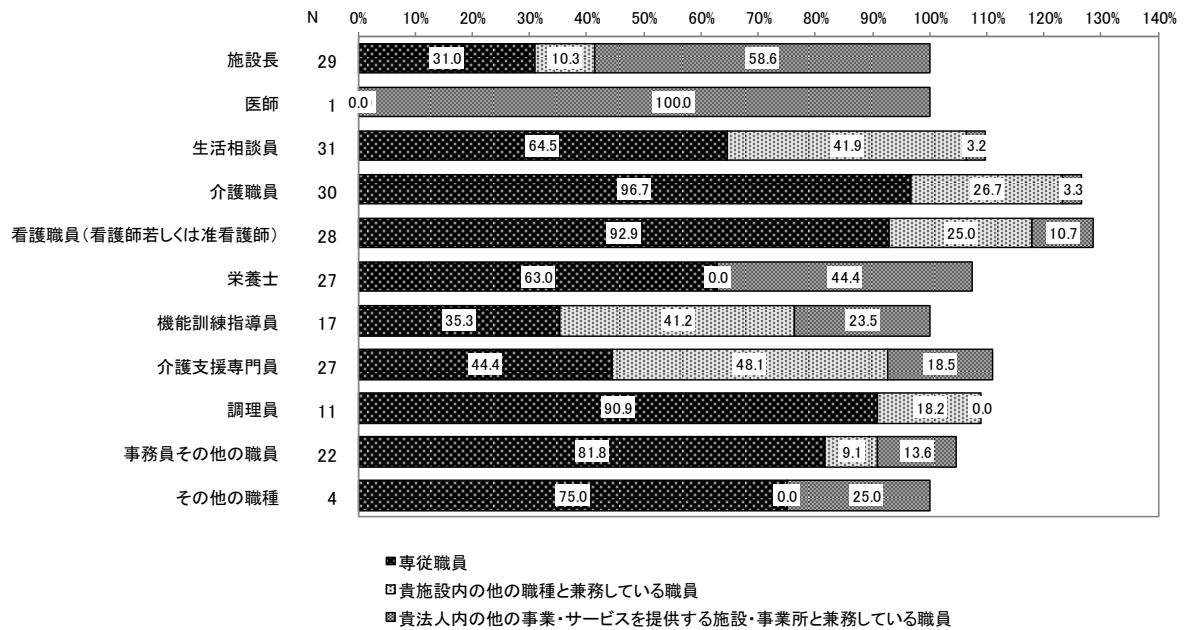
図表 32 常勤各職種の割合（事業所形態とのクロス集計）
【広域型特別養護老人ホーム】



図表 33 常勤各職種の割合（事業所形態とのクロス集計）
【地域密着型特別養護老人ホーム】



図表 34 常勤各職種の割合（事業所形態とのクロス集計）
【サテライト型特別養護老人ホーム】



◆非常勤

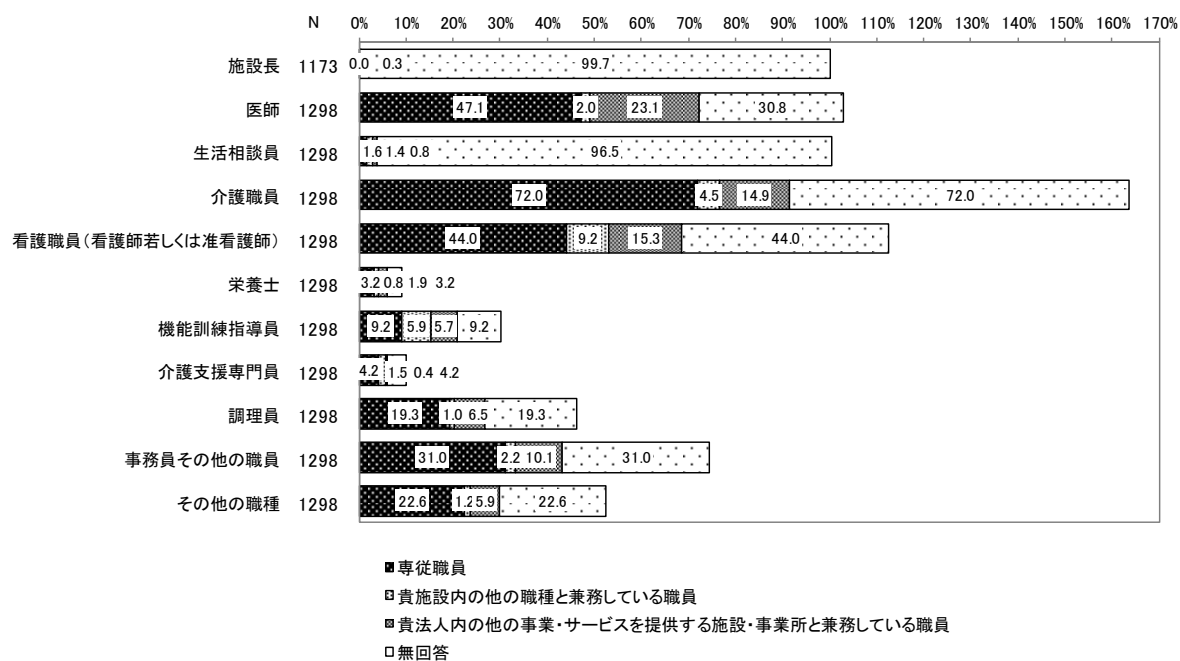
<単純集計結果>

図表 35 各職種(非常勤)の回答数

	回答数	a 専従職員	b 貴施設内の他の職種と兼務している職員	c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員	無回答
施設長	1,173 100.0	- -	- -	3 0.3	1,170 99.7
医師	1,298 100.0	612 47.1	26 2.0	300 23.1	400 30.8
生活相談員	1,298 100.0	21 1.6	18 1.4	11 0.8	1,253 96.5
介護職員	1,298 100.0	935 72.0	59 4.5	194 14.9	935 72.0
看護職員(看護師若しくは准看護師)	1,298 100.0	571 44.0	119 9.2	199 15.3	571 44.0
栄養士	1,298 100.0	42 3.2	10 0.8	25 1.9	42 3.2
機能訓練指導員	1,298 100.0	120 9.2	77 5.9	74 5.7	120 9.2
介護支援専門員	1,298 100.0	54 4.2	19 1.5	5 0.4	54 4.2
調理員	1,298 100.0	251 19.3	13 1.0	85 6.5	251 19.3
事務員その他の職員	1,298 100.0	403 31.0	28 2.2	131 10.1	403 31.0
その他の職種	1,298 100.0	293 22.6	16 1.2	77 5.9	293 22.6

上は回答数、下は%を示す

図表 36 各職種(非常勤)の回答数



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 37 各職種の非常勤の回答数(事業所形態とのクロス集計) (1/2)

(※ここでの回答対象者数とは、Q1の事業所形態で広域型、地域密着型、サテライト型のいずれかを回答した数のことを指す。また、a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員は複数回答を認めているため、回答対象者数と a+b+c の合計が異なる場合がある。以降のクロス集計でも同様である。)

	広域型 特別養護老人ホーム				地域密着型 特別養護老人ホーム			
	回答 対象者 数	a 専従 職員	b 貴施設 内の他の 職種と兼務し ている職員	c 貴法人内の他の事業・サービス を提供する施設・事業所と兼務し ている職員	回答 対象者 数	a 専従 職員	b 貴施設 内の他の 職種と兼務し ている職員	c 貴法人内の他の事業・サービス を提供する施設・事業所と兼務し ている職員
施設長	2 100.0	- -	- -	2 100.0	1 100.0	- -	- -	1 100.0
医師	660 100.0	463 70.2	14 2.1	217 32.9	203 100.0	131 64.5	9 4.4	68 33.5
生活相談員	35 100.0	16 45.7	13 37.1	10 28.6	9 100.0	5 55.6	4 44.4	1 11.1
介護職員	828 100.0	696 84.1	37 4.5	170 20.5	217 100.0	200 92.2	17 7.8	23 10.6
看護職員(看護師若しくは准看護師)	591 100.0	423 71.6	75 12.7	167 28.3	164 100.0	118 72.0	42 25.6	28 17.1
栄養士	49 100.0	26 53.1	5 10.2	19 38.8	22 100.0	14 63.6	4 18.2	6 27.3
機能訓練指導員	184 100.0	99 53.8	48 26.1	53 28.8	57 100.0	19 33.3	28 49.1	15 26.3
介護支援専門員	61 100.0	45 73.8	16 26.2	4 6.6	10 100.0	7 70.0	3 30.0	- -
調理員	236 100.0	174 73.7	6 2.5	71 30.1	84 100.0	68 81.0	7 8.3	14 16.7
事務員その他の職員	414 100.0	320 77.3	16 3.9	110 26.6	87 100.0	67 77.0	10 11.5	20 23.0
その他の職種	292 100.0	236 80.8	11 3.8	68 23.3	50 100.0	43 86.0	3 6.0	8 16.0

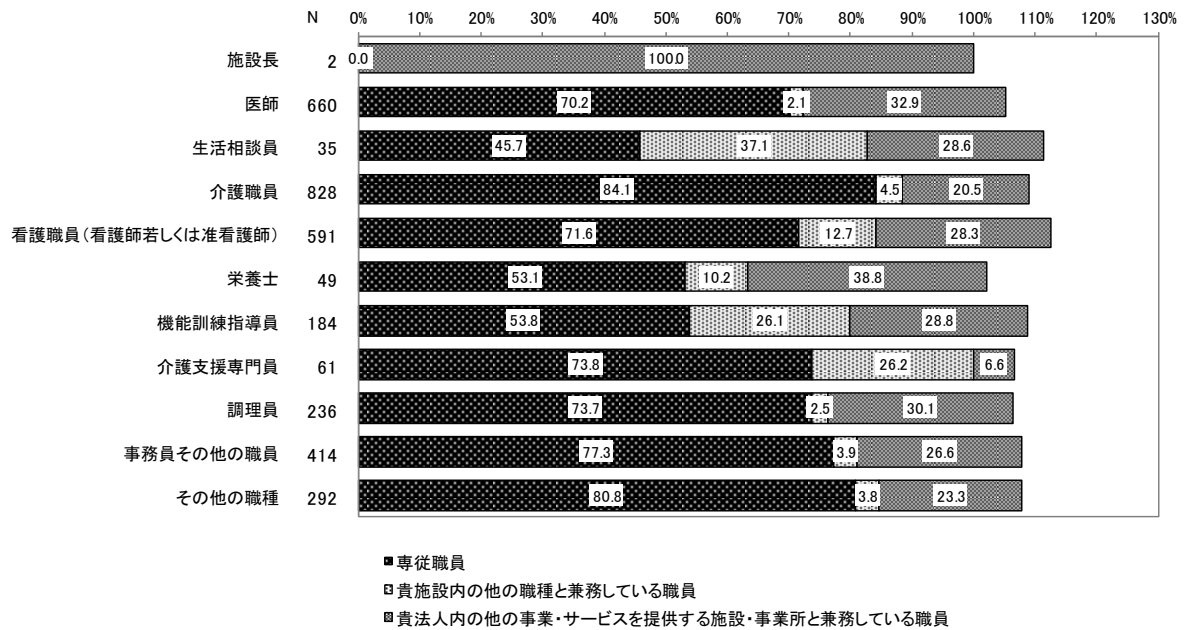
上は回答数、下は%を示す

図表 38 各職種の非常勤の回答数(事業所形態とのクロス集計) (2/2)

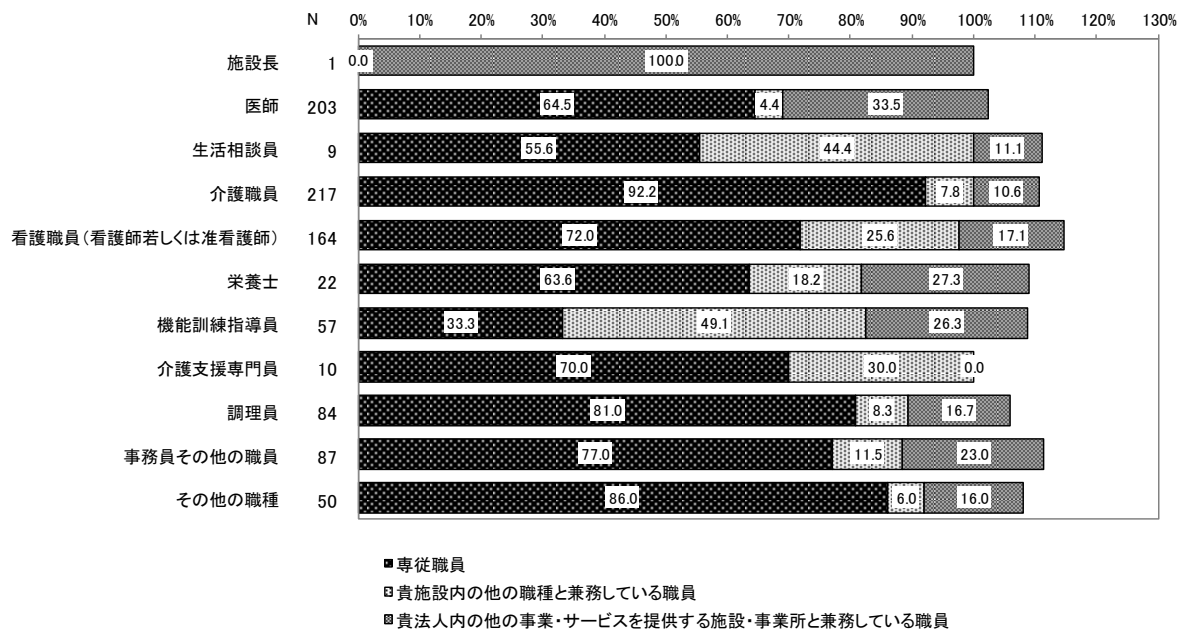
	サテライト型 特別養護老人ホーム			
	回答 対象者数	a 専従職員	b 貴施設内の他の職種と兼務している職員	c 貴法人内の他の事業・サービスを 提供する施設・事業所と兼務している職員
施設長	- -	- -	- -	- -
医師	16 100.0	10 62.5	- -	6 37.5
生活相談員	- -	- -	- -	- -
介護職員	21 100.0	21 100.0	2 9.5	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	18 100.0	16 88.9	2 11.1	1 5.6
栄養士	3 100.0	2 66.7	1 33.3	- -
機能訓練指導員	4 100.0	- -	1 25.0	3 75.0
介護支援専門員	2 100.0	1 50.0	- -	1 50.0
調理員	6 100.0	6 100.0	- -	- -
事務員その他の職員	9 100.0	9 100.0	- -	- -
その他の職種	8 100.0	8 100.0	1 12.5	1 12.5

上は回答数、下は%を示す

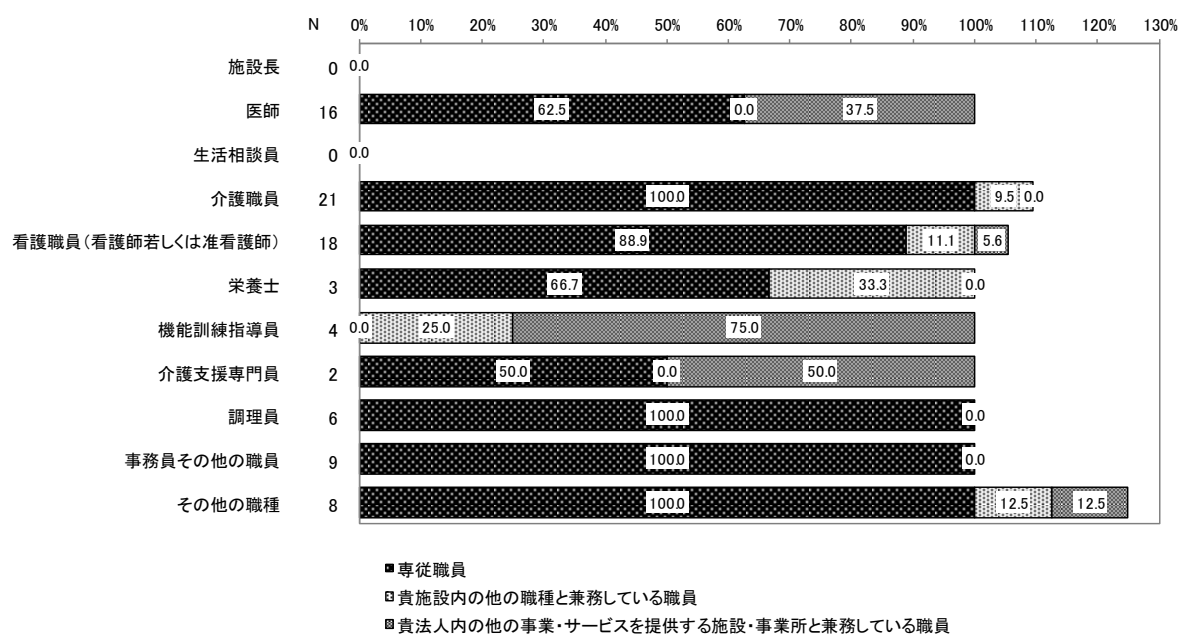
図表 39 非常勤各職種の割合（事業所形態とのクロス集計）
【広域型特別養護老人ホーム】



図表 40 非常勤各職種の割合（事業所形態とのクロス集計）
【地域密着型特別養護老人ホーム】



図表 41 非常勤各職種の割合(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】



Q8 「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設と兼務」している方の兼務している事業・サービスについて、それぞれの職種で当てはまるものを全て「常勤」、「非常勤」に分けた上で、○をつけてください。

< 常勤 >

短期入所生活介護(ショートステイ)は、同一建物内にある割合も高く、多くの職種で施設間兼務が行われている。通所介護は特別養護老人ホームとともに同一法人内で運営されている割合は高いものの、施設長や栄養士、事務員その他の職員などの一部の職種についての施設間兼務の割合が高くなっている。

一方で、居宅介護支援や訪問介護は同一法人内で運営されている施設・事業所数は多いものの、施設間での人員の兼務の割合は職種全体として低い傾向にある。

また、本体施設とサテライト型施設については、施設長(47.4%)、栄養士(31.6%)、介護支援専門員(15.0%)、事務員その他の職員(15.0%)、機能訓練指導員(13.5%)の順番で兼務の割合が高くなっている。

< 非常勤 >

短期入所生活介護(ショートステイ)は、同一建物内にある割合も高く、特に介護職員(15.0%)や看護職員(13.0%)で施設間兼務が行われている。

通所介護は看護職員(5.3%)や調理員(4.2%)、事務員その他の職員(4.7%)などの職種については、施設間兼務の割合が高くなっている。

一方で、居宅介護支援や訪問介護は同一法人内で運営されている施設・事業所数は多いものの、施設間での人員の兼務の割合は職種全体として低い傾向にある。

◆常勤

<単純集計結果>

図表 42 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス (1/3)

(※全体(運営施設)とは、Q5で法人として有する自らの施設以外の施設・事業所についての回答の総数である。以降のクロス集計でも同様である。)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護(ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	1,298 100.0	325 100.0	333 100.0	24 100.0	122 100.0	1,111 100.0	877 100.0	84 100.0
施設長	538 41.4	132 40.6	132 39.6	11 45.8	52 42.6	370 33.3	76 8.7	1 1.2
医師	40 3.1	9 2.8	7 2.1	- -	2 1.6	11 1.0	- -	- -
生活相談員	291 22.4	71 21.8	67 20.1	2 8.3	4 3.3	226 20.3	4 0.5	- -
介護職員	250 19.3	54 16.6	23 6.9	1 4.2	- -	224 20.2	2 0.2	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	344 26.5	76 23.4	65 19.5	2 8.3	9 7.4	260 23.4	- -	- -
栄養士	418 32.2	115 35.4	107 32.1	10 41.7	32 26.2	306 27.5	1 0.1	1 1.2
機能訓練指導員	226 17.4	55 16.9	56 16.8	4 16.7	14 11.5	155 14.0	- -	1 1.2
介護支援専門員	189 14.6	62 19.1	43 12.9	4 16.7	16 13.1	110 9.9	7 0.8	- -
調理員	130 10.0	36 11.1	40 12.0	2 8.3	3 2.5	107 9.6	1 0.1	- -
事務員その他の職員	366 28.2	80 24.6	88 26.4	4 16.7	16 13.1	269 24.2	76 8.7	3 3.6
その他の職種	55 4.2	16 4.9	16 4.8	- -	1 0.8	34 3.1	3 0.3	1 1.2

上は回答数、下は%を示す

図表 43 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	49 100.0	44 100.0	54 100.0	40 100.0	408 100.0	99 100.0	52 100.0	911 100.0
施設長	2 4.1	2 4.5	8 14.8	4 10.0	64 15.7	- -	1 1.9	245 26.9
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	2 0.5	- -	- -	11 1.2
介護職員	- -	- -	1 1.9	1 2.5	3 0.7	- -	- -	13 1.4
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	1 2.3	1 1.9	- -	- -	2 2.0	- -	60 6.6
栄養士	2 4.1	1 2.3	5 9.3	- -	- -	- -	1 1.9	147 16.1
機能訓練指導員	- -	- -	1 1.9	- -	- -	- -	- -	29 3.2
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 0.3
調理員	- -	1 2.3	4 7.4	1 2.5	1 0.2	1 1.0	1 1.9	59 6.5
事務員その他の職員	2 4.1	1 2.3	2 3.7	3 7.5	32 7.8	3 3.0	3 5.8	150 16.5
その他の職種	- -	- -	1 1.9	- -	- -	- -	- -	10 1.1

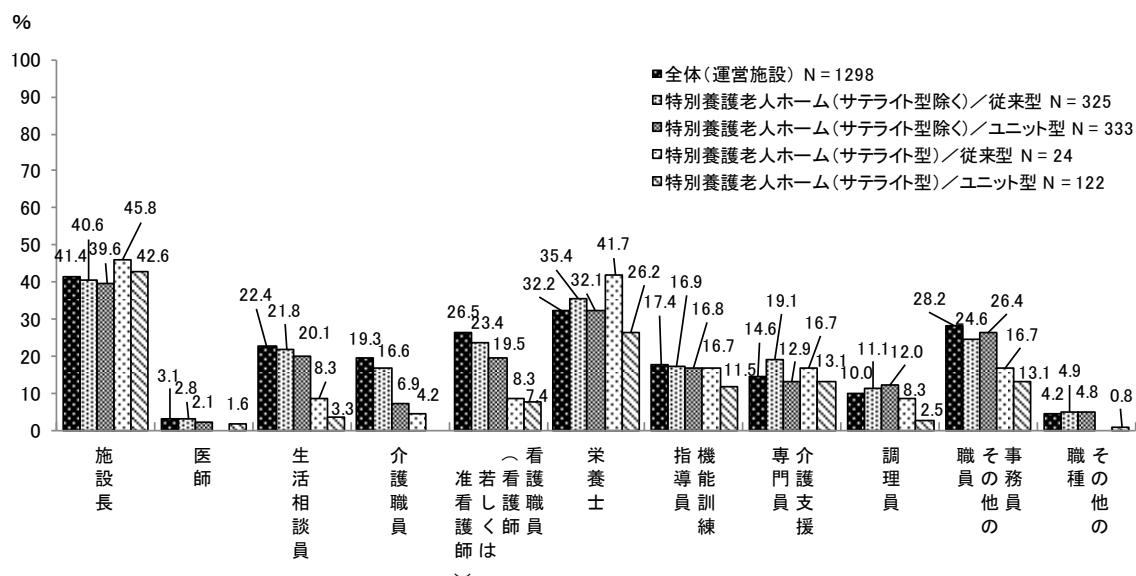
上は回答数、下は%を示す

図表 44 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(3/3)

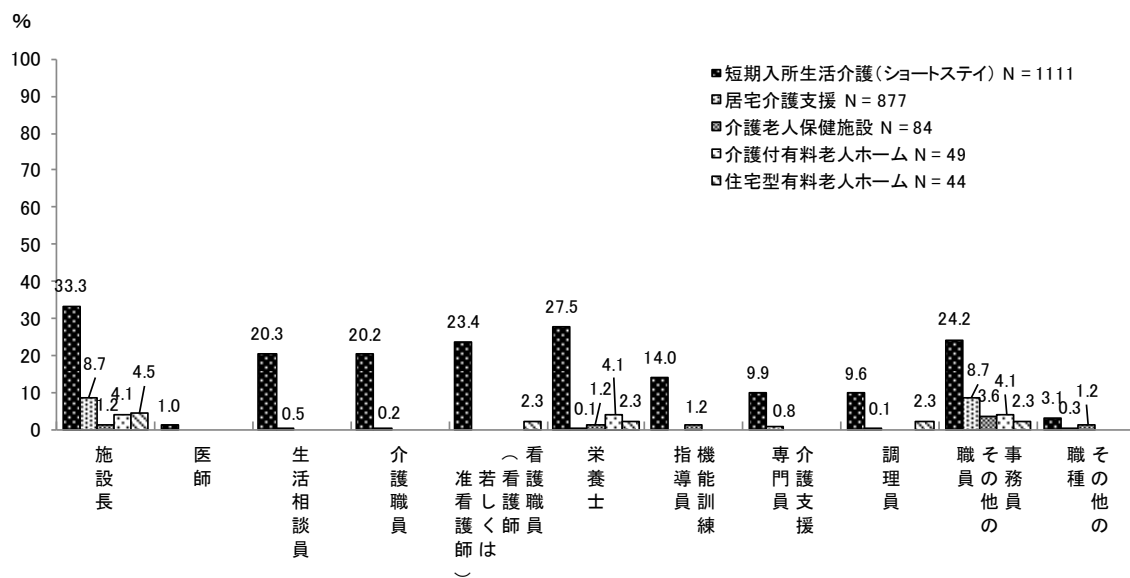
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	84 100.0	338 100.0	191 100.0	10 100.0	229 100.0	278 100.0	312 100.0
施設長	1 1.2	30 8.9	7 3.7	- -	50 21.8	11 4.0	52 16.7
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	7 2.2
生活相談員	- -	1 0.3	- -	- -	1 0.4	- -	10 3.2
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	7 2.2
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	7 2.1	1 0.5	- -	8 3.5	- -	6 1.9
栄養士	- -	8 2.4	3 1.6	- -	29 12.7	1 0.4	25 8.0
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	7 3.1	- -	2 0.6
介護支援専門員	- -	1 0.3	- -	- -	- -	- -	5 1.6
調理員	- -	6 1.8	3 1.6	- -	9 3.9	1 0.4	7 2.2
事務員その他の職員	2 2.4	26 7.7	10 5.2	- -	30 13.1	14 5.0	36 11.5
その他の職種	- -	3 0.9	- -	- -	1 0.4	1 0.4	5 1.6

上は回答数、下は%を示す

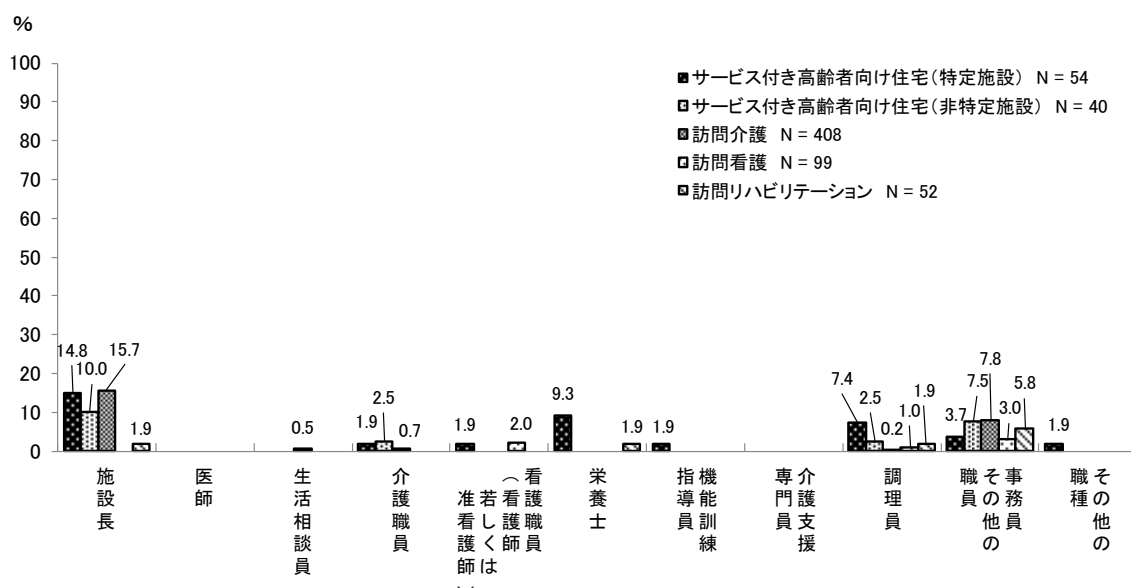
図表 45 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(1/5)



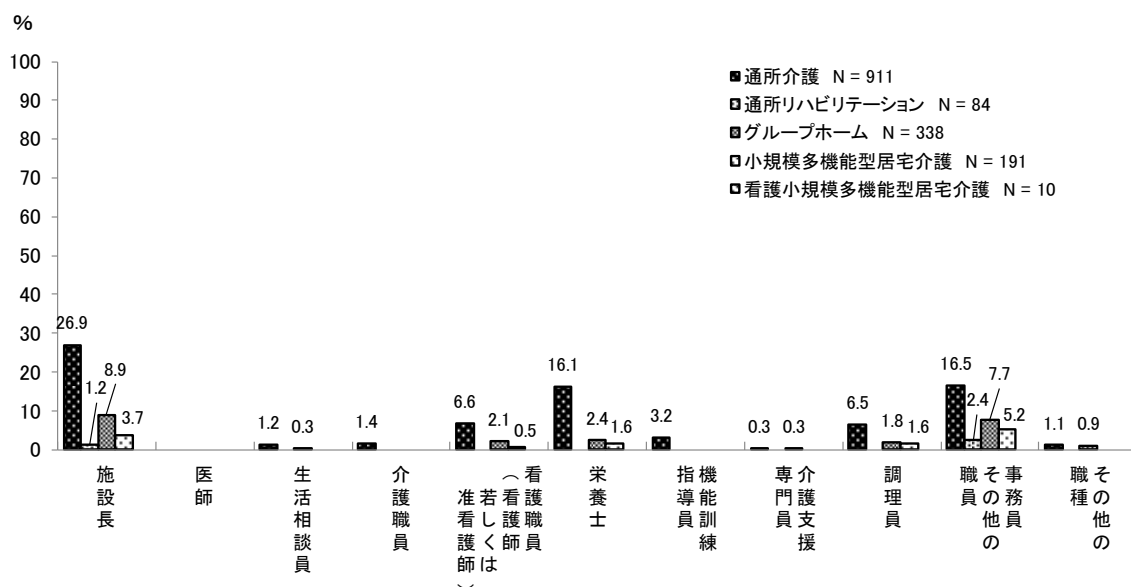
図表 46 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(2/5)



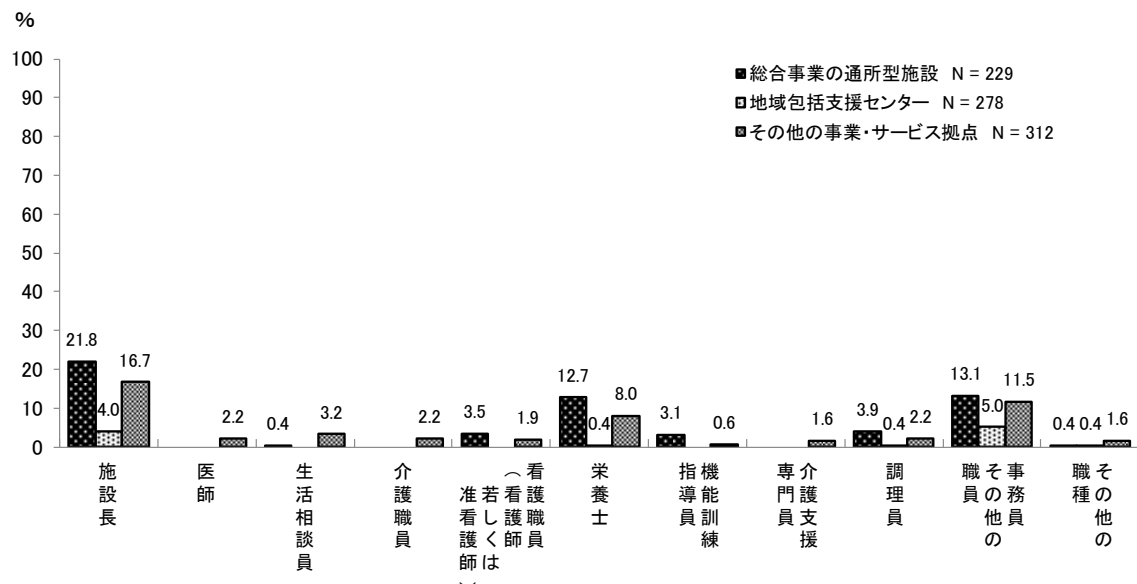
図表 47 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(3/5)



図表 48 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(4/5)



図表 49 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(5/5)



図表 50 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤者)の
兼務している事業・サービス 【特別養護老人ホーム(サテライト型)】

(集計表の見方)

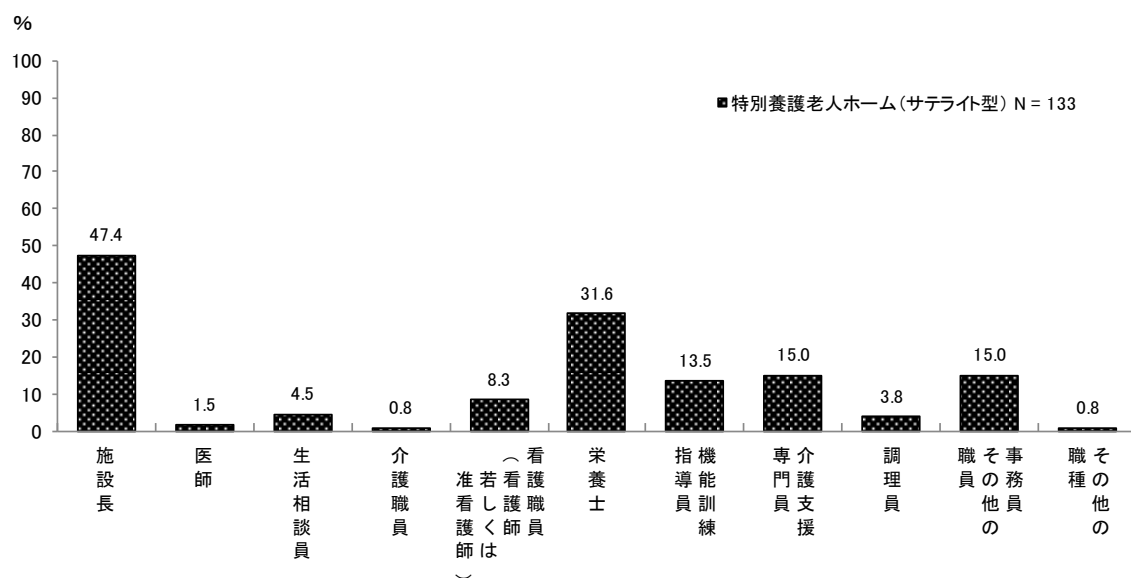
本図表の全体とは、Q5で法人として特別養護老人ホーム(従来型、またはユニット型のサテライト型居住施設)についての回答の総数である。

また、サテライト型は近接、近隣と想定されるため、近接、近隣のサテライト型のみを対象として、サテライト型を有しているとの回答であっても、同一建物内であるとの回答は除外して、再度集計した結果を記す。

	特別養護老人ホーム (サテライト型)
全体	133 100.0
施設長	63 47.4
医師	2 1.5
生活相談員	6 4.5
介護職員	1 0.8
看護職員(看護師若しくは准看護師)	11 8.3
栄養士	42 31.6
機能訓練指導員	18 13.5
介護支援専門員	20 15.0
調理員	5 3.8
事務員その他の職員	20 15.0
その他の職種	1 0.8

上は回答数、下は%を示す

図表 51 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤者)の
兼務している事業・サービス【特別養護老人ホーム(サテライト型)】



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 52 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【広域型特別養護老人ホーム】(1/3)

(※全体(運営施設)とは、Q5で法人として有する自らの施設以外の施設・事業所についての回答の総数である。以降のクロス集計でも同様である。)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	954 100.0	217 100.0	250 100.0	10 100.0	94 100.0	841 100.0	693 100.0	64 100.0
施設長	401 42.0	93 42.9	98 39.2	2 20.0	35 37.2	297 35.3	59 8.5	- -
医師	28 2.9	7 3.2	5 2.0	- -	2 2.1	8 1.0	- -	- -
生活相談員	235 24.6	59 27.2	58 23.2	1 10.0	4 4.3	187 22.2	4 0.6	- -
介護職員	213 22.3	53 24.4	20 8.0	- -	- -	194 23.1	1 0.1	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	285 29.9	66 30.4	56 22.4	- -	7 7.4	221 26.3	- -	- -
栄養士	308 32.3	78 35.9	87 34.8	3 30.0	22 23.4	252 30.0	1 0.1	- -
機能訓練指導員	173 18.1	43 19.8	49 19.6	1 10.0	8 8.5	127 15.1	- -	- -
介護支援専門員	141 14.8	46 21.2	37 14.8	1 10.0	11 11.7	92 10.9	6 0.9	- -
調理員	97 10.2	30 13.8	28 11.2	1 10.0	3 3.2	85 10.1	- -	- -
事務員その他の職員	299 31.3	67 30.9	74 29.6	2 20.0	11 11.7	227 27.0	65 9.4	2 3.1
その他の職種	47 4.9	13 6.0	14 5.6	- -	1 1.1	31 3.7	3 0.4	1 1.6

上は回答数、下は%を示す

図表 53 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	28 100.0	29 100.0	40 100.0	32 100.0	320 100.0	72 100.0	38 100.0	704 100.0
施設長	2 7.1	2 6.9	6 15.0	3 9.4	54 16.9	- -	1 2.6	201 28.6
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	2 0.6	- -	- -	6 0.9
介護職員	- -	- -	1 2.5	- -	3 0.9	- -	- -	11 1.6
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	1 3.4	1 2.5	- -	- -	- -	- -	54 7.7
栄養士	2 7.1	1 3.4	5 12.5	- -	- -	- -	1 2.6	124 17.6
機能訓練指導員	- -	- -	1 2.5	- -	- -	- -	- -	25 3.6
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 0.4
調理員	- -	- -	3 7.5	1 3.1	- -	- -	1 2.6	46 6.5
事務員その他の職員	1 3.6	1 3.4	2 5.0	3 9.4	30 9.4	3 4.2	2 5.3	128 18.2
その他の職種	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	9 1.3

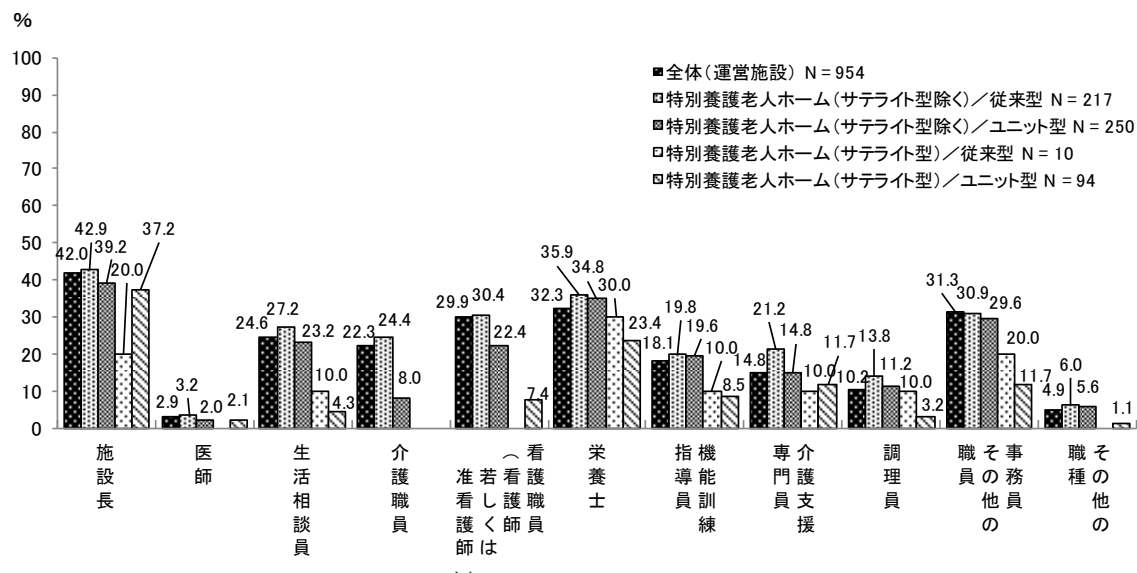
上は回答数、下は%を示す

図表 54 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(3/3)

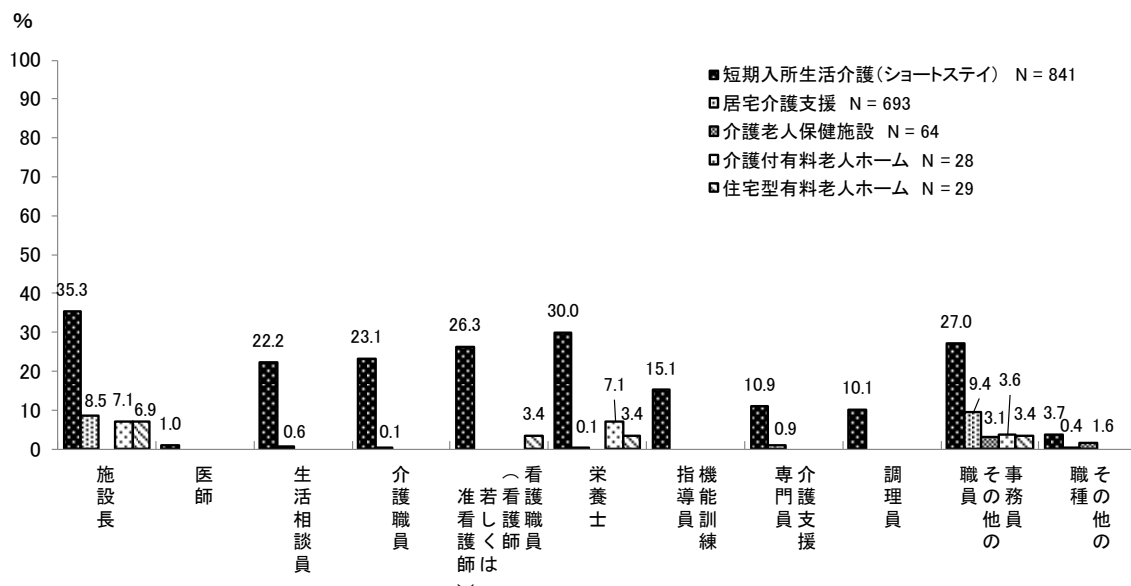
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	64 100.0	228 100.0	112 100.0	8 100.0	195 100.0	219 100.0	251 100.0
施設長	1 1.6	19 8.3	1 0.9	- -	41 21.0	10 4.6	42 16.7
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	5 2.0
生活相談員	- -	1 0.4	- -	- -	1 0.5	- -	9 3.6
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	5 2.0
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	5 2.2	- -	- -	7 3.6	- -	5 2.0
栄養士	- -	4 1.8	- -	- -	26 13.3	1 0.5	19 7.6
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	5 2.6	- -	2 0.8
介護支援専門員	- -	1 0.4	- -	- -	- -	- -	5 2.0
調理員	- -	2 0.9	- -	- -	8 4.1	1 0.5	6 2.4
事務員その他の職員	1 1.6	17 7.5	6 5.4	- -	25 12.8	14 6.4	29 11.6
その他の職種	- -	2 0.9	- -	- -	1 0.5	1 0.5	5 2.0

上は回答数、下は%を示す

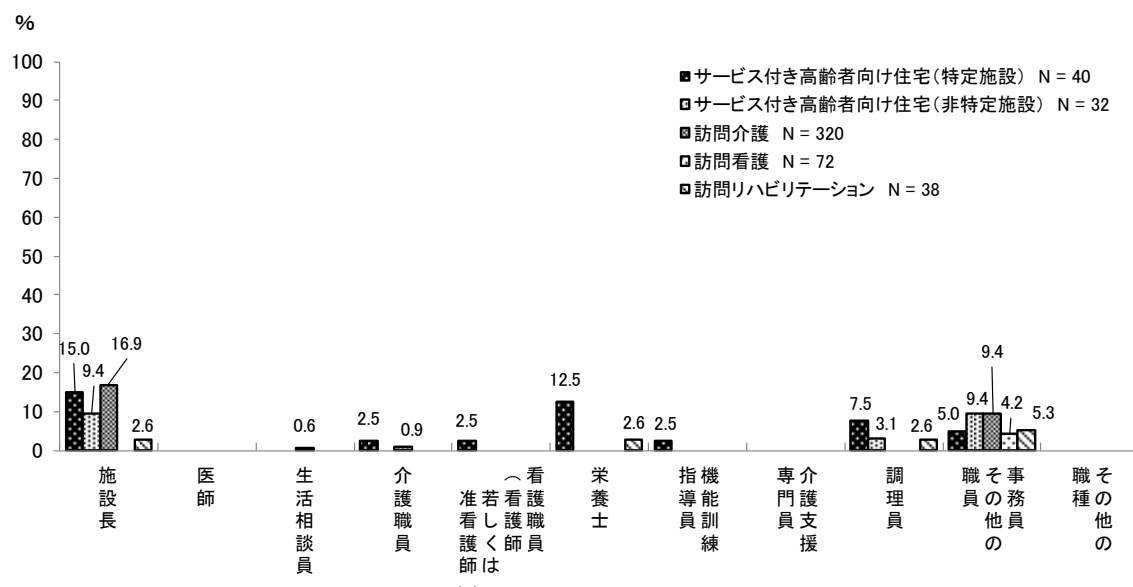
図表 55 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(1/5)



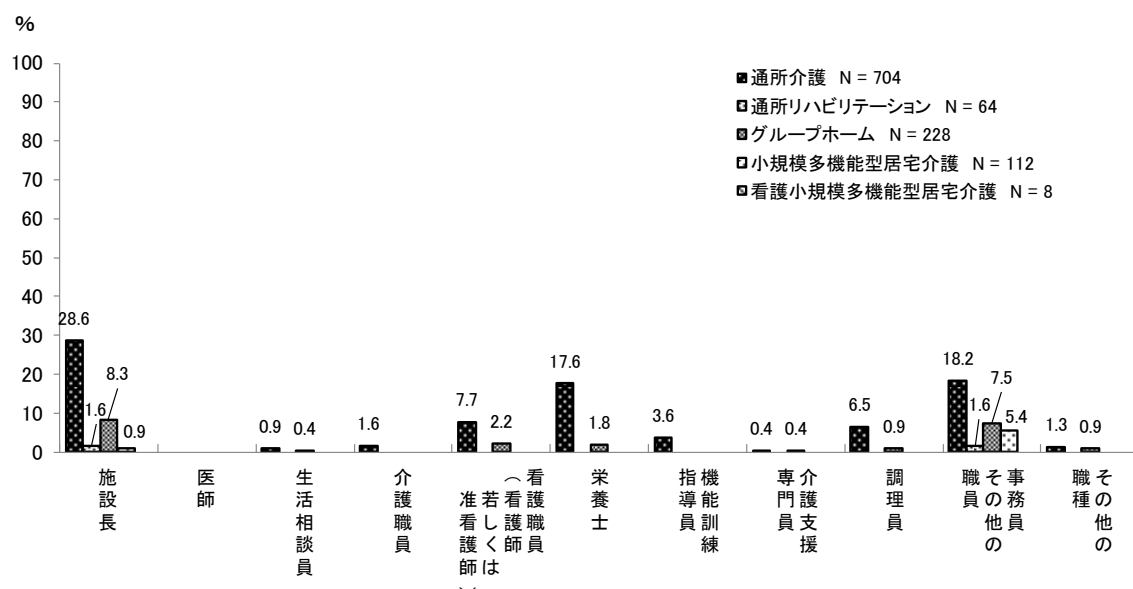
図表 56 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(2/5)



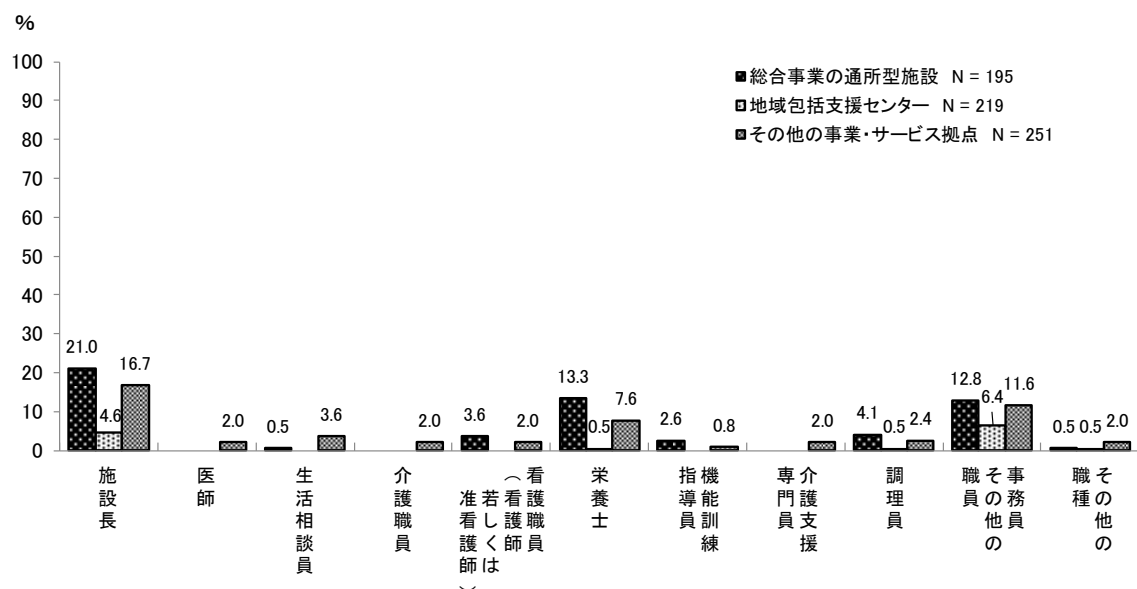
図表 57 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(3/5)



図表 58 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(4/5)



図表 59 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(5/5)



図表 60 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(1/3)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	285 100.0	84 100.0	60 100.0	13 100.0	21 100.0	219 100.0	148 100.0	17 100.0
施設長	110 38.6	30 35.7	22 36.7	8 61.5	14 66.7	62 28.3	15 10.1	1 5.9
医師	11 3.9	1 1.2	2 3.3	- -	- -	3 1.4	- -	- -
生活相談員	50 17.5	12 14.3	6 10.0	1 7.7	- -	36 16.4	- -	- -
介護職員	33 11.6	1 1.2	2 3.3	1 7.7	- -	28 12.8	1 0.7	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	49 17.2	9 10.7	6 10.0	1 7.7	2 9.5	34 15.5	- -	- -
栄養士	89 31.2	31 36.9	13 21.7	5 38.5	8 38.1	48 21.9	- -	1 5.9
機能訓練指導員	44 15.4	11 13.1	4 6.7	1 7.7	5 23.8	27 12.3	- -	1 5.9
介護支援専門員	40 14.0	14 16.7	4 6.7	2 15.4	4 19.0	18 8.2	1 0.7	- -
調理員	30 10.5	6 7.1	11 18.3	1 7.7	- -	21 9.6	1 0.7	- -
事務員その他の職員	58 20.4	12 14.3	11 18.3	2 15.4	5 23.8	40 18.3	11 7.4	1 5.9
その他の職種	7 2.5	3 3.6	1 1.7	- -	- -	3 1.4	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 61 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	16 100.0	12 100.0	12 100.0	7 100.0	68 100.0	22 100.0	12 100.0	171 100.0
施設長	- -	- -	2 16.7	1 14.3	9 13.2	- -	- -	39 22.8
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	4 2.3
介護職員	- -	- -	- -	1 14.3	- -	- -	- -	2 1.2
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	- -	- -	- -	1 4.5	- -	6 3.5
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	19 11.1
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	4 2.3
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	1 8.3	1 8.3	- -	1 1.5	1 4.5	- -	11 6.4
事務員その他の職員	1 6.3	- -	- -	- -	2 2.9	- -	1 8.3	19 11.1
その他の職種	- -	- -	1 8.3	- -	- -	- -	- -	1 0.6

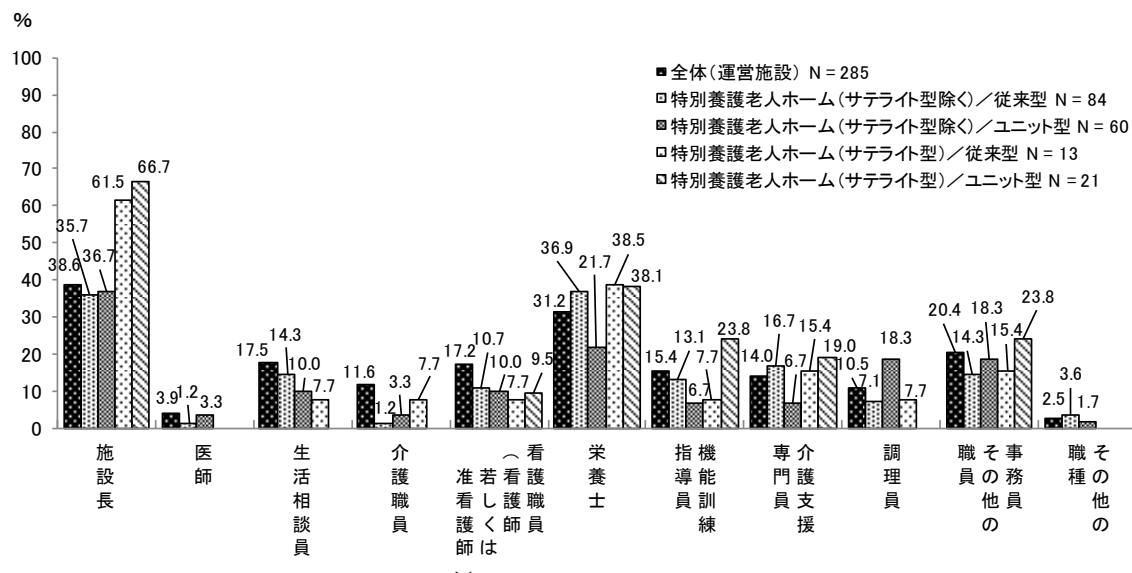
上は回答数、下は%を示す

図表 62 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(3/3)

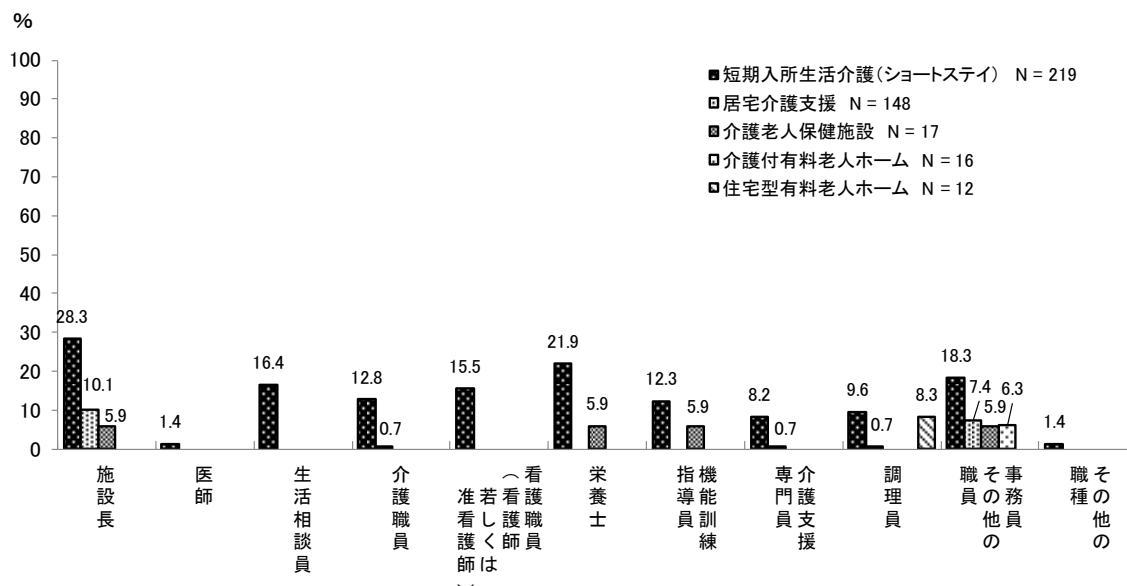
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	17 100.0	92 100.0	68 100.0	2 100.0	28 100.0	44 100.0	51 100.0
施設長	- -	11 12.0	5 7.4	- -	8 28.6	1 2.3	7 13.7
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 3.9
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 2.0
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 3.9
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	2 2.2	1 1.5	- -	1 3.6	- -	1 2.0
栄養士	- -	4 4.3	1 1.5	- -	3 10.7	- -	5 9.8
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	2 7.1	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	4 4.3	3 4.4	- -	1 3.6	- -	1 2.0
事務員その他の職員	1 5.9	9 9.8	3 4.4	- -	5 17.9	- -	6 11.8
その他の職種	- -	1 1.1	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

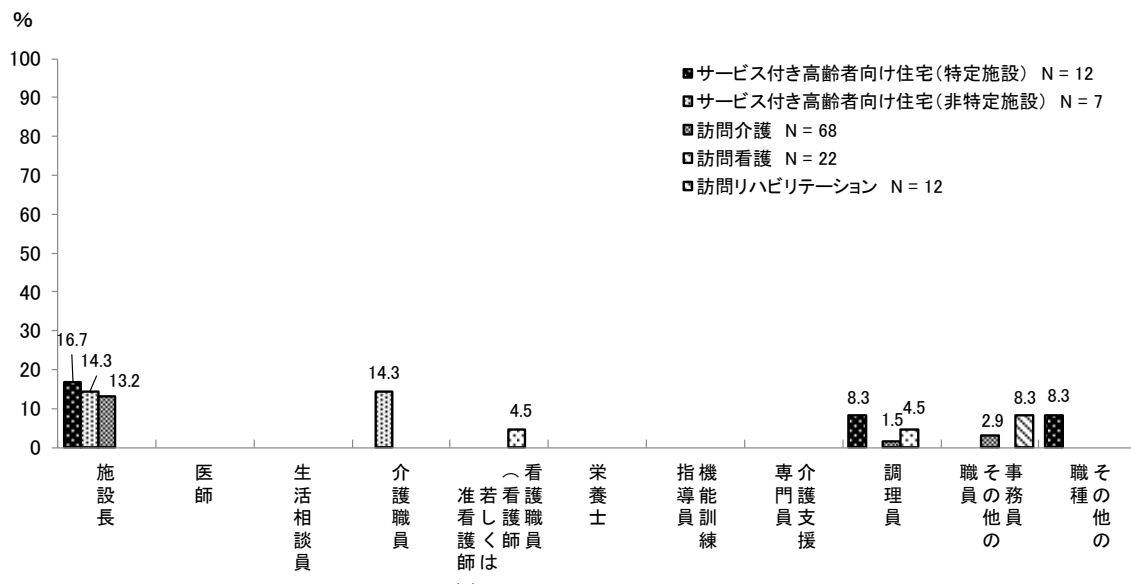
図表 63 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(1/5)



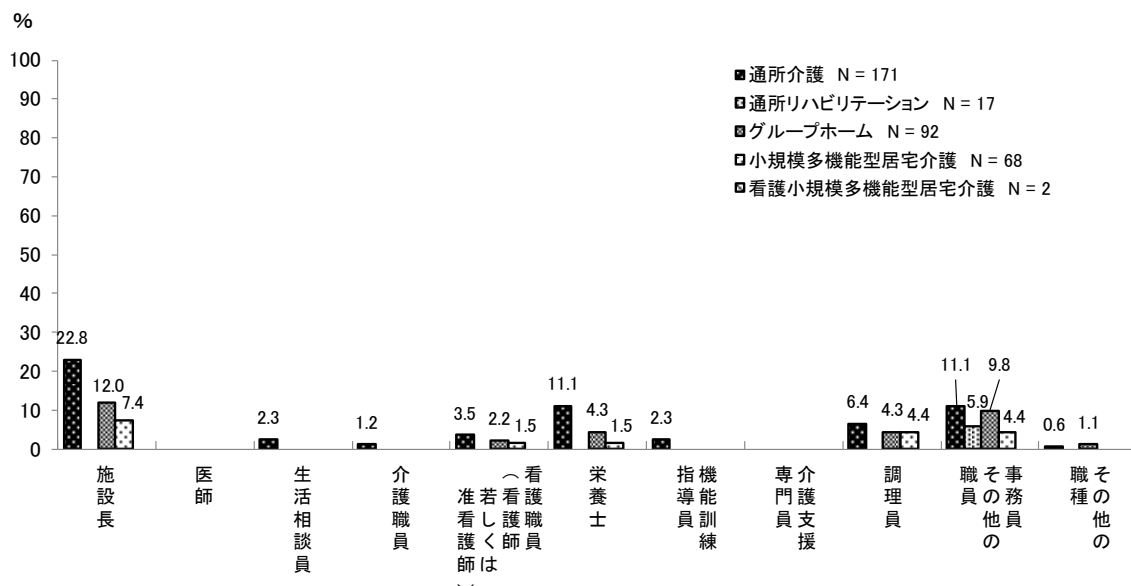
図表 64 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(2/5)



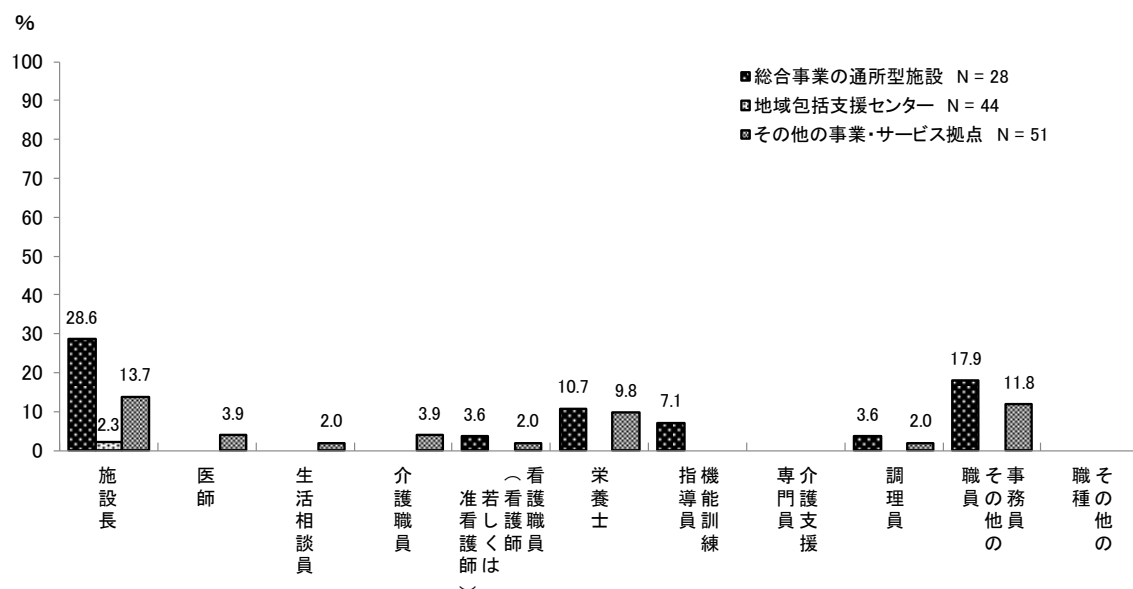
図表 65 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(3/5)



図表 66 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(4/5)



図表 67 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(5/5)



図表 68 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(1/3)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	31 100.0	15 100.0	12 100.0	1 100.0	4 100.0	26 100.0	20 100.0	1 100.0
施設長	17 54.8	7 46.7	8 66.7	- -	2 50.0	5 19.2	2 10.0	- -
医師	1 3.2	1 6.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	1 3.2	- -	1 8.3	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	1 3.2	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは 准看護師)	3 9.7	- -	- -	1 100.0	- -	- -	- -	- -
栄養士	12 38.7	6 40.0	2 16.7	1 100.0	2 50.0	2 7.7	- -	- -
機能訓練指導員	4 12.9	1 6.7	- -	1 100.0	1 25.0	- -	- -	- -
介護支援専門員	5 16.1	2 13.3	- -	1 100.0	1 25.0	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	3 9.7	1 6.7	1 8.3	- -	- -	- -	- -	- -
その他の職種	1 3.2	- -	1 8.3	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 69 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	2 100.0	2 100.0	1 100.0	1 100.0	9 100.0	1 100.0	- -	17 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	1 11.1	- -	- -	2 11.8
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他の職種	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

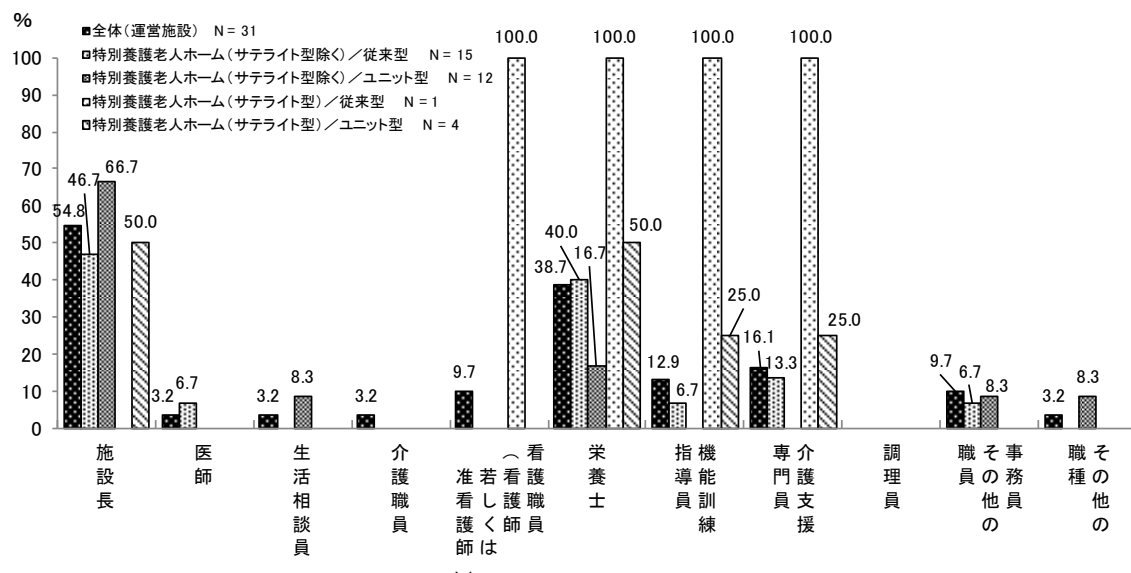
上は回答数、下は%を示す

図表 70 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(3/3)

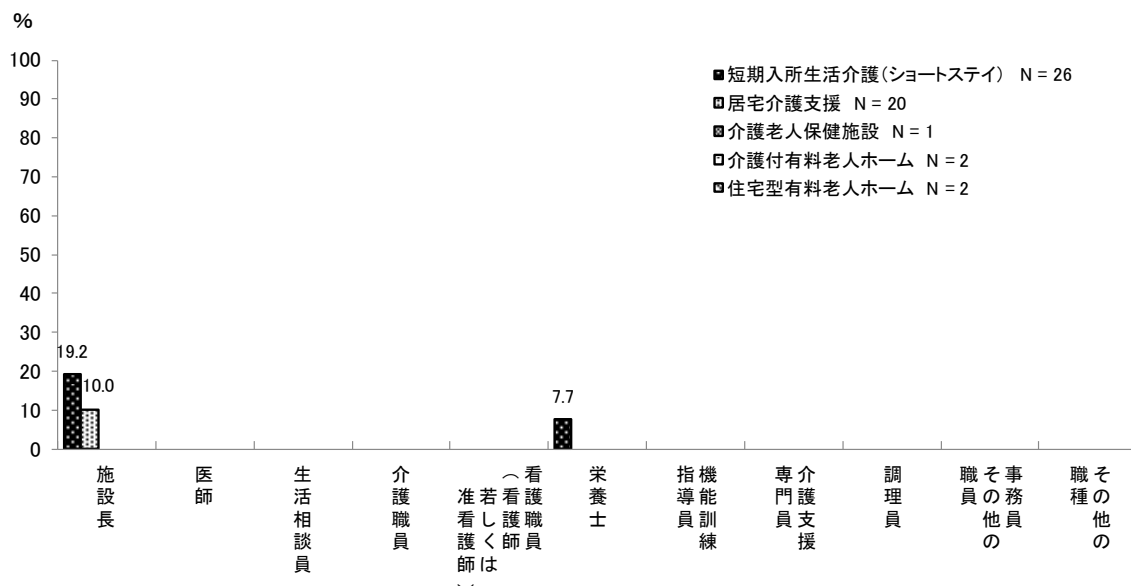
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	- -	11 100.0	6 100.0	- -	2 100.0	7 100.0	4 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	1 16.7	- -	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他の職種	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

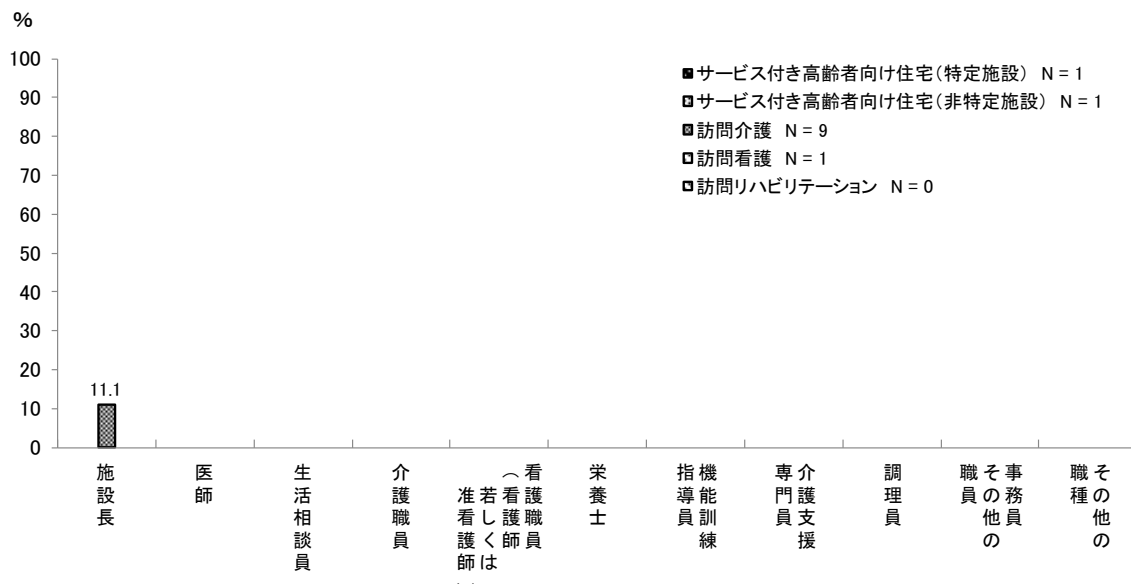
図表 71 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(1/5)



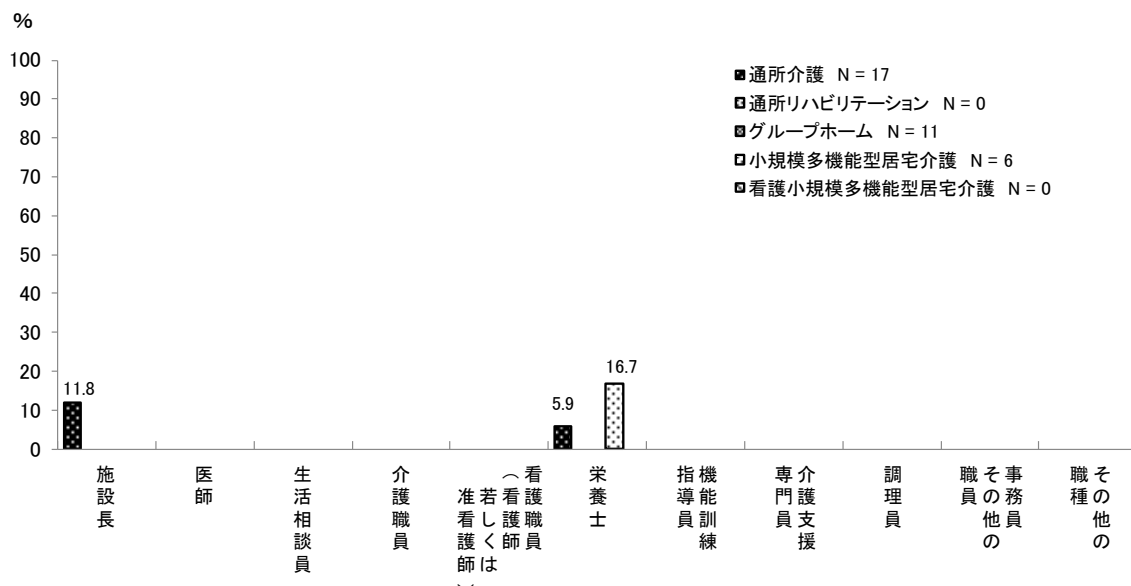
図表 72 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(2/5)



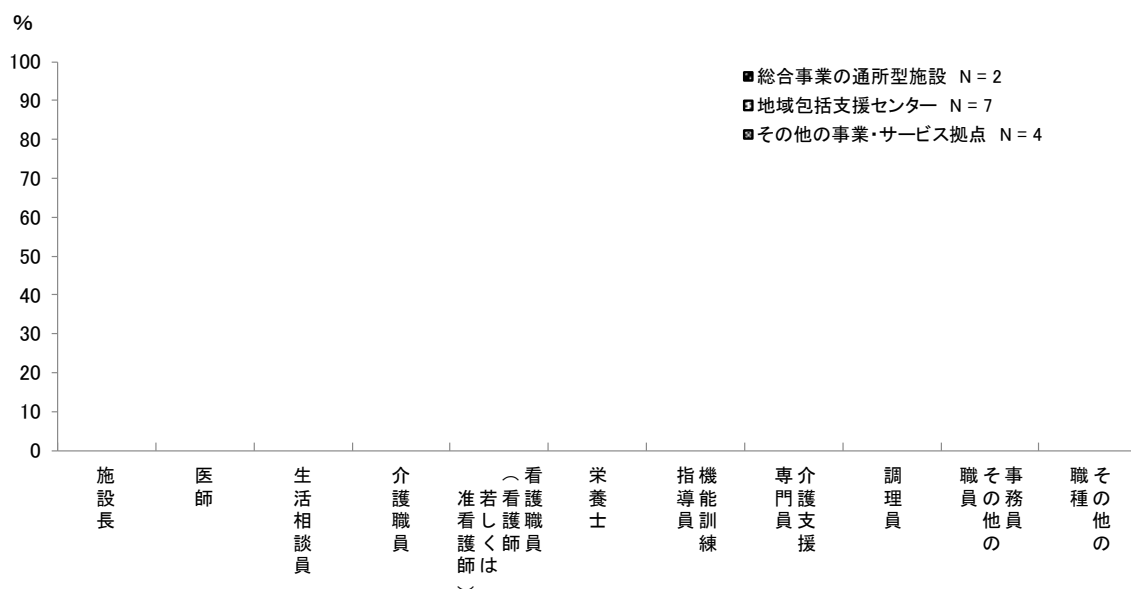
図表 73 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(3/5)



図表 74 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(4/5)



図表 75 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(5/5)



＜施設との距離とのクロス集計結果＞

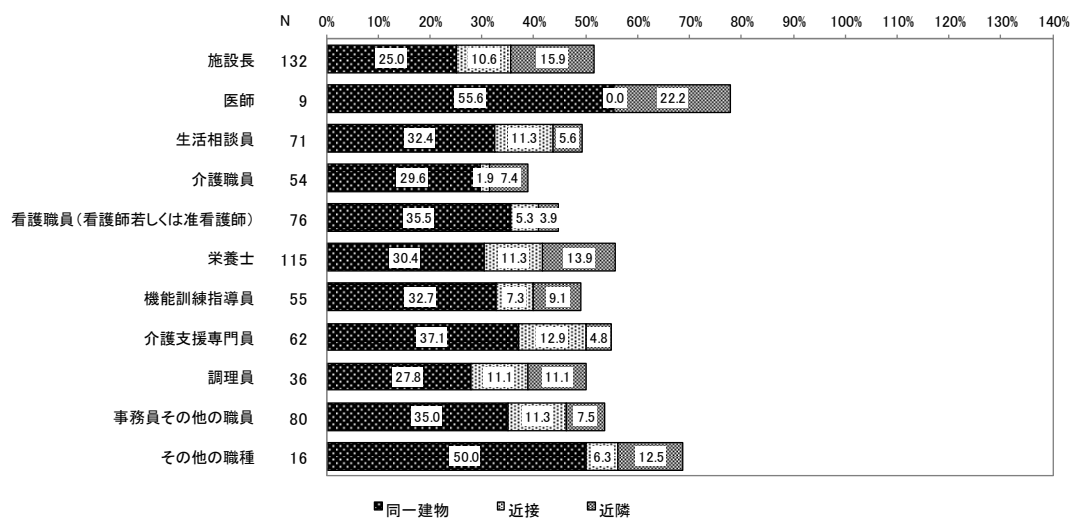
図表 76 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ 従来型】

(※ここでの回答者数は、それぞれの施設・事業所について、同一建物、近接、近隣いずれか(または複数)回答した数のことを指す。以降のクロス集計でも同様である。)

	特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ 従来型			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	132 100.0	33 25.0	14 10.6	21 15.9
医師	9 100.0	5 55.6	- -	2 22.2
生活相談員	71 100.0	23 32.4	8 11.3	4 5.6
介護職員	54 100.0	16 29.6	1 1.9	4 7.4
看護職員(看護師若しくは准看護師)	76 100.0	27 35.5	4 5.3	3 3.9
栄養士	115 100.0	35 30.4	13 11.3	16 13.9
機能訓練指導員	55 100.0	18 32.7	4 7.3	5 9.1
介護支援専門員	62 100.0	23 37.1	8 12.9	3 4.8
調理員	36 100.0	10 27.8	4 11.1	4 11.1
事務員その他の職員	80 100.0	28 35.0	9 11.3	6 7.5
その他の職種	16 100.0	8 50.0	1 6.3	2 12.5

上は回答数、下は%を示す

図表 77 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ 従来型】

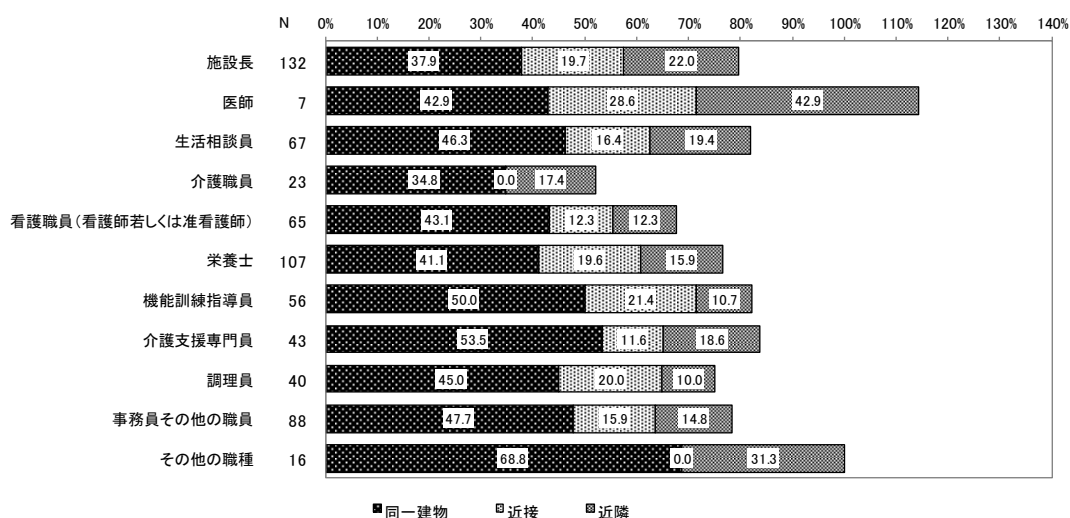


図表 78 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ ユニット型】

	特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ ユニット型			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	132 100.0	50 37.9	26 19.7	29 22.0
医師	7 100.0	3 42.9	2 28.6	3 42.9
生活相談員	67 100.0	31 46.3	11 16.4	13 19.4
介護職員	23 100.0	8 34.8	- -	4 17.4
看護職員(看護師若しくは准看護師)	65 100.0	28 43.1	8 12.3	8 12.3
栄養士	107 100.0	44 41.1	21 19.6	17 15.9
機能訓練指導員	56 100.0	28 50.0	12 21.4	6 10.7
介護支援専門員	43 100.0	23 53.5	5 11.6	8 18.6
調理員	40 100.0	18 45.0	8 20.0	4 10.0
事務員その他の職員	88 100.0	42 47.7	14 15.9	13 14.8
その他の職種	16 100.0	11 68.8	- -	5 31.3

上は回答数、下は%を示す

図表 79 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ ユニット型】

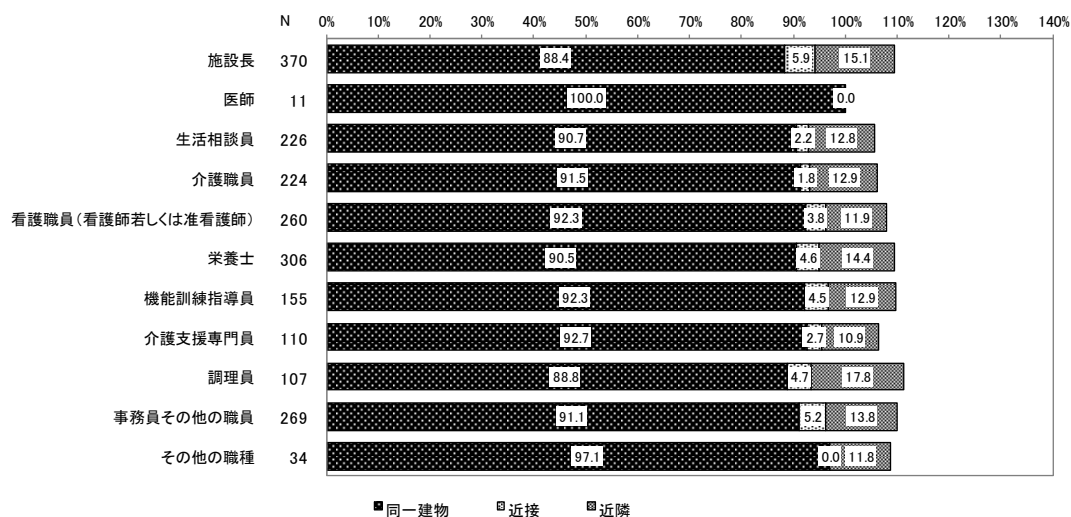


図表 80 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【短期入所生活介護(ショートステイ)】

	短期入所生活介護(ショートステイ)			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	370 100.0	327 88.4	22 5.9	56 15.1
医師	11 100.0	11 100.0	- -	- -
生活相談員	226 100.0	205 90.7	5 2.2	29 12.8
介護職員	224 100.0	205 91.5	4 1.8	29 12.9
看護職員(看護師若しくは准看護師)	260 100.0	240 92.3	10 3.8	31 11.9
栄養士	306 100.0	277 90.5	14 4.6	44 14.4
機能訓練指導員	155 100.0	143 92.3	7 4.5	20 12.9
介護支援専門員	110 100.0	102 92.7	3 2.7	12 10.9
調理員	107 100.0	95 88.8	5 4.7	19 17.8
事務員その他の職員	269 100.0	245 91.1	14 5.2	37 13.8
その他の職種	34 100.0	33 97.1	- -	4 11.8

上は回答数、下は%を示す

図表 81 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【短期入所生活介護(ショートステイ)】



図表 82 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)

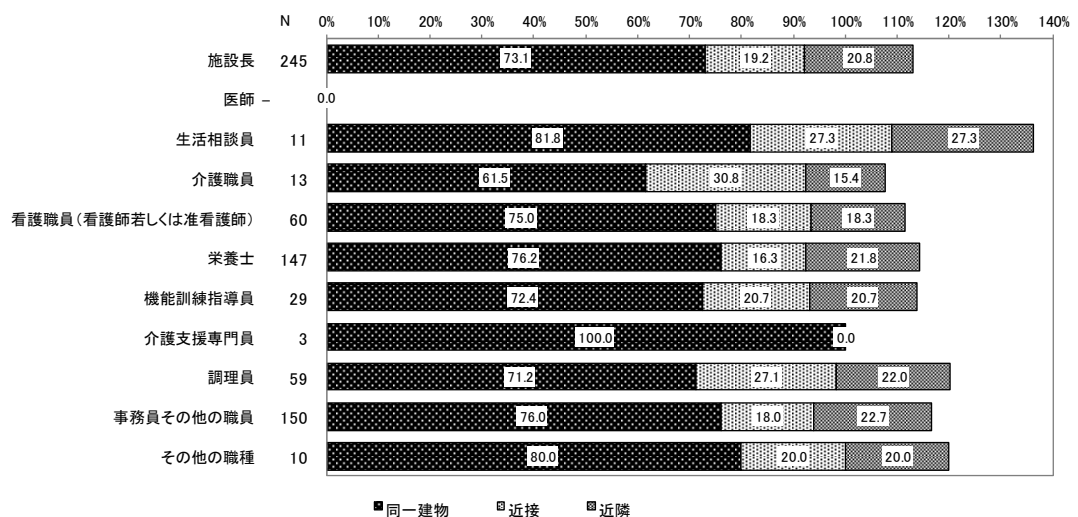
【通所介護】

	通所介護			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	245 100.0	179 73.1	47 19.2	51 20.8
医師	- -	- -	- -	- -
生活相談員	11 100.0	9 81.8	3 27.3	3 27.3
介護職員	13 100.0	8 61.5	4 30.8	2 15.4
看護職員(看護師若しくは准看護師)	60 100.0	45 75.0	11 18.3	11 18.3
栄養士	147 100.0	112 76.2	24 16.3	32 21.8
機能訓練指導員	29 100.0	21 72.4	6 20.7	6 20.7
介護支援専門員	3 100.0	3 100.0	- -	- -
調理員	59 100.0	42 71.2	16 27.1	13 22.0
事務員その他の職員	150 100.0	114 76.0	27 18.0	34 22.7
その他の職種	10 100.0	8 80.0	2 20.0	2 20.0

上は回答数、下は%を示す

図表 83 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)

【通所介護】



◆非常勤

<単純集計結果>

図表 84 兼務している事業・サービス(非常勤)(1/3)

(※全体(運営施設)とは、Q5で法人として有する自らの施設以外の施設・事業所についての回答の総数である。以降のクロス集計でも同様である。)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	1,298 100.0	325 100.0	333 100.0	24 100.0	122 100.0	1,111 100.0	877 100.0	84 100.0
施設長	3 0.2	1 0.3	1 0.3	- -	1 0.8	1 0.1	1 0.1	- -
医師	300 23.1	66 20.3	83 24.9	6 25.0	22 18.0	100 9.0	1 0.1	1 1.2
生活相談員	11 0.8	1 0.3	4 1.2	- -	2 1.6	6 0.5	1 0.1	- -
介護職員	194 14.9	40 12.3	17 5.1	- -	2 1.6	167 15.0	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	199 15.3	46 14.2	40 12.0	- -	5 4.1	144 13.0	- -	- -
栄養士	25 1.9	8 2.5	5 1.5	1 4.2	- -	16 1.4	- -	- -
機能訓練指導員	74 5.7	17 5.2	16 4.8	- -	2 1.6	27 2.4	- -	1 1.2
介護支援専門員	5 0.4	3 0.9	1 0.3	- -	- -	3 0.3	- -	- -
調理員	85 6.5	22 6.8	26 7.8	1 4.2	2 1.6	71 6.4	2 0.2	- -
事務員その他の職員	131 10.1	23 7.1	23 6.9	1 4.2	- -	92 8.3	16 1.8	- -
その他の職種	77 5.9	22 6.8	13 3.9	- -	3 2.5	56 5.0	3 0.3	1 1.2

上は回答数、下は%を示す

図表 85 兼務している事業・サービス(非常勤) (2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	49 100.0	44 100.0	54 100.0	40 100.0	408 100.0	99 100.0	52 100.0	911 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 0.2
医師	1 2.0	- -	4 7.4	- -	- -	- -	- -	2 0.2
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.1
介護職員	- -	- -	- -	- -	2 0.5	- -	- -	10 1.1
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	1 1.9	- -	- -	- -	- -	48 5.3
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	9 1.0
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 3.8	16 1.8
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	1 1.9	- -	1 0.2	1 1.0	- -	38 4.2
事務員その他の職員	- -	- -	- -	1 2.5	11 2.7	- -	1 1.9	43 4.7
その他の職種	- -	- -	- -	- -	1 0.2	- -	- -	11 1.2

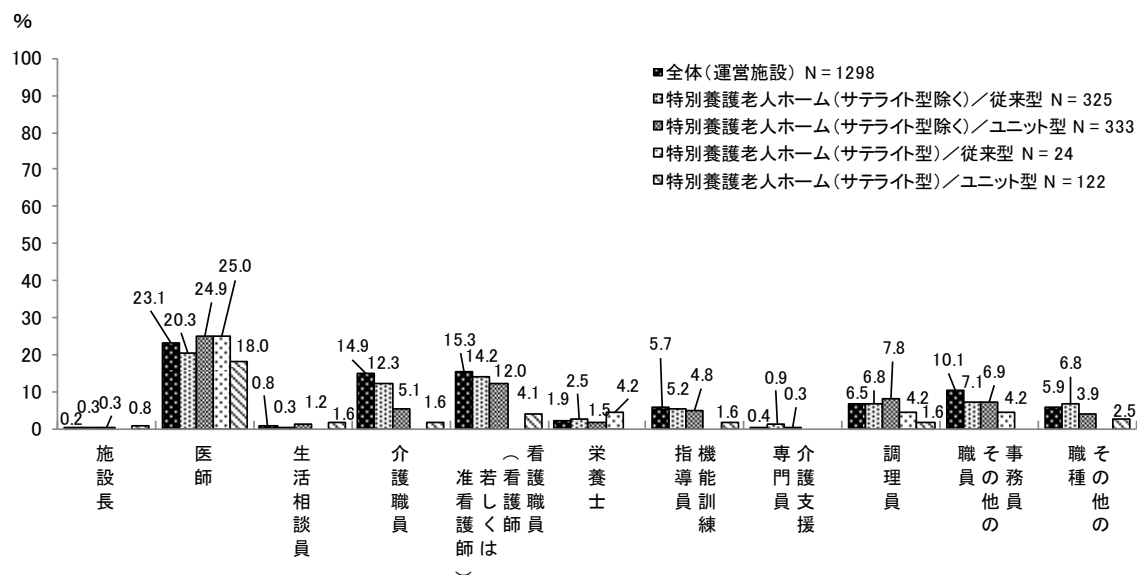
上は回答数、下は%を示す

図表 86 兼務している事業・サービス(非常勤) (3/3)

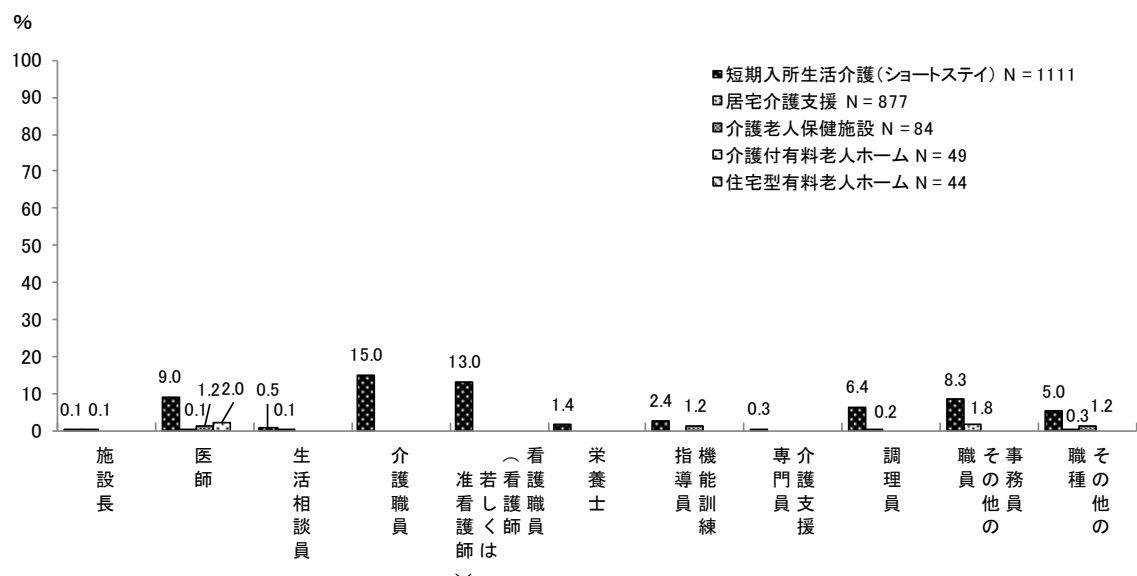
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	84 100.0	338 100.0	191 100.0	10 100.0	229 100.0	278 100.0	312 100.0
施設長	- -	1 0.3	- -	- -	1 0.4	- -	- -
医師	1 1.2	8 2.4	3 1.6	- -	- -	- -	35 11.2
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	1 0.3	2 1.0	- -	2 0.9	- -	3 1.0
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	5 1.5	3 1.6	- -	8 3.5	- -	5 1.6
栄養士	- -	2 0.6	- -	- -	2 0.9	- -	3 1.0
機能訓練指導員	1 1.2	- -	2 1.0	- -	1 0.4	- -	3 1.0
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	4 1.2	1 0.5	- -	7 3.1	1 0.4	5 1.6
事務員その他の職員	- -	7 2.1	2 1.0	- -	7 3.1	3 1.1	4 1.3
その他の職種	1 1.2	5 1.5	1 0.5	- -	2 0.9	1 0.4	5 1.6

上は回答数、下は%を示す

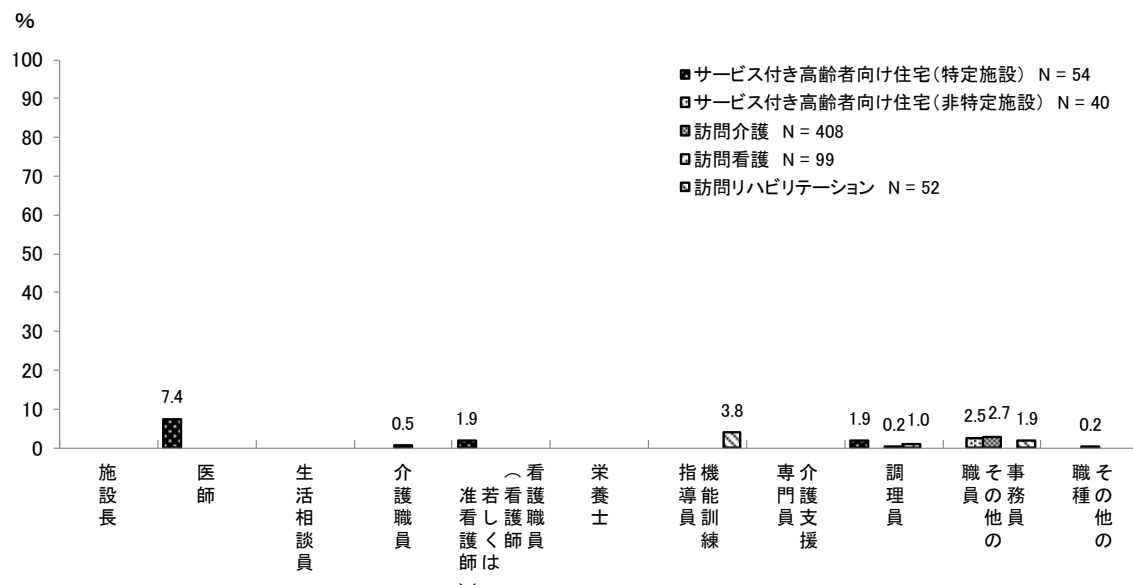
図表 87 兼務している事業・サービス(非常勤) (1/5)



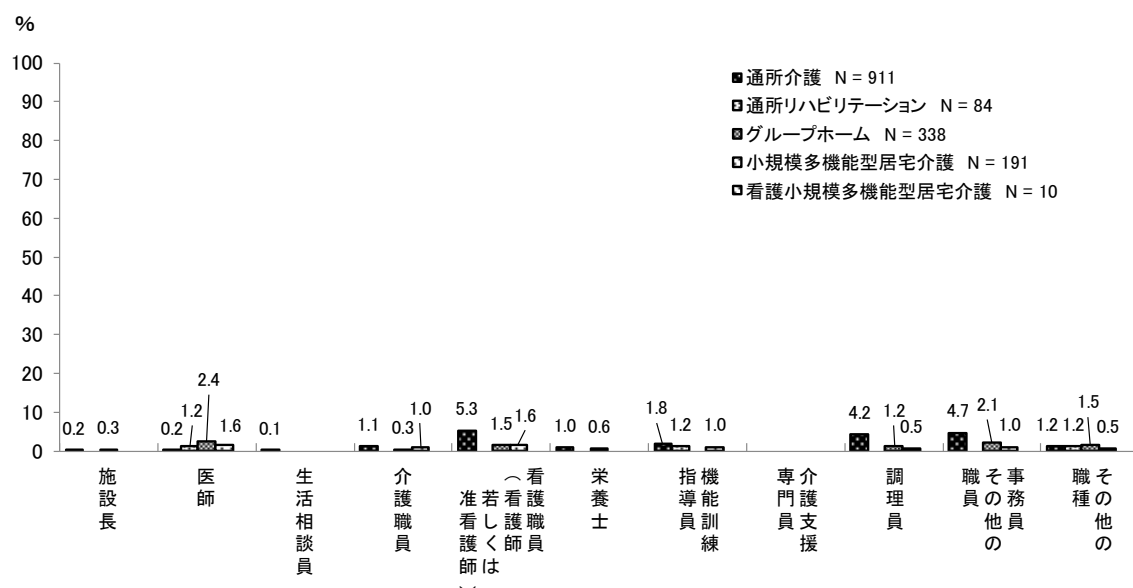
図表 88 兼務している事業・サービス(非常勤) (2/5)



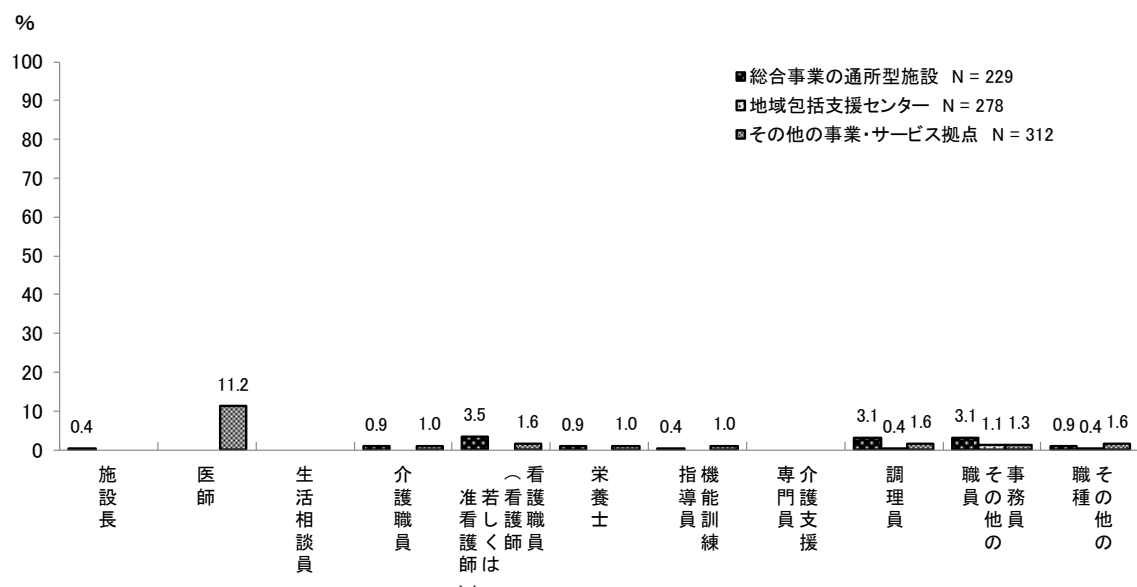
図表 89 兼務している事業・サービス(非常勤) (3/5)



図表 90 兼務している事業・サービス(非常勤) (4/5)



図表 91 兼務している事業・サービス(非常勤) (5/5)



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 92 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【広域型特別養護老人ホーム】(1/3)

(※全体(運営施設)とは、Q5で法人として有する自らの施設以外の施設・事業所についての回答の総数である。以降のクロス集計でも同様である。)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	954 100.0	217 100.0	250 100.0	10 100.0	94 100.0	841 100.0	693 100.0	64 100.0
施設長	2 0.2	1 0.5	1 0.4	- -	1 1.1	1 0.1	1 0.1	- -
医師	217 22.7	44 20.3	64 25.6	4 40.0	15 16.0	84 10.0	- -	- -
生活相談員	10 1.0	1 0.5	4 1.6	- -	2 2.1	6 0.7	1 0.1	- -
介護職員	170 17.8	39 18.0	13 5.2	- -	2 2.1	146 17.4	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	167 17.5	41 18.9	34 13.6	- -	4 4.3	126 15.0	- -	- -
栄養士	19 2.0	6 2.8	3 1.2	1 10.0	- -	13 1.5	- -	- -
機能訓練指導員	53 5.6	12 5.5	11 4.4	- -	1 1.1	23 2.7	- -	1 1.6
介護支援専門員	4 0.4	2 0.9	1 0.4	- -	- -	3 0.4	- -	- -
調理員	71 7.4	21 9.7	20 8.0	1 10.0	2 2.1	60 7.1	1 0.1	- -
事務員その他の職員	110 11.5	21 9.7	19 7.6	1 10.0	- -	76 9.0	13 1.9	- -
その他の職種	68 7.1	19 8.8	12 4.8	- -	2 2.1	52 6.2	3 0.4	1 1.6

上は回答数、下は%を示す

図表 93 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	28 100.0	29 100.0	40 100.0	32 100.0	320 100.0	72 100.0	38 100.0	704 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.1
医師	- -	- -	2 5.0	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.1
介護職員	- -	- -	- -	- -	2 0.6	- -	- -	9 1.3
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	45 6.4
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	6 0.9
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 2.6	12 1.7
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	1 2.5	- -	- -	- -	- -	33 4.7
事務員その他の職員	- -	- -	- -	1 3.1	9 2.8	- -	1 2.6	35 5.0
その他の職種	- -	- -	- -	- -	1 0.3	- -	- -	10 1.4

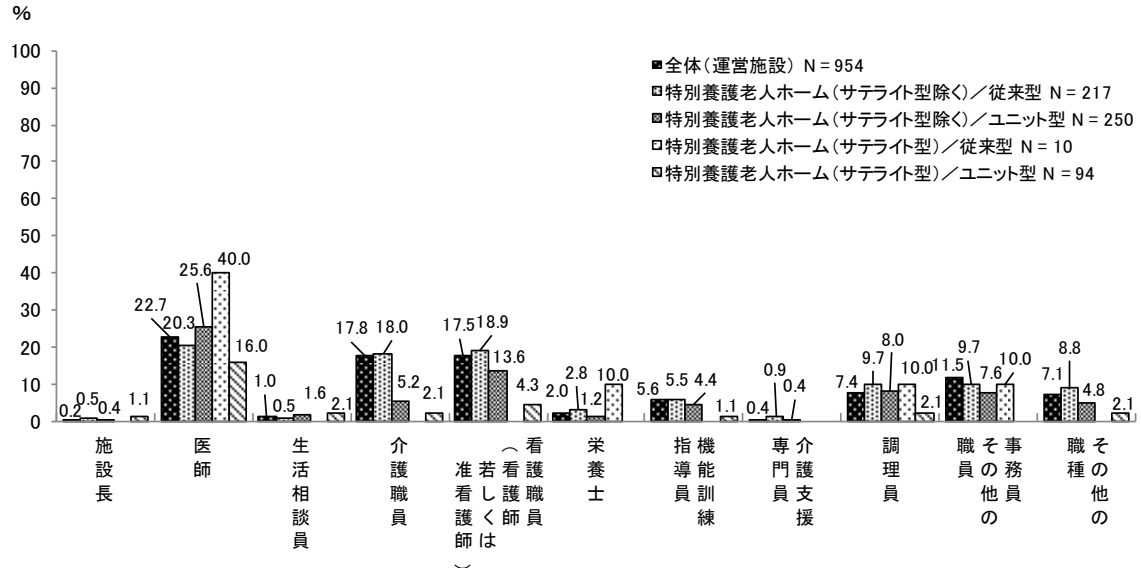
上は回答数、下は%を示す

図表 94 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(3/3)

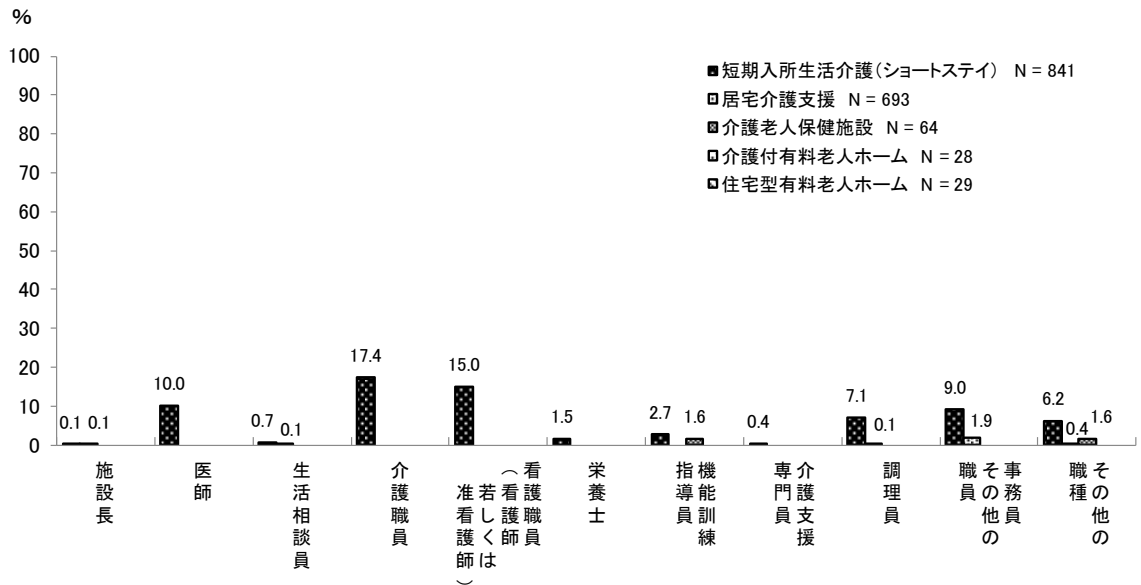
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	64 100.0	228 100.0	112 100.0	8 100.0	195 100.0	219 100.0	251 100.0
施設長	- -	1 0.4	- -	- -	- -	- -	- -
医師	- -	5 2.2	3 2.7	- -	- -	- -	23 9.2
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	1 0.4	2 1.8	- -	2 1.0	- -	3 1.2
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	3 1.3	2 1.8	- -	8 4.1	- -	3 1.2
栄養士	- -	1 0.4	- -	- -	2 1.0	- -	2 0.8
機能訓練指導員	1 1.6	- -	- -	- -	1 0.5	- -	1 0.4
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	2 0.9	- -	- -	7 3.6	1 0.5	5 2.0
事務員その他の職員	- -	3 1.3	1 0.9	- -	5 2.6	3 1.4	4 1.6
その他の職種	1 1.6	3 1.3	1 0.9	- -	2 1.0	1 0.5	5 2.0

上は回答数、下は%を示す

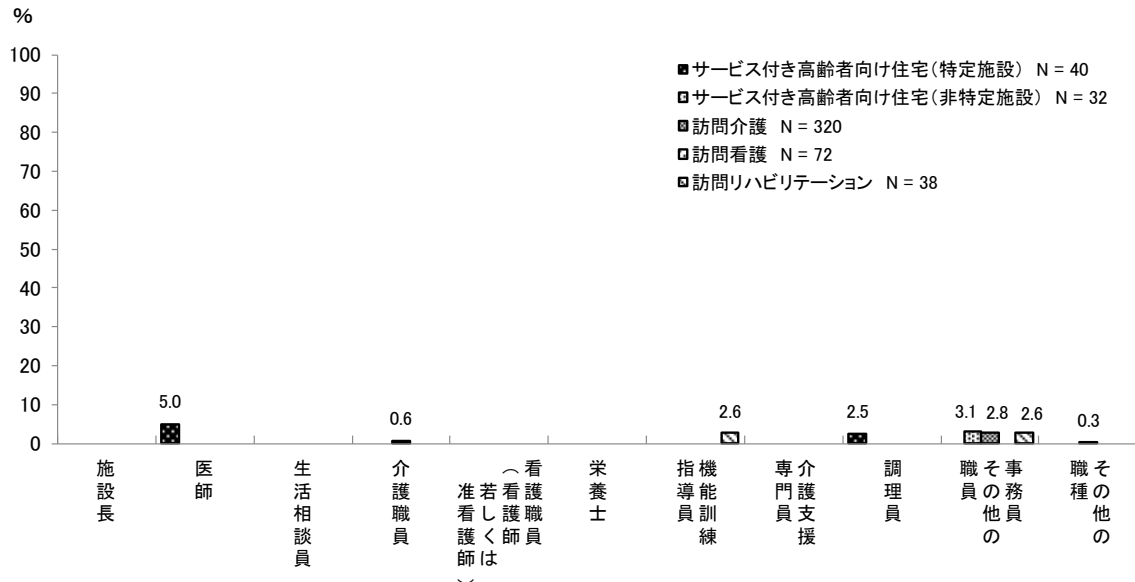
図表 95 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(1/5)



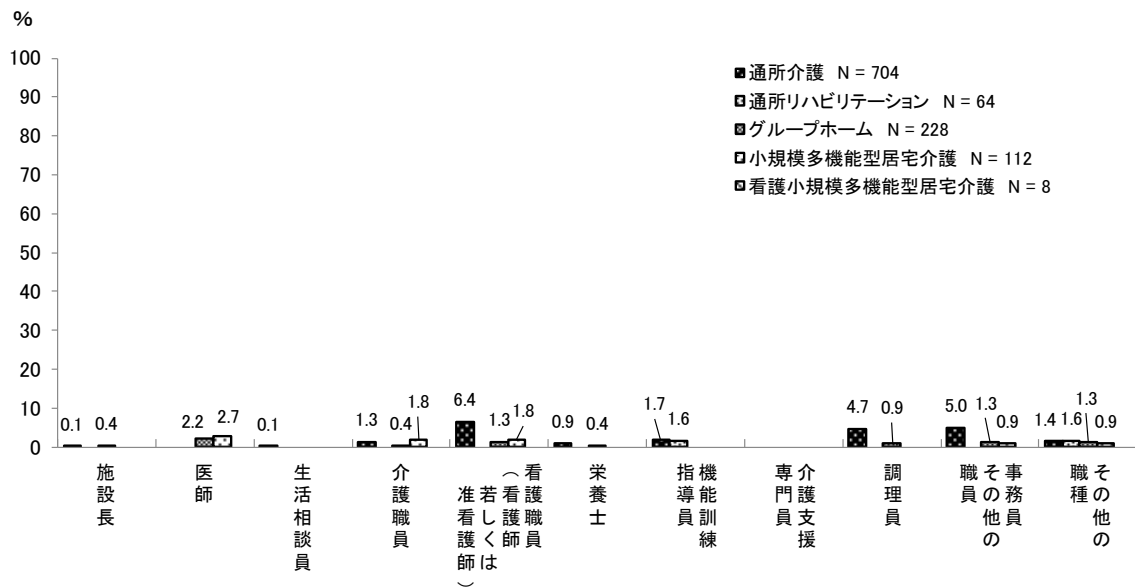
図表 96 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(2/5)



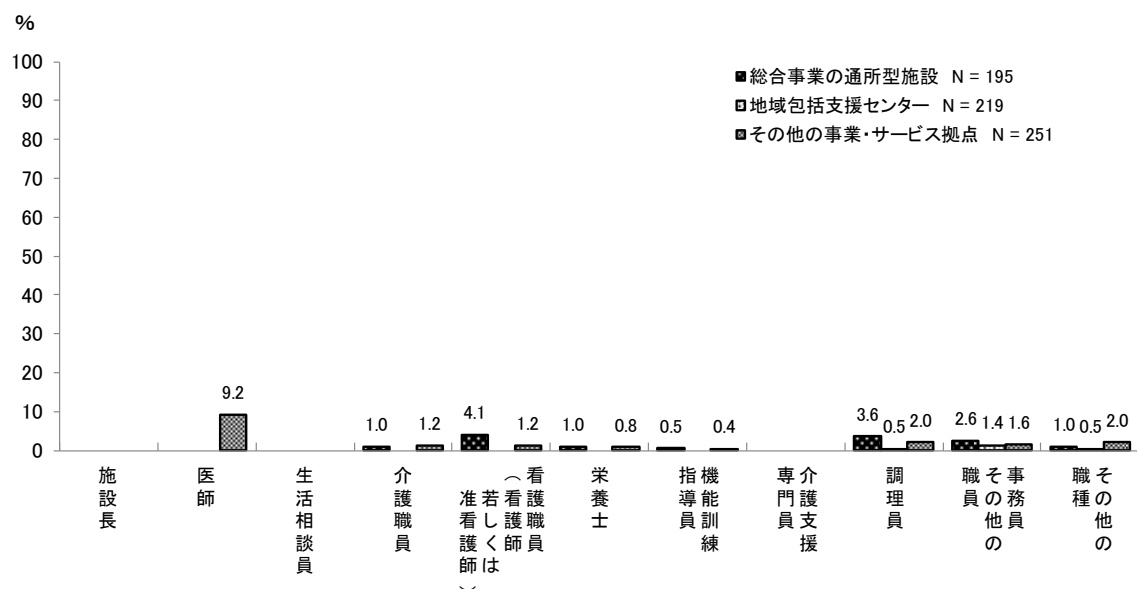
図表 97 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(3/5)



図表 98 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(4/5)



図表 99 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【広域型特別養護老人ホーム】(5/5)



図表 100 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【地域密着型特別養護老人ホーム】(1/3)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	285 100.0	84 100.0	60 100.0	13 100.0	21 100.0	219 100.0	148 100.0	17 100.0
施設長	1 0.4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医師	68 23.9	18 21.4	15 25.0	1 7.7	5 23.8	15 6.8	1 0.7	1 5.9
生活相談員	1 0.4	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	23 8.1	1 1.2	4 6.7	- -	- -	20 9.1	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	28 9.8	4 4.8	5 8.3	- -	1 4.8	14 6.4	- -	- -
栄養士	6 2.1	2 2.4	2 3.3	- -	- -	3 1.4	- -	- -
機能訓練指導員	15 5.3	2 2.4	4 6.7	- -	1 4.8	3 1.4	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	14 4.9	1 1.2	6 10.0	- -	- -	11 5.0	1 0.7	- -
事務員その他の職員	20 7.0	2 2.4	3 5.0	- -	- -	15 6.8	3 2.0	- -
その他の職種	8 2.8	2 2.4	1 1.7	- -	- -	4 1.8	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 101 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【地域密着型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	16 100.0	12 100.0	12 100.0	7 100.0	68 100.0	22 100.0	12 100.0	171 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.6
医師	1 6.3	- -	2 16.7	- -	- -	- -	- -	2 1.2
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.6
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	1 8.3	- -	- -	- -	- -	2 1.2
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 1.8
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 8.3	3 1.8
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	1 1.5	1 4.5	- -	5 2.9
事務員その他の職員	- -	- -	- -	- -	2 2.9	- -	- -	8 4.7
その他の職種	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.6

上は回答数、下は%を示す

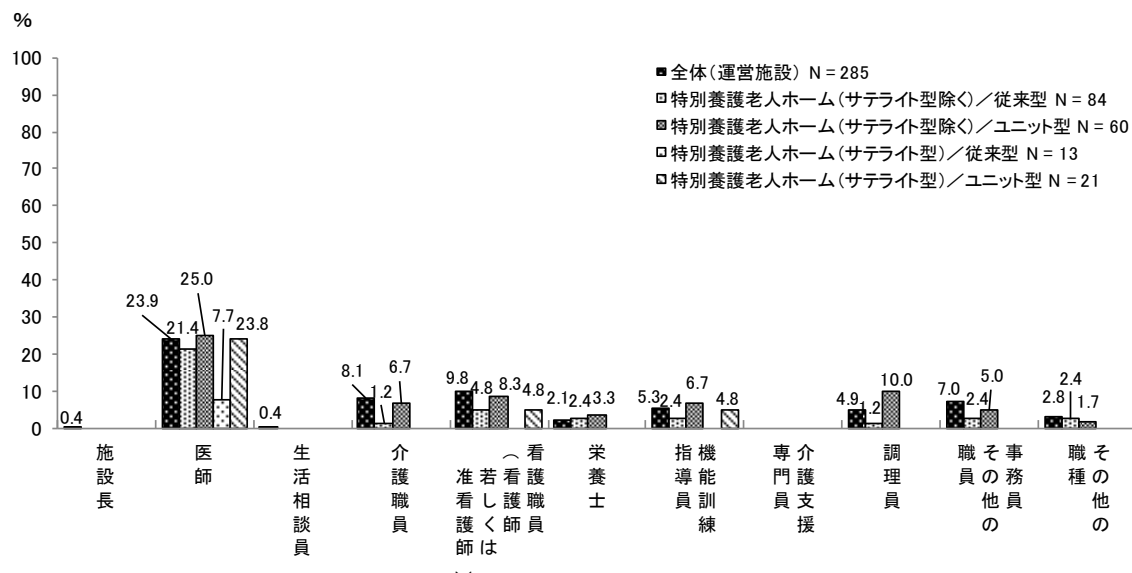
図表 102 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【地域密着型特別養護老人ホーム】(3/3)

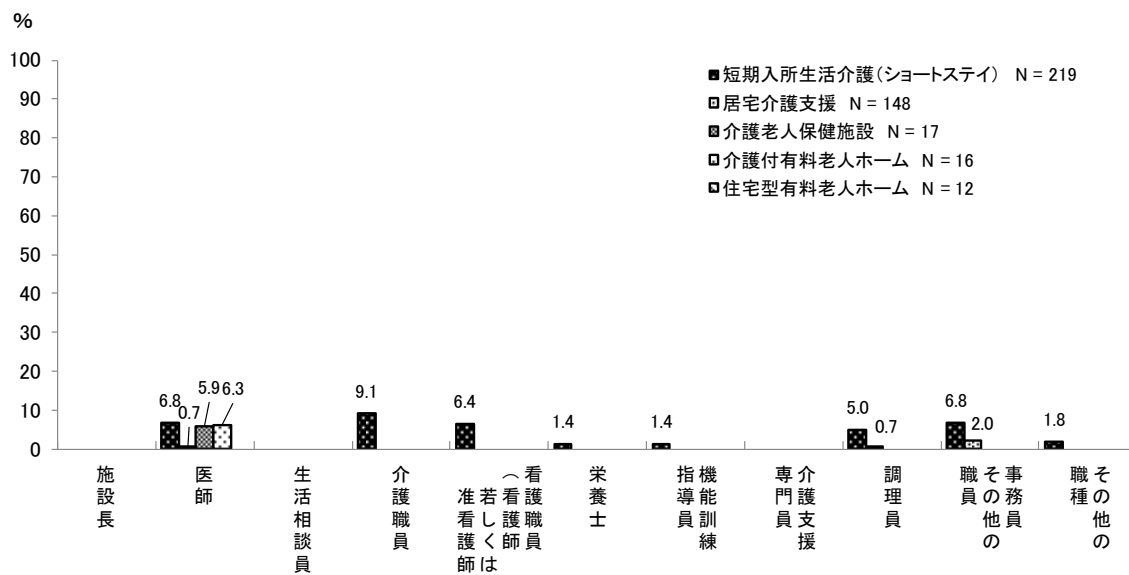
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	17 100.0	92 100.0	68 100.0	2 100.0	28 100.0	44 100.0	51 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	1 3.6	- -	- -
医師	1 5.9	3 3.3	- -	- -	- -	- -	9 17.6
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	2 2.2	1 1.5	- -	- -	- -	1 2.0
栄養士	- -	1 1.1	- -	- -	- -	- -	1 2.0
機能訓練指導員	- -	- -	2 2.9	- -	- -	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	2 2.2	1 1.5	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	4 4.3	1 1.5	- -	2 7.1	- -	- -
その他の職種	- -	2 2.2	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

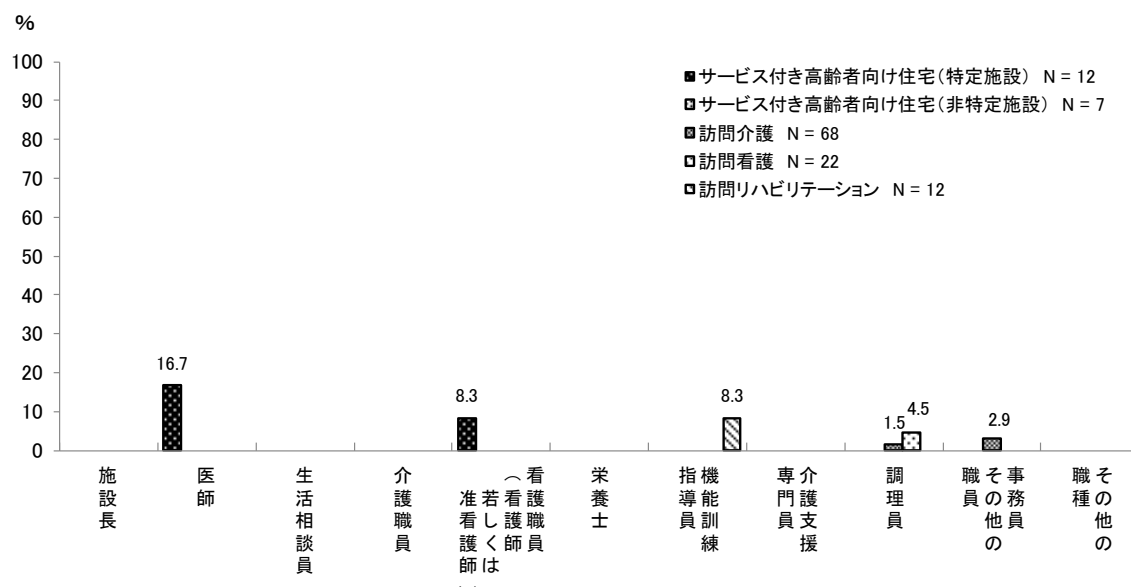
図表 103 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(1/5)



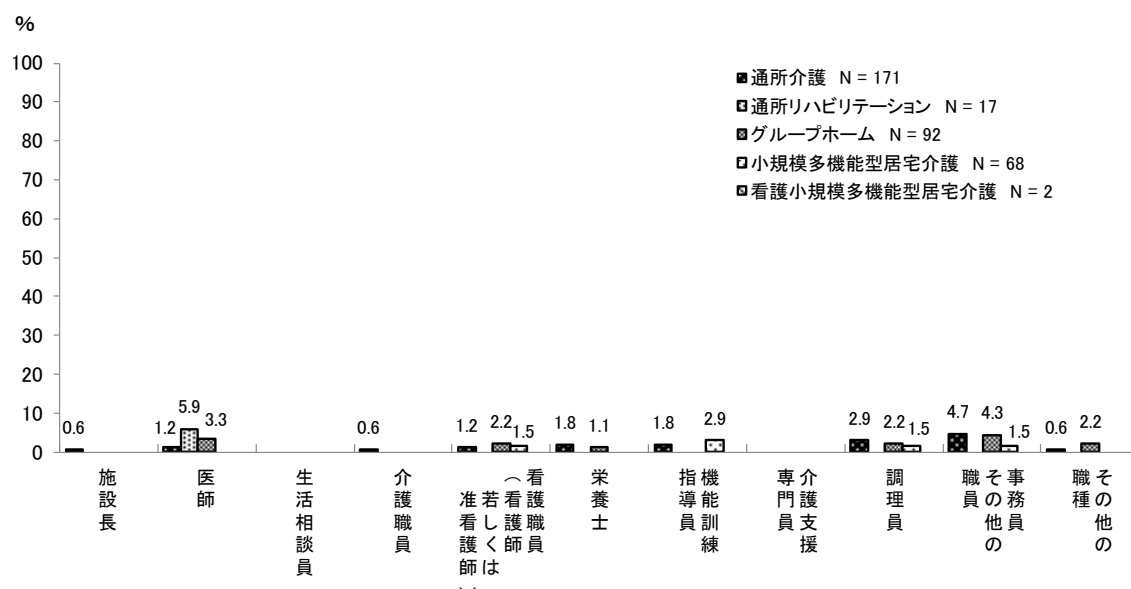
図表 104 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(2/5)



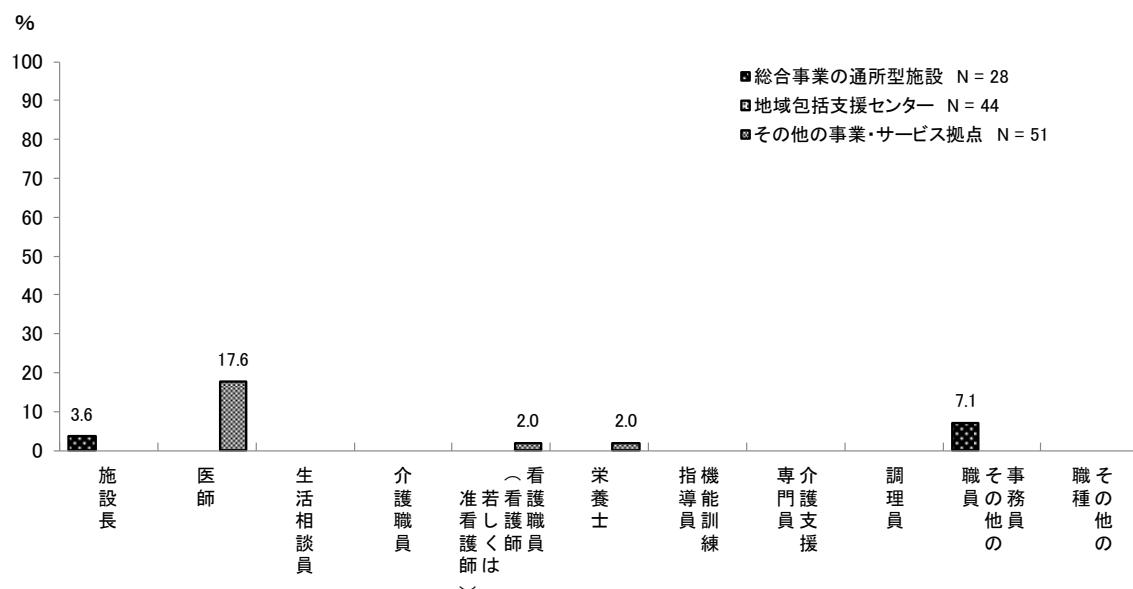
図表 105 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(3/5)



図表 106 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(4/5)



図表 107 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【地域密着型特別養護老人ホーム】(5/5)



図表 108 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【サテライト型特別養護老人ホーム】(1/3)

	回答数	特別養護老人ホーム (サテライト型を除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	31 100.0	15 100.0	12 100.0	1 100.0	4 100.0	26 100.0	20 100.0	1 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医師	6 19.4	3 20.0	1 8.3	- -	1 25.0	1 3.8	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	1 3.2	1 6.7	- -	- -	- -	1 3.8	- -	- -
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
機能訓練指導員	3 9.7	2 13.3	- -	- -	- -	1 3.8	- -	- -
介護支援専門員	1 3.2	1 6.7	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他の職種	1 3.2	1 6.7	- -	- -	1 25.0	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 109 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)

【サテライト型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	2 100.0	2 100.0	1 100.0	1 100.0	9 100.0	1 100.0	- -	17 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他の職種	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

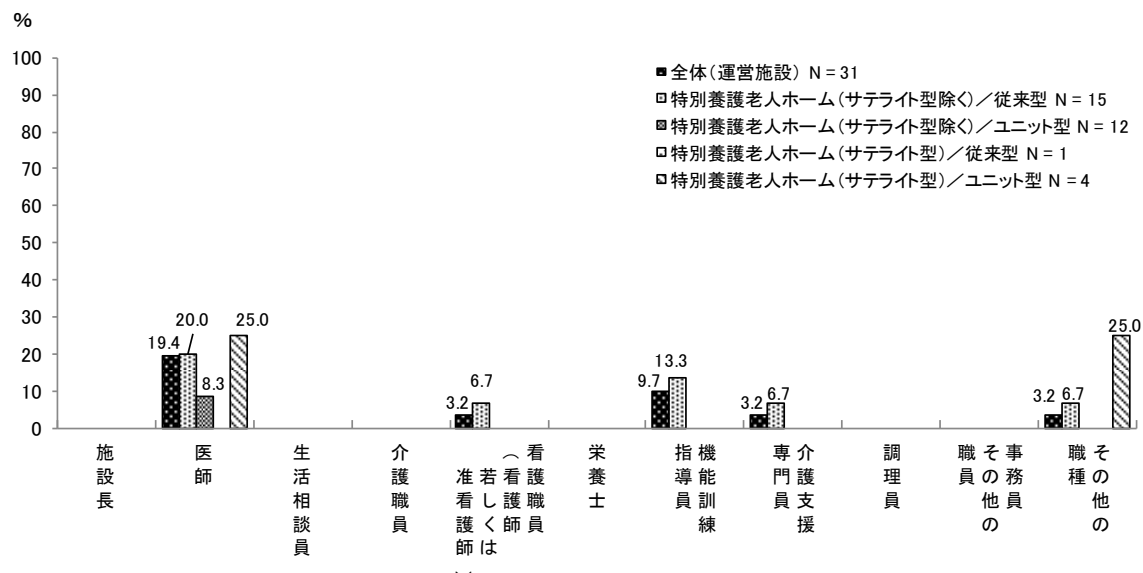
上は回答数、下は%を示す

図表 110 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(3/3)

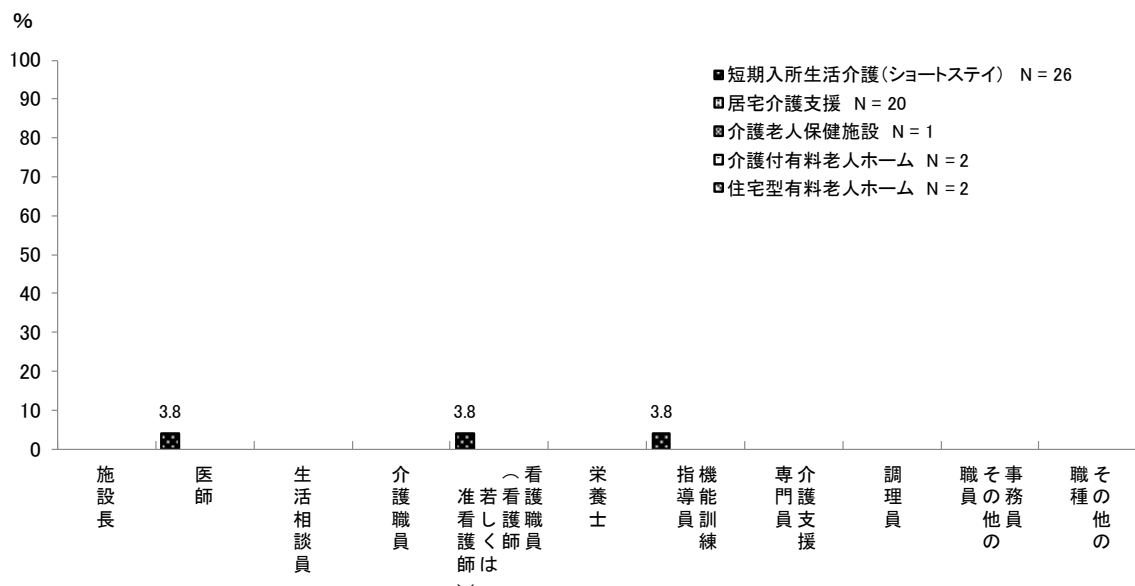
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	- -	11 100.0	6 100.0	- -	2 100.0	7 100.0	4 100.0
施設長	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医師	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0
生活相談員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員(看護師若しくは准看護師)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0
栄養士	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他の職種	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

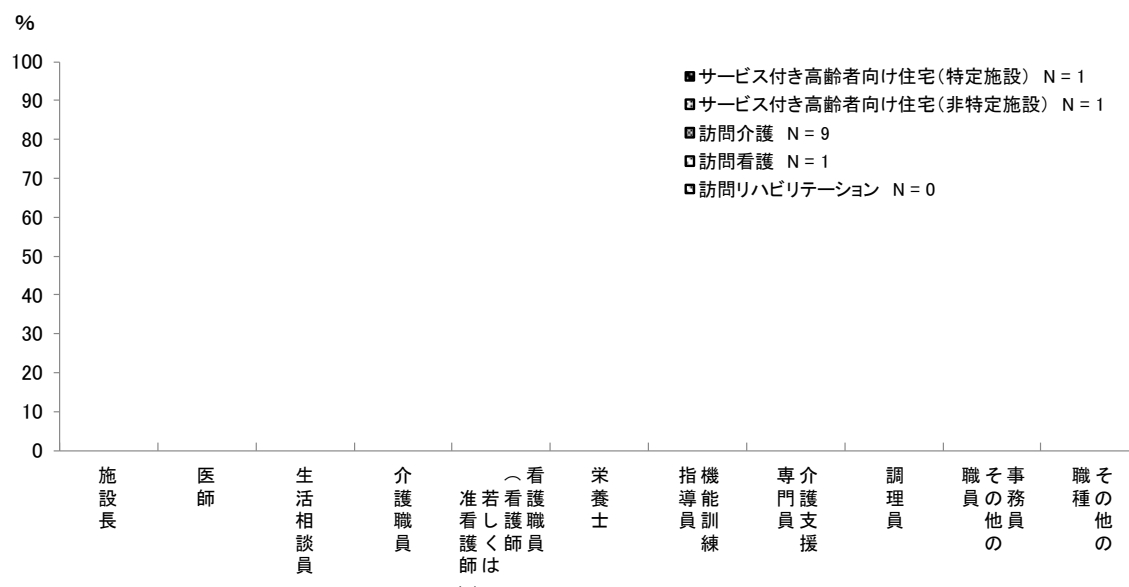
図表 111 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(1/5)



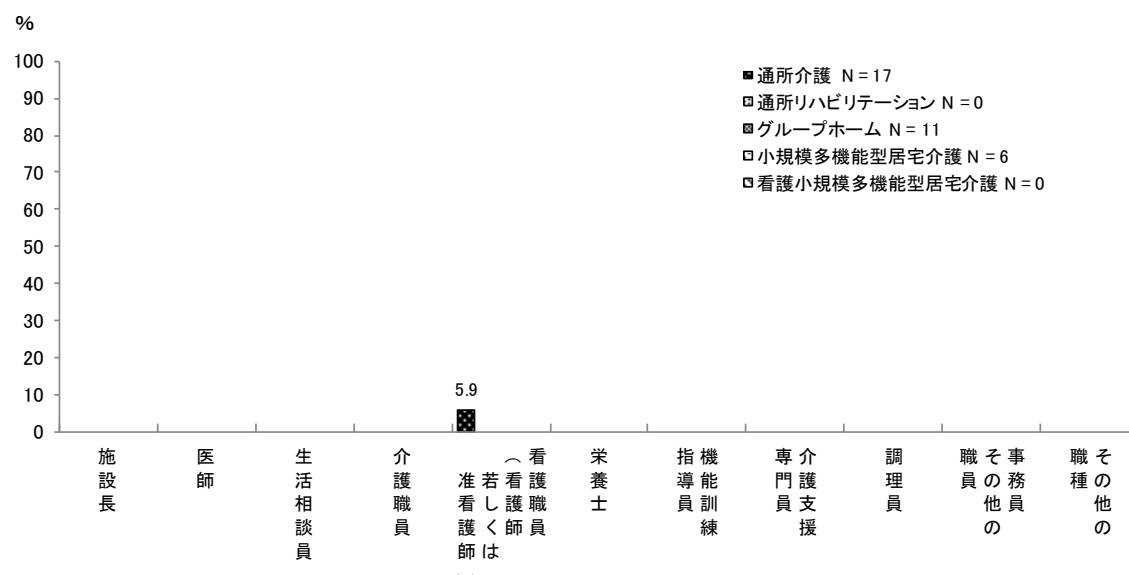
図表 112 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(2/5)



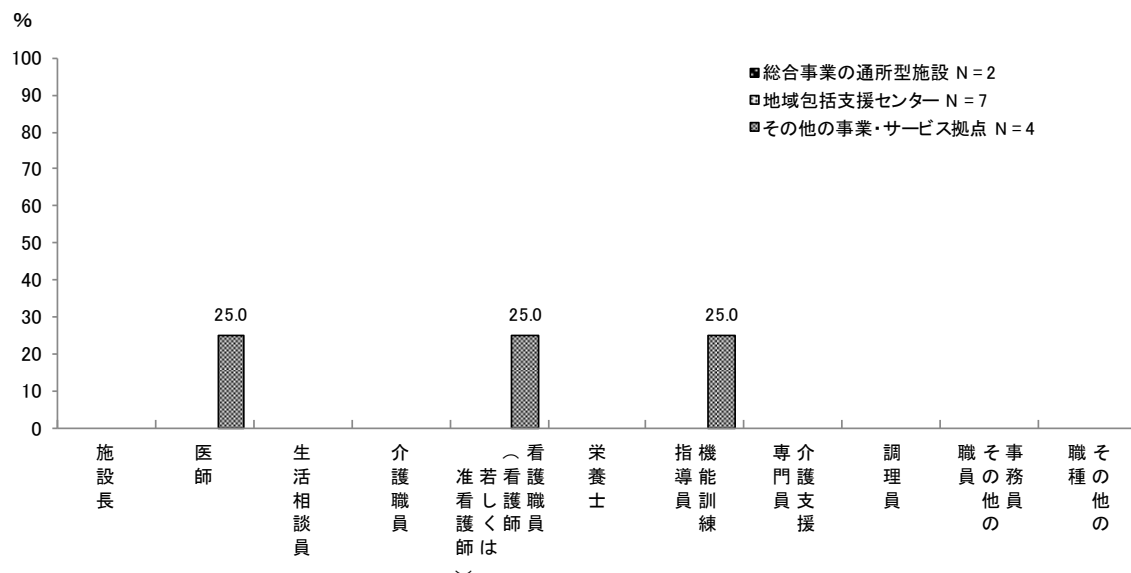
図表 113 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(3/5)



図表 114 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(4/5)



図表 115 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(事業所形態とのクロス集計)
【サテライト型特別養護老人ホーム】(5/5)



<施設との距離とのクロス集計結果>

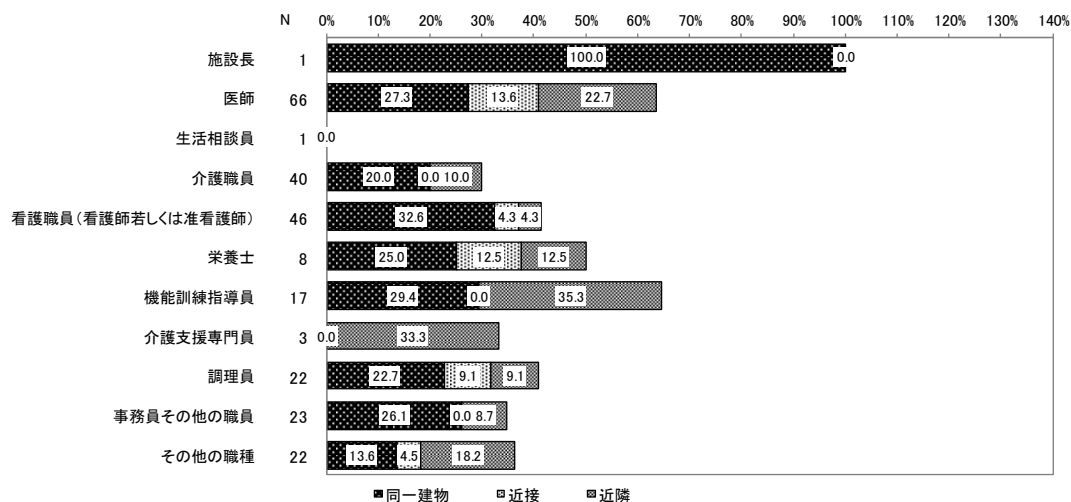
図表 116 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ 従来型】

(※ここでの回答者数は、それぞれの施設・事業所について、同一建物、近接、近隣いずれか(または複数)回答した数のことを指す。以降のクロス集計も同様である。)

	特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ 従来型			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	1 100.0	1 100.0	- -	- -
医師	66 100.0	18 27.3	9 13.6	15 22.7
生活相談員	1 100.0	- -	- -	- -
介護職員	40 100.0	8 20.0	- -	4 10.0
看護職員(看護師若しくは准看護師)	46 100.0	15 32.6	2 4.3	2 4.3
栄養士	8 100.0	2 25.0	1 12.5	1 12.5
機能訓練指導員	17 100.0	5 29.4	- -	6 35.3
介護支援専門員	3 100.0	- -	- -	1 33.3
調理員	22 100.0	5 22.7	2 9.1	2 9.1
事務員その他の職員	23 100.0	6 26.1	- -	2 8.7
その他の職種	22 100.0	3 13.6	1 4.5	4 18.2

上は回答数、下は%を示す

図表 117 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ 従来型】

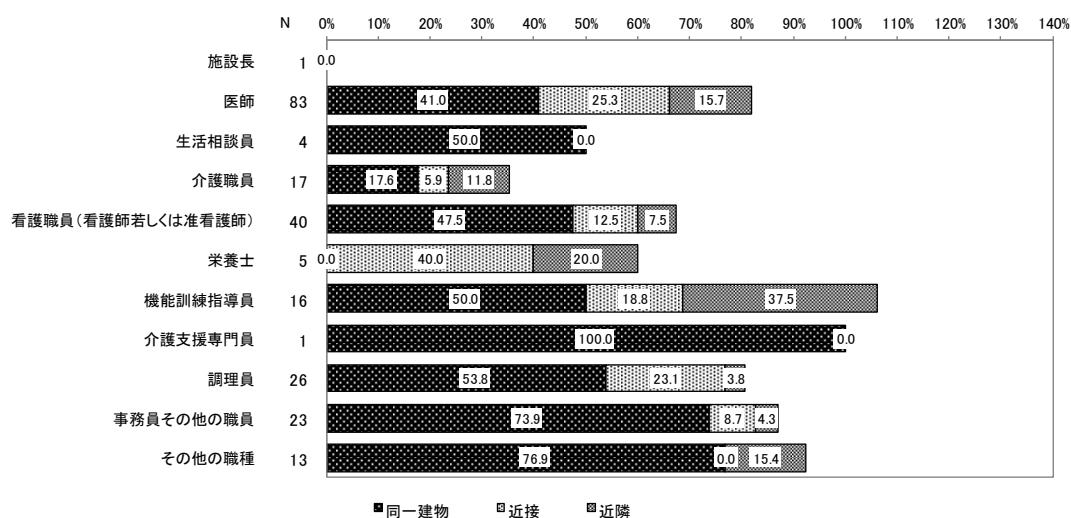


図表 118 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ ユニット型】

	特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ ユニット型			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	1 100.0	- -	- -	- -
医師	83 100.0	34 41.0	21 25.3	13 15.7
生活相談員	4 100.0	2 50.0	- -	- -
介護職員	17 100.0	3 17.6	1 5.9	2 11.8
看護職員(看護師若しくは准看護師)	40 100.0	19 47.5	5 12.5	3 7.5
栄養士	5 100.0	- -	2 40.0	1 20.0
機能訓練指導員	16 100.0	8 50.0	3 18.8	6 37.5
介護支援専門員	1 100.0	1 100.0	- -	- -
調理員	26 100.0	14 53.8	6 23.1	1 3.8
事務員その他の職員	23 100.0	17 73.9	2 8.7	1 4.3
その他の職種	13 100.0	10 76.9	- -	2 15.4

上は回答数、下は%を示す

図表 119 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【特別養護老人ホーム(サテライト型除く)/ ユニット型】

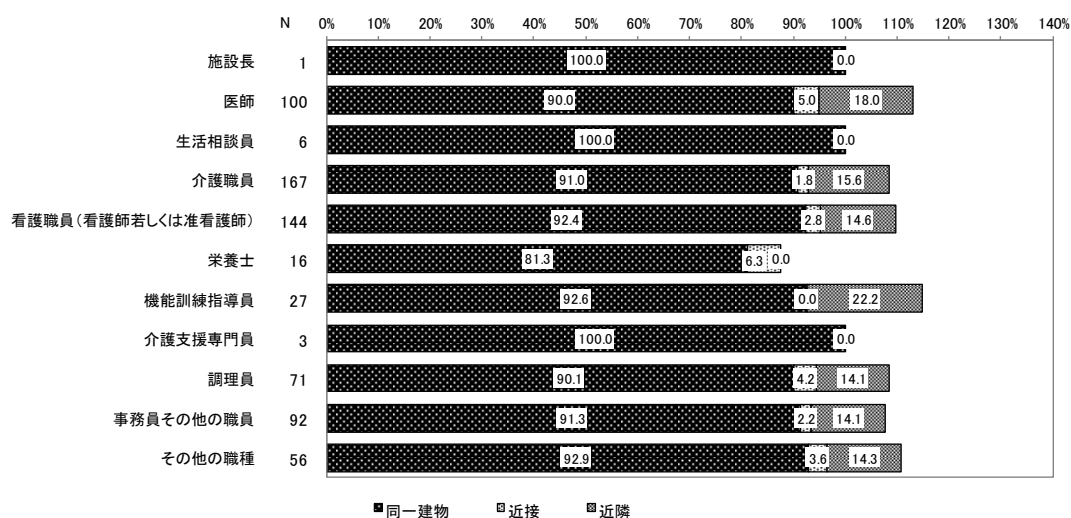


図表 120 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【短期入所生活介護(ショートステイ)】

	短期入所生活介護(ショートステイ)			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	1 100.0	1 100.0	- -	- -
医師	100 100.0	90 90.0	5 5.0	18 18.0
生活相談員	6 100.0	6 100.0	- -	- -
介護職員	167 100.0	152 91.0	3 1.8	26 15.6
看護職員(看護師若しくは准看護師)	144 100.0	133 92.4	4 2.8	21 14.6
栄養士	16 100.0	13 81.3	1 6.3	- -
機能訓練指導員	27 100.0	25 92.6	- -	6 22.2
介護支援専門員	3 100.0	3 100.0	- -	- -
調理員	71 100.0	64 90.1	3 4.2	10 14.1
事務員その他の職員	92 100.0	84 91.3	2 2.2	13 14.1
その他の職種	56 100.0	52 92.9	2 3.6	8 14.3

上は回答数、下は%を示す

図表 121 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)
【短期入所生活介護(ショートステイ)】



図表 122 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)

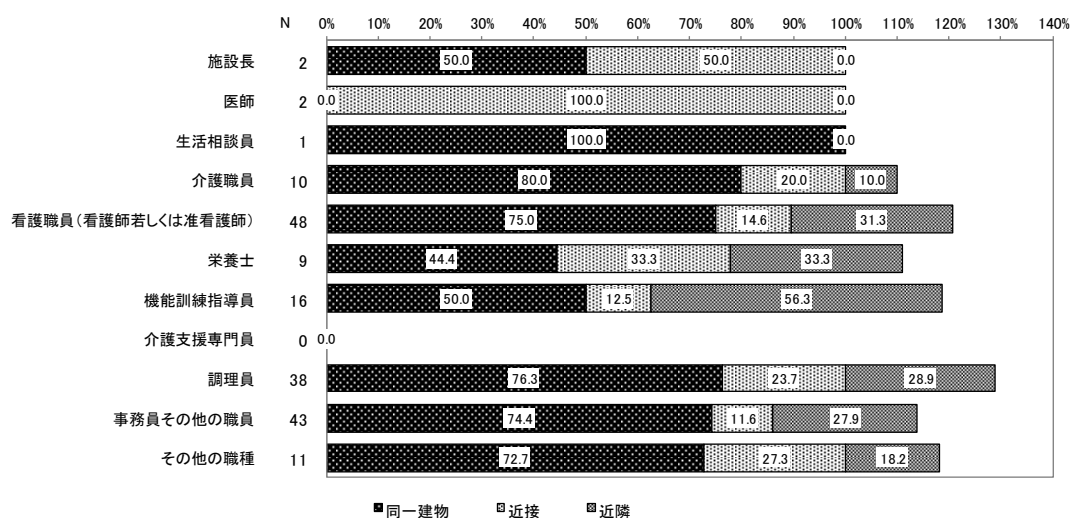
【通所介護】

	通所介護			
	回答数	同一建物	近接	近隣
施設長	2 100.0	1 50.0	1 50.0	- -
医師	2 100.0	- -	2 100.0	- -
生活相談員	1 100.0	1 100.0	- -	- -
介護職員	10 100.0	8 80.0	2 20.0	1 10.0
看護職員(看護師若しくは准看護師)	48 100.0	36 75.0	7 14.6	15 31.3
栄養士	9 100.0	4 44.4	3 33.3	3 33.3
機能訓練指導員	16 100.0	8 50.0	2 12.5	9 56.3
介護支援専門員	- -	- -	- -	- -
調理員	38 100.0	29 76.3	9 23.7	11 28.9
事務員その他の職員	43 100.0	32 74.4	5 11.6	12 27.9
その他の職種	11 100.0	8 72.7	3 27.3	2 18.2

上は回答数、下は%を示す

図表 123 他の事業・サービスを提供する施設と兼務している方(非常勤)の
兼務している事業・サービス(施設との距離とのクロス集計)

【通所介護】



Q9 施設長が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として、当てはまるもの全てに○をつけてください。

施設長の現在勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち、9.3%の割合で行われている。兼務している具体的な職種として、介護支援専門員（24.8%）、生活相談員（12.8%）、介護職員（日勤）（11.9%）の割合が高くなっている。

<単純集計結果>

図表 124 施設長が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

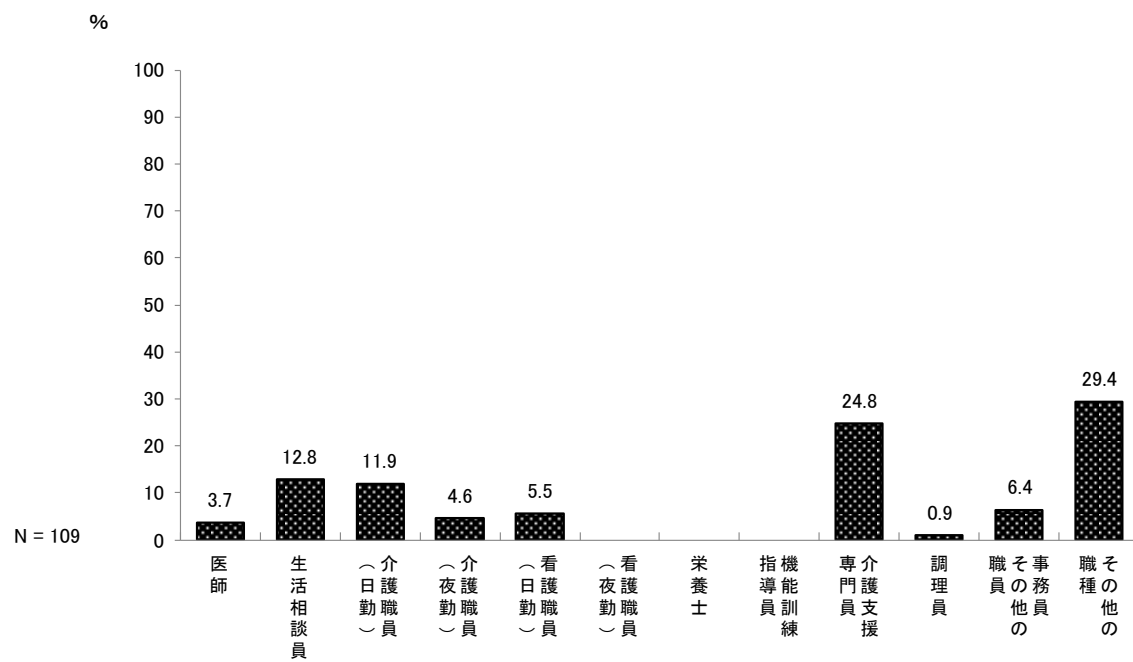
（本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7での a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。施設長が施設内の職種間兼務を行っていると回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。）

回答数全体	専従	職種間兼務	施設間兼務
1,173	514	109	538
100.0	43.8	9.3	45.9

回答対象者数	109 100.0
医師	4 3.7
生活相談員	14 12.8
介護職員（日勤）	13 11.9
介護職員（夜勤）	5 4.6
看護職員（日勤）	6 5.5
看護職員（夜勤）	- -
栄養士	- -
機能訓練指導員	- -
介護支援専門員	27 24.8
調理員	1 0.9
事務員その他の職員	7 6.4
その他の職種	32 29.4

上は回答数、下は%を示す

図表 125 施設長が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種



<事業所形態とのクロス集計結果>

図表 126 施設長が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種(事業所形態とのクロス集計結果)

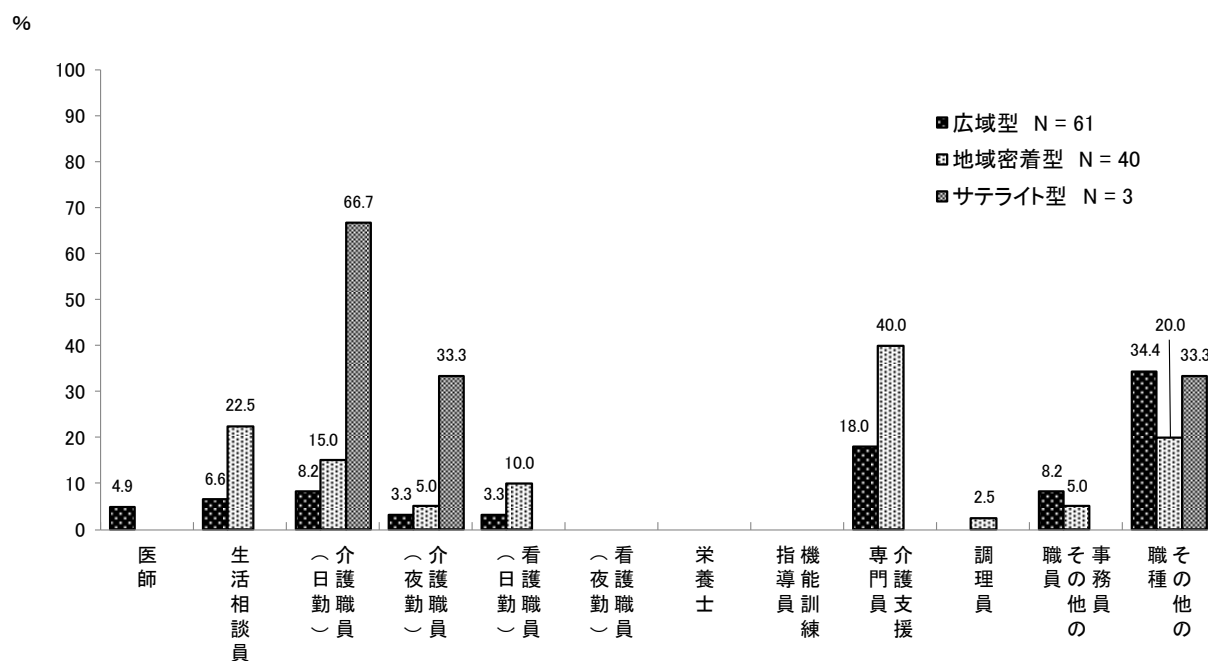
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	391 41.0	61 6.4	401 42.0
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	103 36.1	40 14.0	110 38.6
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	9 29.0	3 9.7	17 54.8



	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	61 100.0	40 100.0	3 100.0
医師	3 4.9	- -	- -
生活相談員	4 6.6	9 22.5	- -
介護職員(日勤)	5 8.2	6 15.0	2 66.7
介護職員(夜勤)	2 3.3	2 5.0	1 33.3
看護職員(日勤)	2 3.3	4 10.0	- -
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -
介護支援専門員	11 18.0	16 40.0	- -
調理員	- -	1 2.5	- -
事務員その他の職員	5 8.2	2 5.0	- -
その他の職種	21 34.4	8 20.0	1 33.3

上は回答数、下は%を示す

図表 127 施設長が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種（事業所形態とのクロス集計結果）



Q10 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

生活相談員の勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち常勤では35.0%、非常勤では1.4%の割合で行われている。兼務している具体的な職種として、常勤、非常勤共に、介護支援専門員（常勤：67.6%、非常勤 55.6%）、介護職員（日勤）（常勤：24.4%、非常勤 16.7%）の割合が高くなっている。

<単純集計結果>

図表 128 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

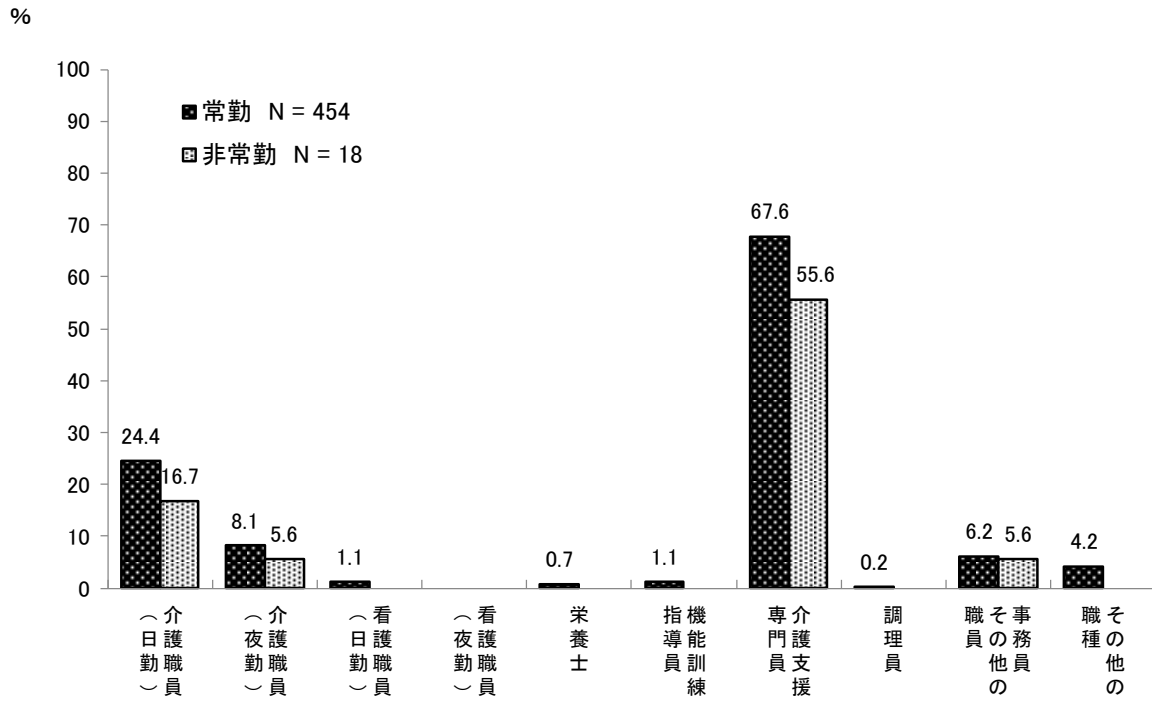
（本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7での a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。生活相談員が施設内の職種間兼務を行っているとは回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。）

回答数全体	常勤			非常勤		
	専従	職種間 兼務	施設間 兼務	専従	職種間 兼務	施設間 兼務
1,298	833	454	291	21	18	11
100.0	64.2	35.0	22.4	1.6	1.4	0.8

	常勤	非常勤
回答対象者数	454 100.0	18 100.0
介護職員（日勤）	111 24.4	3 16.7
介護職員（夜勤）	37 8.1	1 5.6
看護職員（日勤）	5 1.1	- -
看護職員（夜勤）	- -	- -
栄養士	3 0.7	- -
機能訓練指導員	5 1.1	- -
介護支援専門員	307 67.6	10 55.6
調理員	1 0.2	- -
事務員その他の職員	28 6.2	1 5.6
その他の職種	19 4.2	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 129 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種



＜事業所形態とのクロス集計結果＞

図表 130 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	641 67.2	317 33.2	235 24.6
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	151 53.0	116 40.7	50 17.5
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	20 64.5	13 41.9	1 3.2

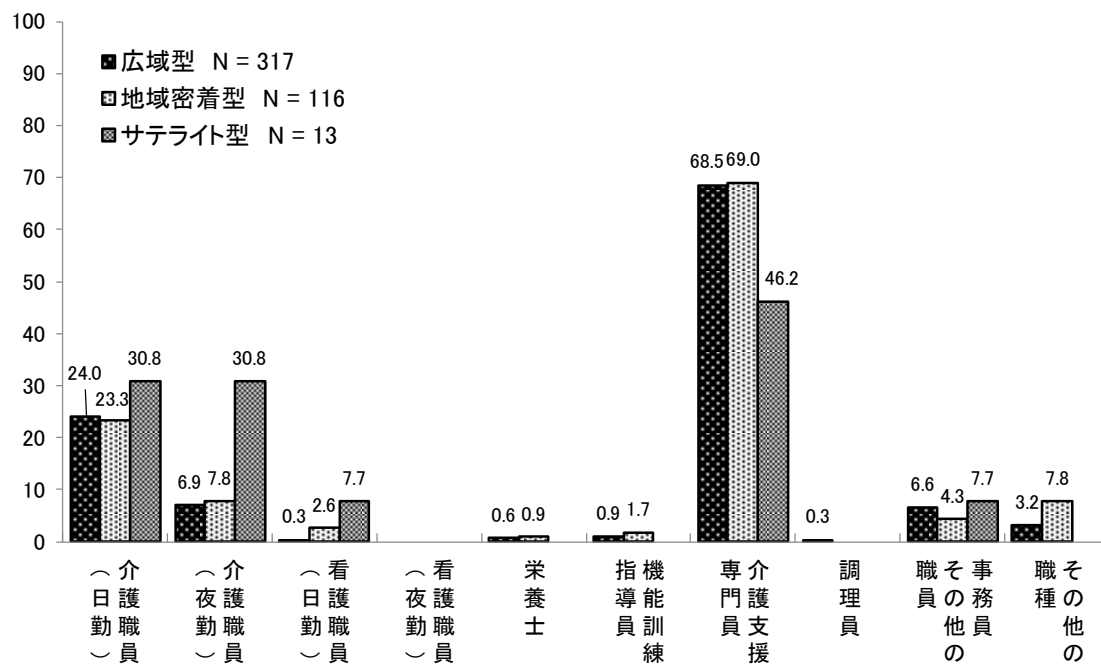


	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	317 100.0	116 100.0	13 100.0
介護職員(日勤)	76 24.0	27 23.3	4 30.8
介護職員(夜勤)	22 6.9	9 7.8	4 30.8
看護職員(日勤)	1 0.3	3 2.6	1 7.7
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
栄養士	2 0.6	1 0.9	- -
機能訓練指導員	3 0.9	2 1.7	- -
介護支援専門員	217 68.5	80 69.0	6 46.2
調理員	1 0.3	- -	- -
事務員その他の職員	21 6.6	5 4.3	1 7.7
その他の職種	10 3.2	9 7.8	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 131 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

%



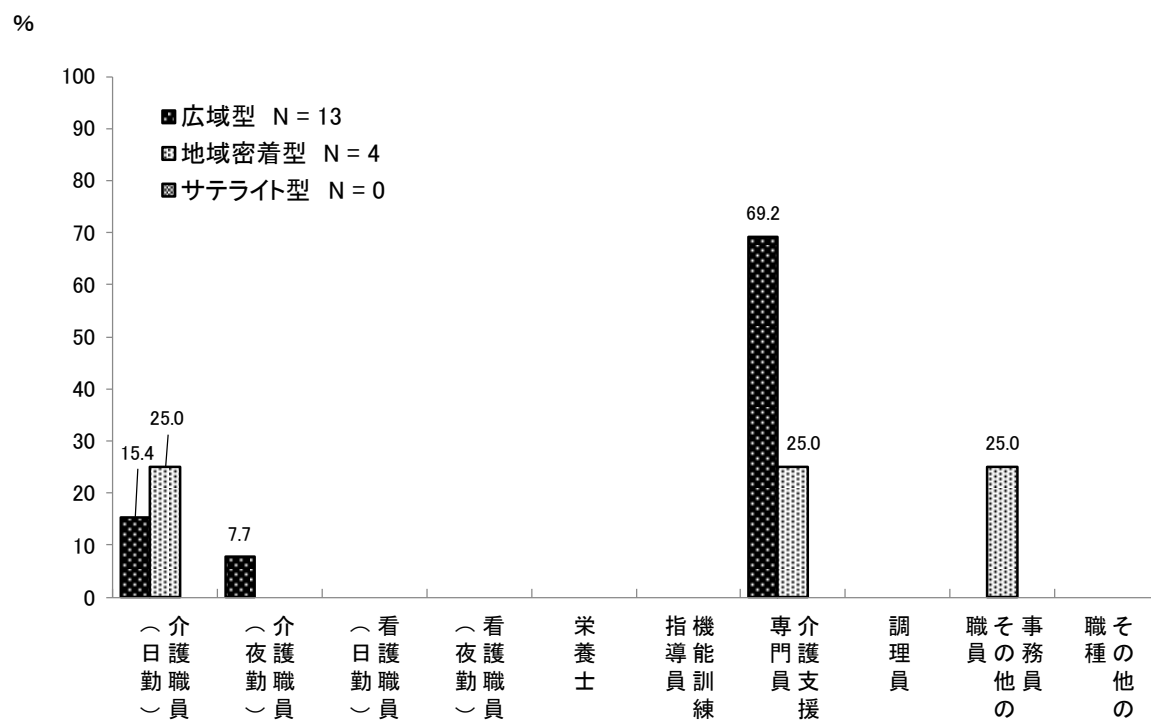
図表 132 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	16 1.7	13 1.4	10 1.0
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	5 1.8	4 1.4	1 0.4
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	- -	- -	- -

	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	13 100.0	4 100.0	- -
介護職員(日勤)	2 15.4	1 25.0	- -
介護職員(夜勤)	1 7.7	- -	- -
看護職員(日勤)	- -	- -	- -
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -
介護支援専門員	9 69.2	1 25.0	- -
調理員	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	1 25.0	- -
その他の職種	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 133 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



Q11 介護職員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

(集計表の見方)

Q11では、施設・事業者の回答は人数の記入形式であるが、集計の際には0名の回答を「0(いない)」、1名以上の回答を「1(いる)」として、回答を再整理し、集計している。

介護職員の現在勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち常勤では20.0%、非常勤では4.5%の割合で行われている。

兼務している具体的な職種として、常勤では介護支援専門員(68.0%)、生活相談員(20.8%)の割合が高くなっている。非常勤では、看護職員(日勤)(10.2%)が高くなっているが全体として職種間の兼務割合は常勤よりも低い傾向にある。

<単純集計結果>

図表 134 介護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

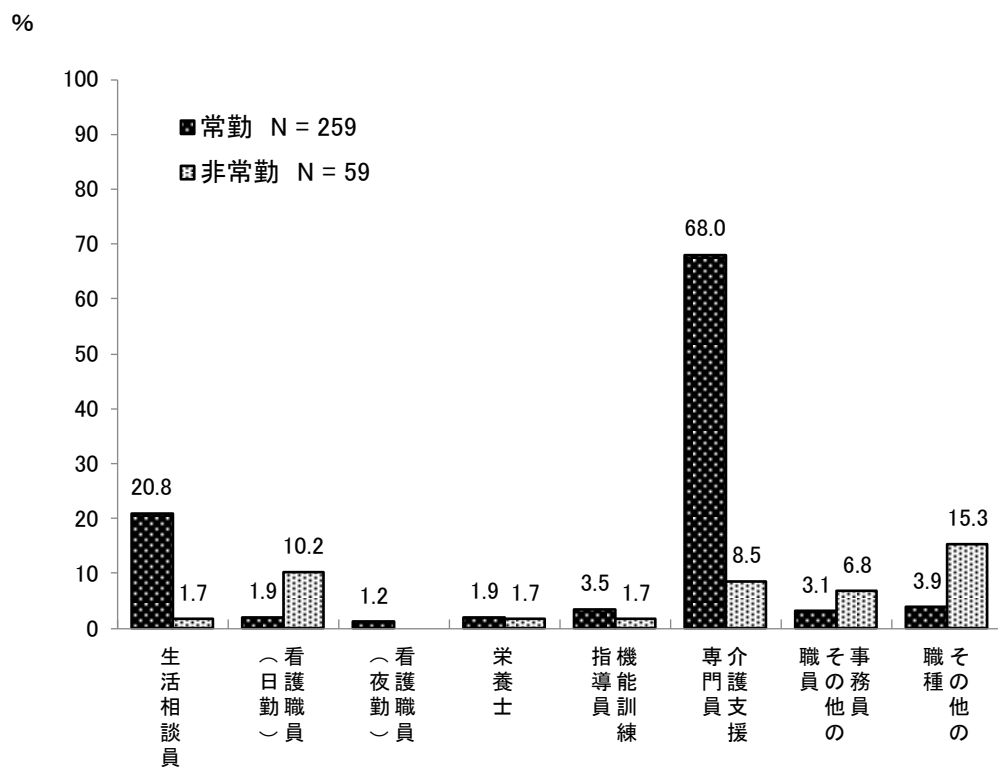
(本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7でのa専従職員、b貴施設内の他の職種と兼務している職員、c貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。介護職員が施設内の職種間兼務を行っているとは回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。)

	常勤			非常勤		
	専従	職種間 兼務	施設間 兼務	専従	職種間 兼務	施設間 兼務
回答数全体	1,298	259	250	935	59	194
	100.0	20.0	19.3	72.0	4.5	14.9

	常勤	非常勤
回答対象者数	259 100.0	59 100.0
生活相談員	54 20.8	1 1.7
看護職員(日勤)	5 1.9	6 10.2
看護職員(夜勤)	3 1.2	- -
栄養士	5 1.9	1 1.7
機能訓練指導員	9 3.5	1 1.7
介護支援専門員	176 68.0	5 8.5
事務員その他の職員	8 3.1	4 6.8
その他の職種	10 3.9	9 15.3

上は回答数、下は%を示す

図表 135 介護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 136 介護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

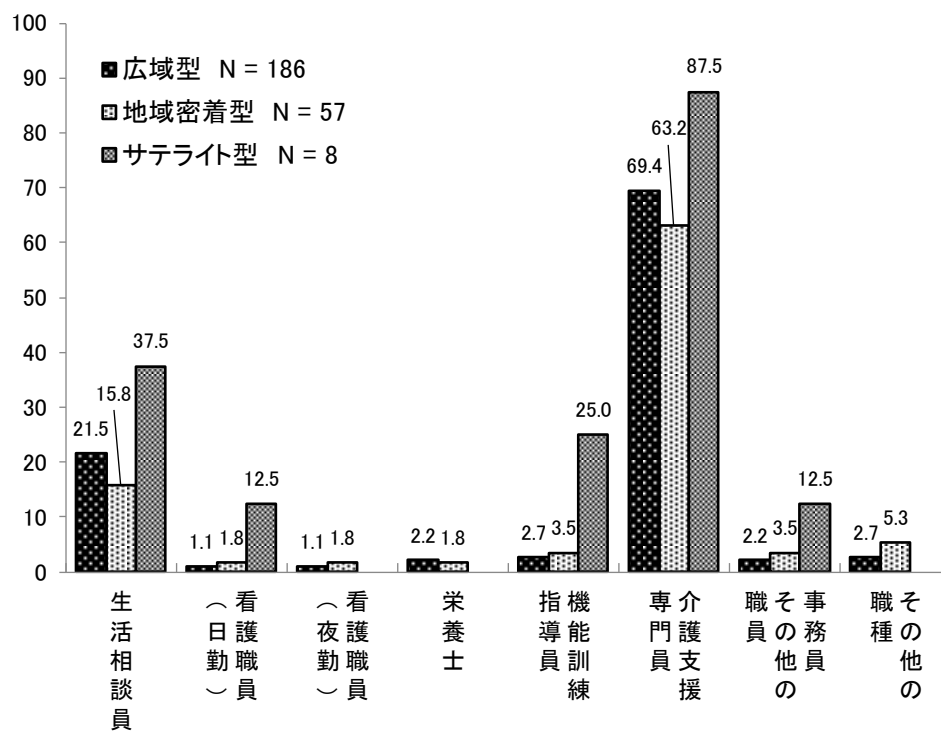
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	797 83.5	186 19.5	213 22.3
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	261 91.6	57 20.0	33 11.6
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	29 93.5	8 25.8	1 3.2

	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	186 100.0	57 100.0	8 100.0
生活相談員	40 21.5	9 15.8	3 37.5
看護職員(日勤)	2 1.1	1 1.8	1 12.5
看護職員(夜勤)	2 1.1	1 1.8	- -
栄養士	4 2.2	1 1.8	- -
機能訓練指導員	5 2.7	2 3.5	2 25.0
介護支援専門員	129 69.4	36 63.2	7 87.5
事務員その他の職員	4 2.2	2 3.5	1 12.5
その他の職種	5 2.7	3 5.3	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 137 介護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

%



図表 138 介護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

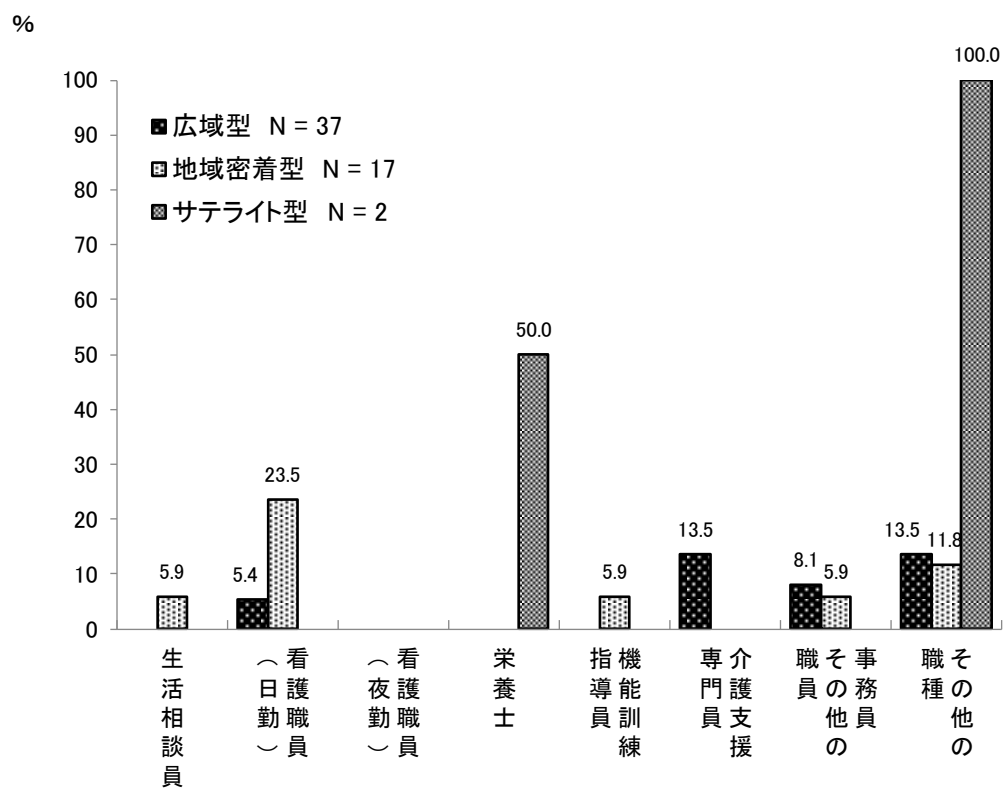
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	696 73.0	37 3.9	170 17.8
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	200 70.2	17 6.0	23 8.1
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	21 67.7	2 6.5	- -



	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	37 100.0	17 100.0	2 100.0
生活相談員	- -	1 5.9	- -
看護職員(日勤)	2 5.4	4 23.5	- -
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	1 50.0
機能訓練指導員	- -	1 5.9	- -
介護支援専門員	5 13.5	- -	- -
事務員その他の職員	3 8.1	1 5.9	- -
その他の職種	5 13.5	2 11.8	2 100.0

上は回答数、下は%を示す

図表 139 介護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



Q12 看護職員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

(集計表の見方)

Q12では、施設・事業者の回答は人数の記入形式であるが、集計の際には0名の回答を「0(いない)」、1名以上の回答を「1(いる)」として、回答を再整理し、集計している。

看護職員の勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち常勤では23.9%、非常勤では9.2%の割合で行われている。

兼務している具体的な職種として、常勤、非常勤共に、機能訓練指導員(常勤:79.4%、非常勤72.3%)の割合が高くなっている。

<単純集計結果>

図表 140 看護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

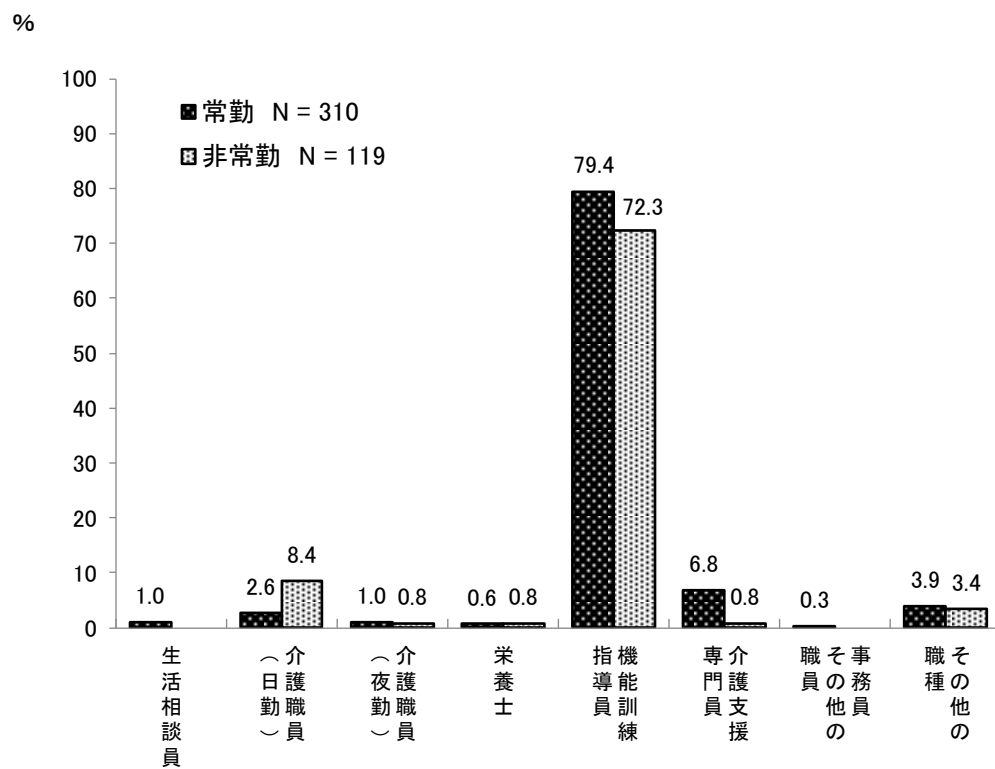
(本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7での a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。看護職員が施設内の職種間兼務を行っているとは回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。)

回答数全体	常勤			非常勤		
	専従	職種間 兼務	施設間 兼務	専従	職種間 兼務	施設間 兼務
1,298 100.0	1,018 78.4	310 23.9	344 26.5	571 44.0	119 9.2	199 15.3

	常勤	非常勤
回答対象者数	310 100.0	119 100.0
生活相談員	3 1.0	- -
介護職員(日勤)	8 2.6	10 8.4
介護職員(夜勤)	3 1.0	1 0.8
栄養士	2 0.6	1 0.8
機能訓練指導員	246 79.4	86 72.3
介護支援専門員	21 6.8	1 0.8
事務員その他の職員	1 0.3	- -
その他の職種	12 3.9	4 3.4

上は回答数、下は%を示す

図表 141 看護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種



<事業所形態とのクロス集計結果>

図表 142 看護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

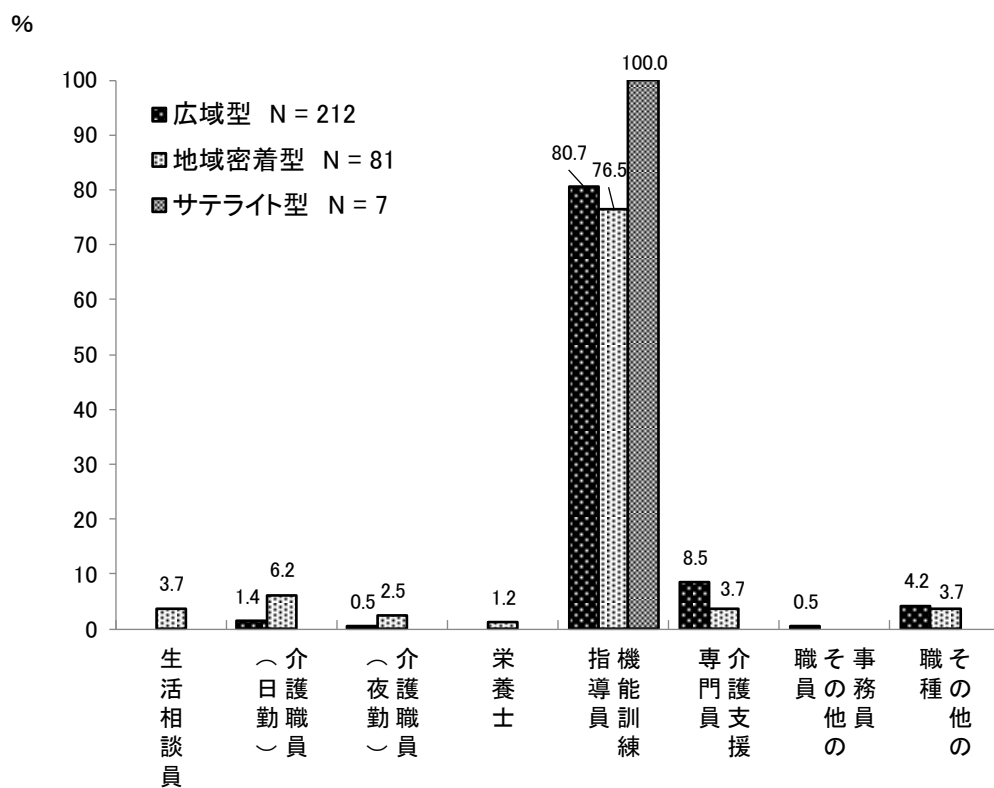
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型	954	758	212	285
特別養護老人ホーム	100.0	79.5	22.2	29.9
地域密着型	285	213	81	49
特別養護老人ホーム	100.0	74.7	28.4	17.2
サテライト型	31	26	7	3
特別養護老人ホーム	100.0	83.9	22.6	9.7



	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	212 100.0	81 100.0	7 100.0
生活相談員	- -	3 3.7	- -
介護職員(日勤)	3 1.4	5 6.2	- -
介護職員(夜勤)	1 0.5	2 2.5	- -
栄養士	- -	1 1.2	- -
機能訓練指導員	171 80.7	62 76.5	7 100.0
介護支援専門員	18 8.5	3 3.7	- -
事務員その他の職員	1 0.5	- -	- -
その他の職種	9 4.2	3 3.7	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 143 看護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



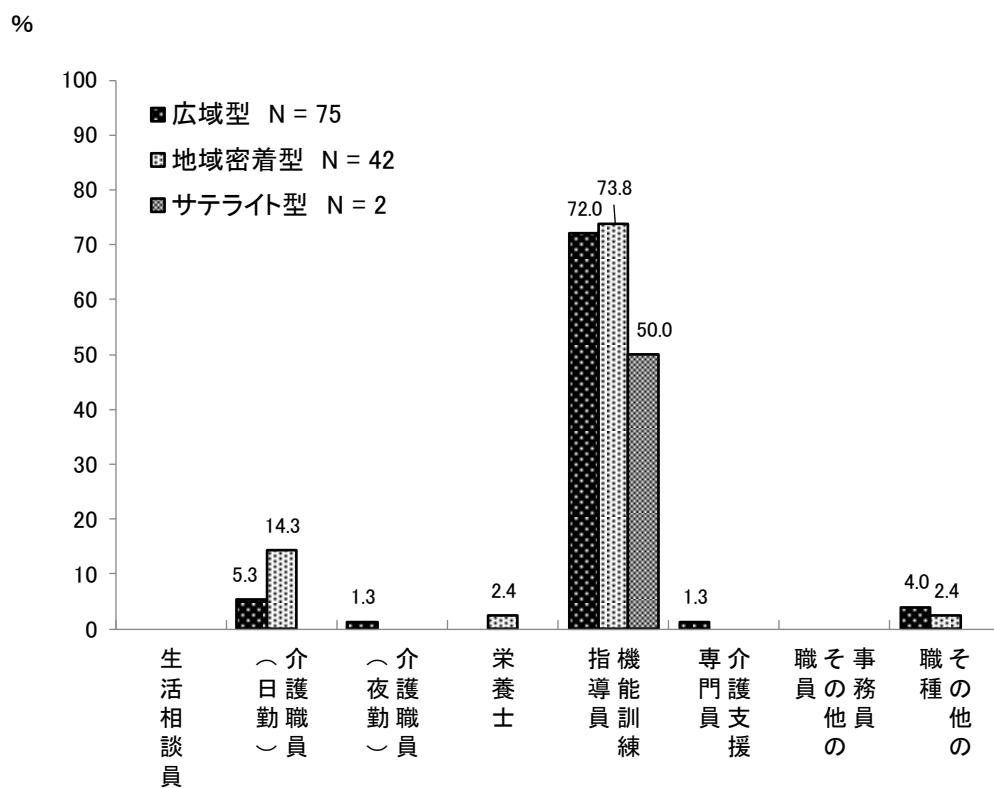
図表 144 看護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	423 44.3	75 7.9	167 17.5
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	118 41.4	42 14.7	28 9.8
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	16 51.6	2 6.5	1 3.2

	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	75 100.0	42 100.0	2 100.0
生活相談員	- -	- -	- -
介護職員(日勤)	4 5.3	6 14.3	- -
介護職員(夜勤)	1 1.3	- -	- -
栄養士	- -	1 2.4	- -
機能訓練指導員	54 72.0	31 73.8	1 50.0
介護支援専門員	1 1.3	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -
その他の職種	3 4.0	1 2.4	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 145 看護職員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



Q13 栄養士が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として、当てはまるもの全てに○をつけてください。

栄養士の勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち、7.6%の割合で行われている。兼務している具体的な職種として、調理員（30.8%）、介護職員（日勤）（12.1%）、事務員その他の職員（9.9%）の割合が高くなっている。

<単純集計結果>

図表 146 栄養士が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

（本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7での a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。栄養士が施設内の職種間兼務を行っているとは回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。）

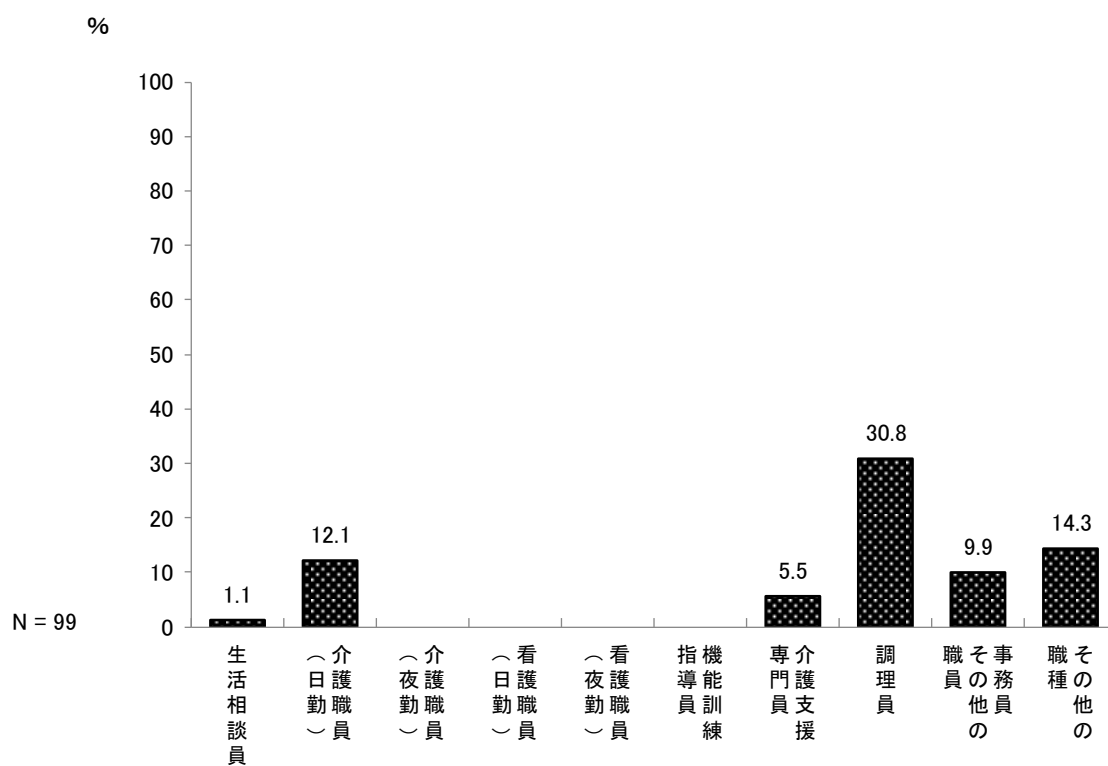
回答数全体	専従	職種間兼務	施設間兼務
1,298	840	99	429
100.0	64.7	7.6	33.1



回答対象者数	99 100.0
生活相談員	1 1.1
介護職員（日勤）	11 12.1
介護職員（夜勤）	- -
看護職員（日勤）	- -
看護職員（夜勤）	- -
機能訓練指導員	- -
介護支援専門員	5 5.5
調理員	28 30.8
事務員その他の職員	9 9.9
その他の職種	13 14.3

上は回答数、下は%を示す

図表 147 栄養士が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 148 栄養士が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種(事業所形態とのクロス集計)

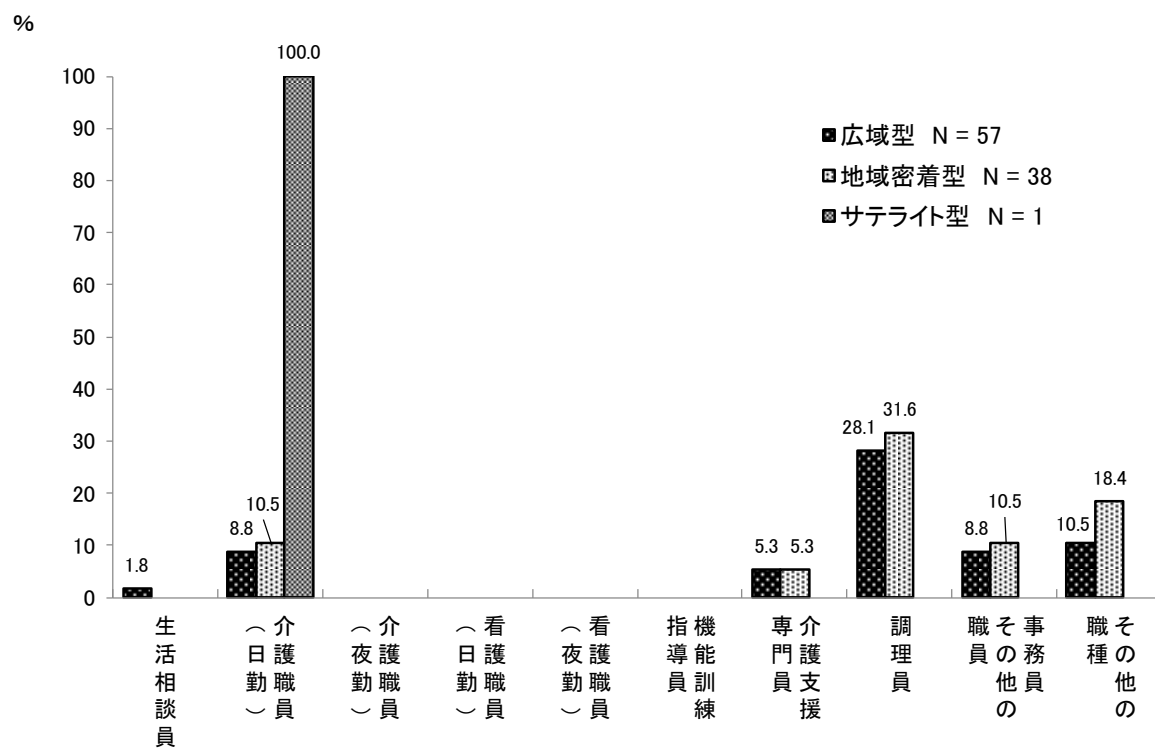
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	641 67.2	57 6.0	314 32.9
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	161 56.5	38 13.3	94 33.0
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	19 61.3	1 3.2	12 38.7



	広域型 特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	サテライト型 特別養護老人ホーム
回答対象者数	57 100.0	38 100.0	1 100.0
生活相談員	1 1.8	- -	- -
介護職員(日勤)	5 8.8	4 10.5	1 100.0
介護職員(夜勤)	- -	- -	- -
看護職員(日勤)	- -	- -	- -
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -
介護支援専門員	3 5.3	2 5.3	- -
調理員	16 28.1	12 31.6	- -
事務員その他の職員	5 8.8	4 10.5	- -
その他の職種	6 10.5	7 18.4	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 149 栄養士が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種（事業所形態とのクロス集計）



Q14 機能訓練指導員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

(集計表の見方)

Q14では、施設・事業者の回答は人数の記入形式であるが、集計の際には0名の回答を「0(いない)」、1名以上の回答を「1(いる)」として、回答を再整理し、集計している。

機能訓練指導員の現在勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち常勤では16.2%、非常勤では5.9%の割合で行われている。

兼務している具体的な職種として、常勤、非常勤共に、看護職員(日勤)(常勤:73.8%、非常勤75.3%)の割合が高くなっている。

<単純集計結果>

図表 150 機能訓練指導員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

(本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7での a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。機能訓練指導員が施設内の職種間兼務を行っていると回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。)

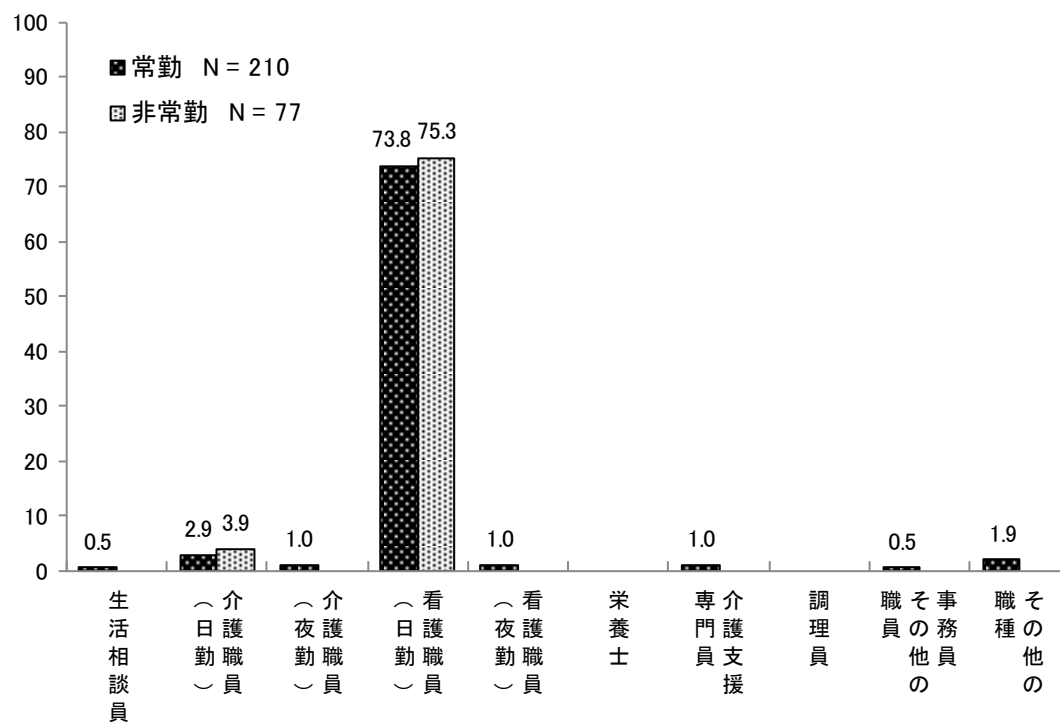
回答数全体	常勤			非常勤		
	専従	職種間 兼務	施設間 兼務	専従	職種間 兼務	施設間 兼務
1,298	536	210	226	120	77	74
100.0	41.3	16.2	17.4	9.2	5.9	5.7

	常勤	非常勤
回答対象者数	210 100.0	77 100.0
生活相談員	1 0.5	- -
介護職員(日勤)	6 2.9	3 3.9
介護職員(夜勤)	2 1.0	- -
看護職員(日勤)	155 73.8	58 75.3
看護職員(夜勤)	2 1.0	- -
栄養士	- -	- -
介護支援専門員	2 1.0	- -
調理員	- -	- -
事務員その他の職員	1 0.5	- -
その他の職種	4 1.9	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 151 機能訓練指導員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

%



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 152 機能訓練指導員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

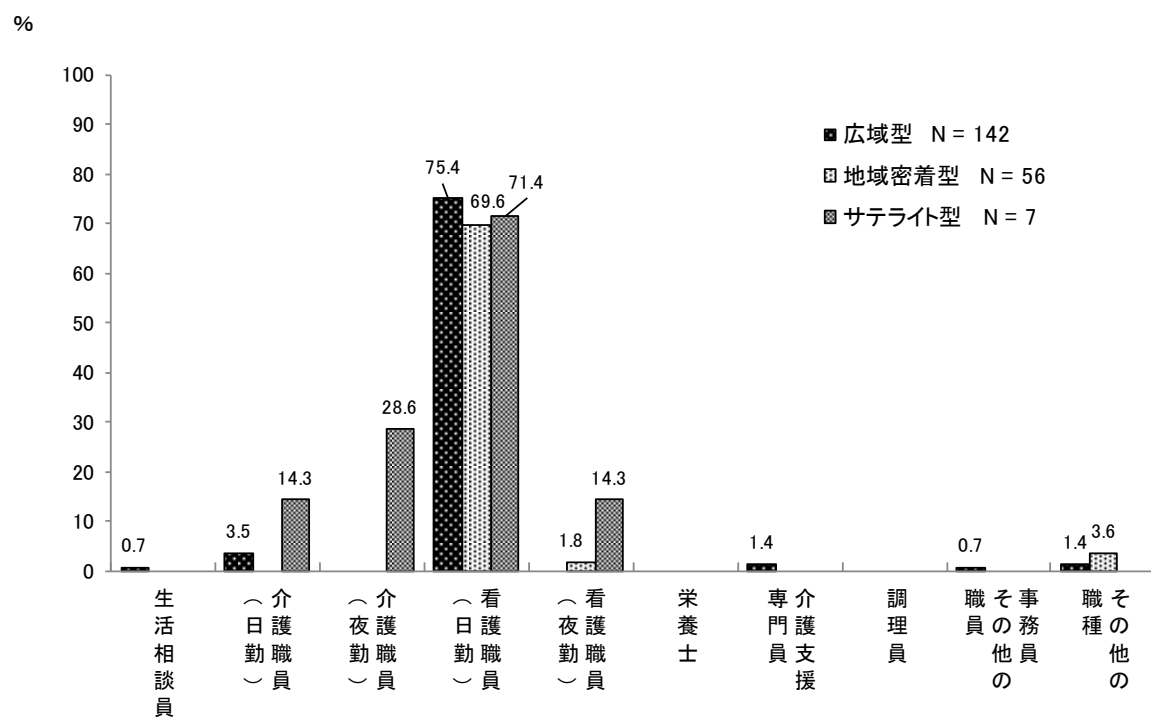
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	452 47.4	142 14.9	173 18.1
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	64 22.5	56 19.6	44 15.4
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	6 19.4	7 22.6	4 12.9



	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	142 100.0	56 100.0	7 100.0
生活相談員	1 0.7	- -	- -
介護職員(日勤)	5 3.5	- -	1 14.3
介護職員(夜勤)	- -	- -	2 28.6
看護職員(日勤)	107 75.4	39 69.6	5 71.4
看護職員(夜勤)	- -	1 1.8	1 14.3
栄養士	- -	- -	- -
介護支援専門員	2 1.4	- -	- -
調理員	- -	- -	- -
事務員その他の職員	1 0.7	- -	- -
その他の職種	2 1.4	2 3.6	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 153 機能訓練指導員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



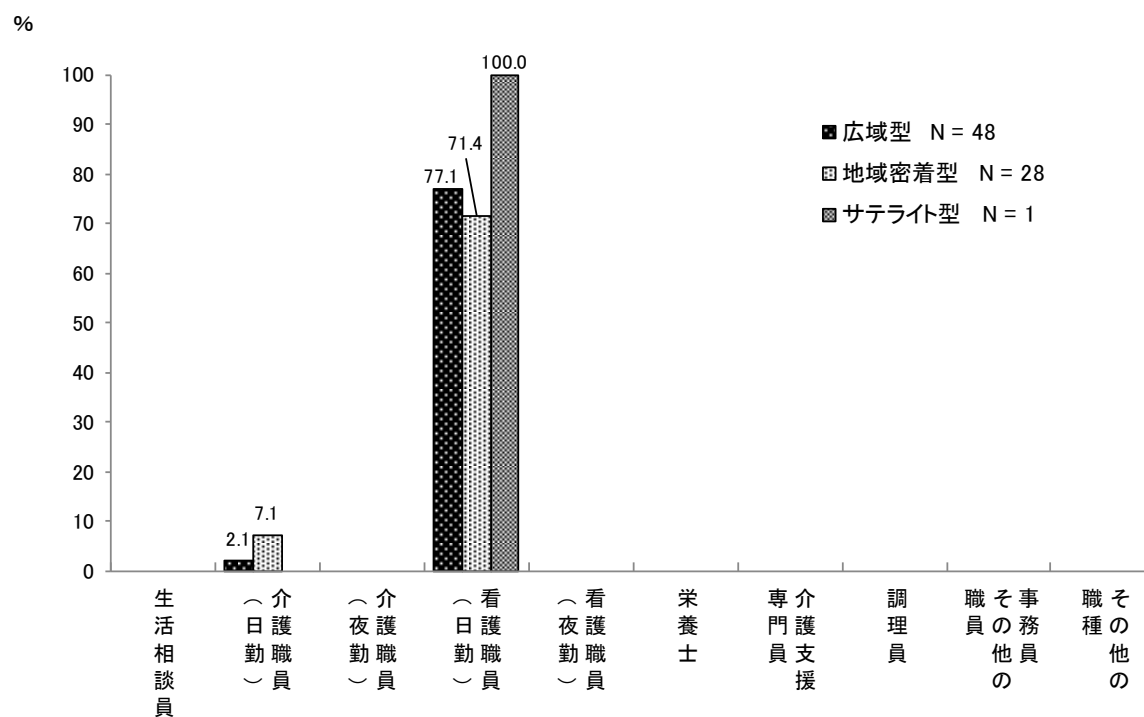
図表 154 機能訓練指導員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	99 10.4	48 5.0	53 5.6
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	19 6.7	28 9.8	15 5.3
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	- -	1 3.2	3 9.7

	広域型 特別養護老人ホーム	地域密着型 特別養護老人ホーム	サテライト型 特別養護老人ホーム
回答対象者数	48 100.0	28 100.0	1 100.0
生活相談員	- -	- -	- -
介護職員(日勤)	1 2.1	2 7.1	- -
介護職員(夜勤)	- -	- -	- -
看護職員(日勤)	37 77.1	20 71.4	1 100.0
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	- -
介護支援専門員	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -
その他の職種	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 155 機能訓練指導員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



Q15 介護支援専門員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

介護支援専門員の現在勤務している施設・事業所内での他職種との兼務は、回答者全体のうち常勤では 35.8%、非常勤では 1.5%の割合で行われている。

兼務している具体的な職種として、常勤では生活相談員(49.4%)、介護職員(日勤)(40.6%)となっている。非常勤では、介護職員(日勤)(42.1%)、生活相談員(26.3%)が高くなっているが、全体として職種間の兼務割合は常勤よりも低い傾向にある。

<単純集計結果>

図表 156 介護支援専門員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種

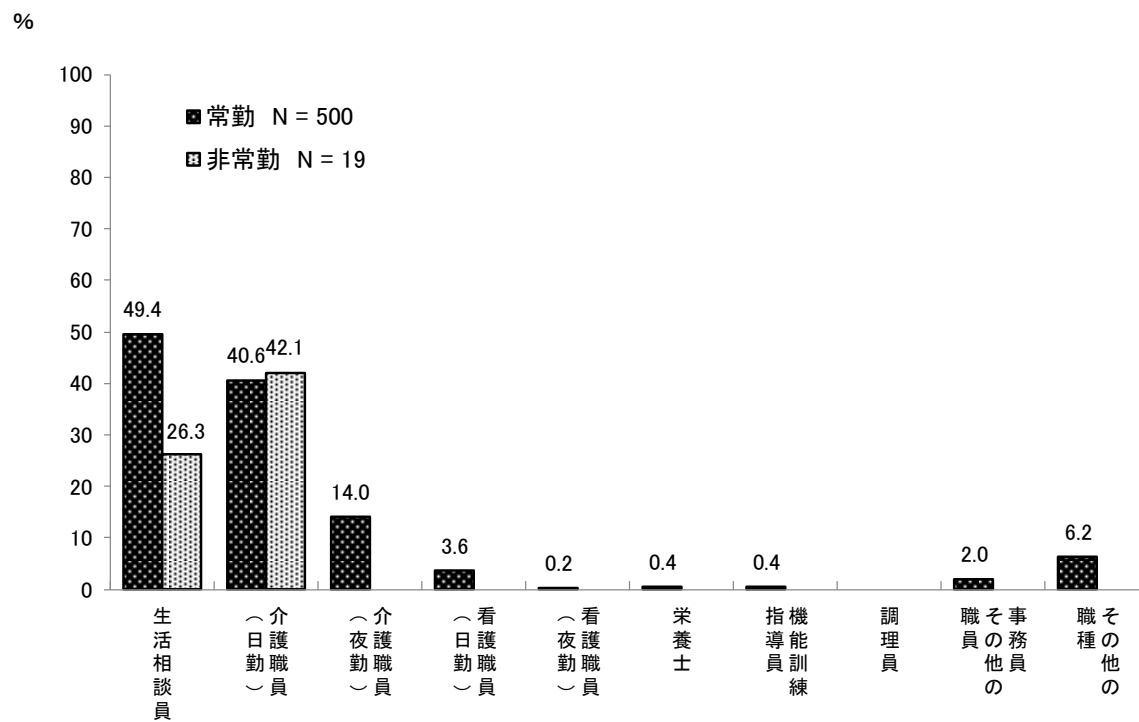
(本図表の専従、職種間兼務、施設間兼務とは、Q6、Q7での a 専従職員、b 貴施設内の他の職種と兼務している職員、c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している職員の回答数とその割合である。介護支援専門員が施設内の職種間兼務を行っていると回答した施設のうち、兼務している職種についての集計結果を以下に示す。)

回答数全体	常勤			非常勤		
	専従	職種間 兼務	施設間 兼務	専従	職種間 兼務	施設間 兼務
1,298	673	500	189	54	19	5
100.0	51.8	38.5	14.6	4.2	1.5	0.4

	常勤	非常勤
回答対象者数	500 100.0	19 100.0
生活相談員	247 49.4	5 26.3
介護職員(日勤)	203 40.6	8 42.1
介護職員(夜勤)	70 14.0	- -
看護職員(日勤)	18 3.6	- -
看護職員(夜勤)	1 0.2	- -
栄養士	2 0.4	- -
機能訓練指導員	2 0.4	- -
調理員	- -	- -
事務員その他の職員	10 2.0	- -
その他の職種	31 6.2	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 157 介護支援専門員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

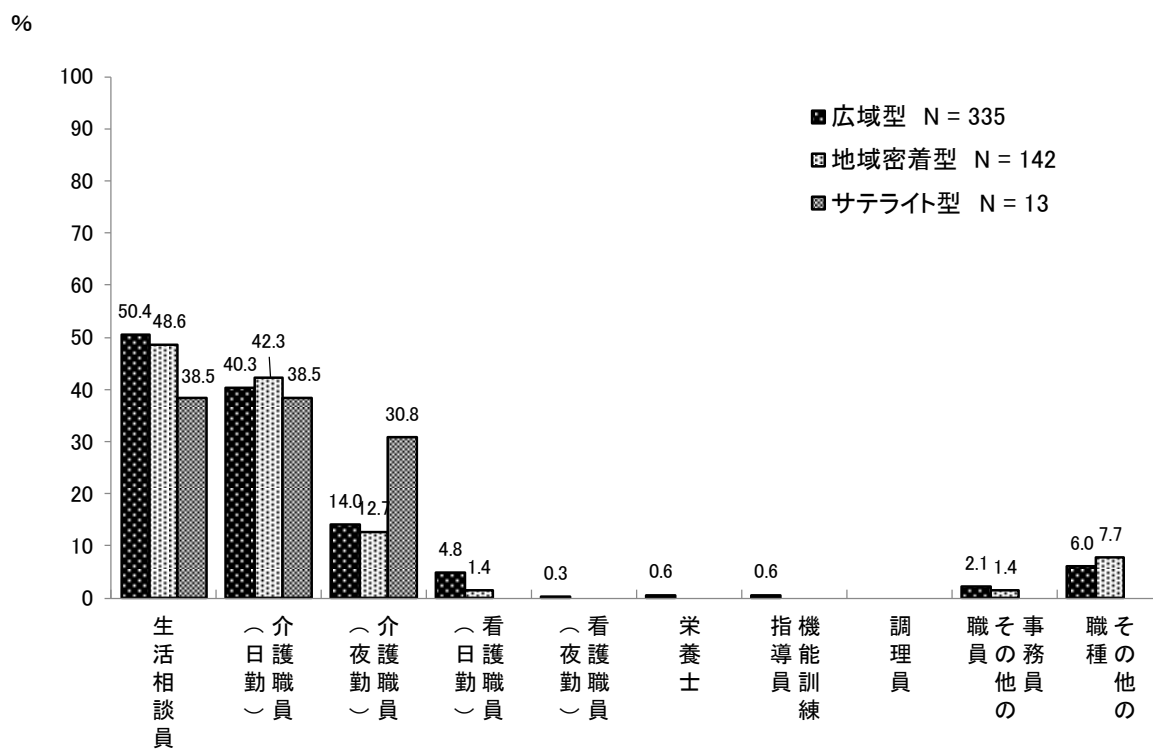
図表 158 介護支援専門員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型	954	541	335	141
特別養護老人ホーム	100.0	56.7	35.1	14.8
地域密着型	285	100	142	40
特別養護老人ホーム	100.0	35.1	49.8	14.0
サテライト型	31	12	13	5
特別養護老人ホーム	100.0	38.7	41.9	16.1

	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	335 100.0	142 100.0	13 100.0
生活相談員	169 50.4	69 48.6	5 38.5
介護職員(日勤)	135 40.3	60 42.3	5 38.5
介護職員(夜勤)	47 14.0	18 12.7	4 30.8
看護職員(日勤)	16 4.8	2 1.4	- -
看護職員(夜勤)	1 0.3	- -	- -
栄養士	2 0.6	- -	- -
機能訓練指導員	2 0.6	- -	- -
調理員	- -	- -	- -
事務員その他の職員	7 2.1	2 1.4	- -
その他の職種	20 6.0	11 7.7	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 159 介護支援専門員が「貴施設内の他の職種と兼務」している常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



図表 160 介護支援専門員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)

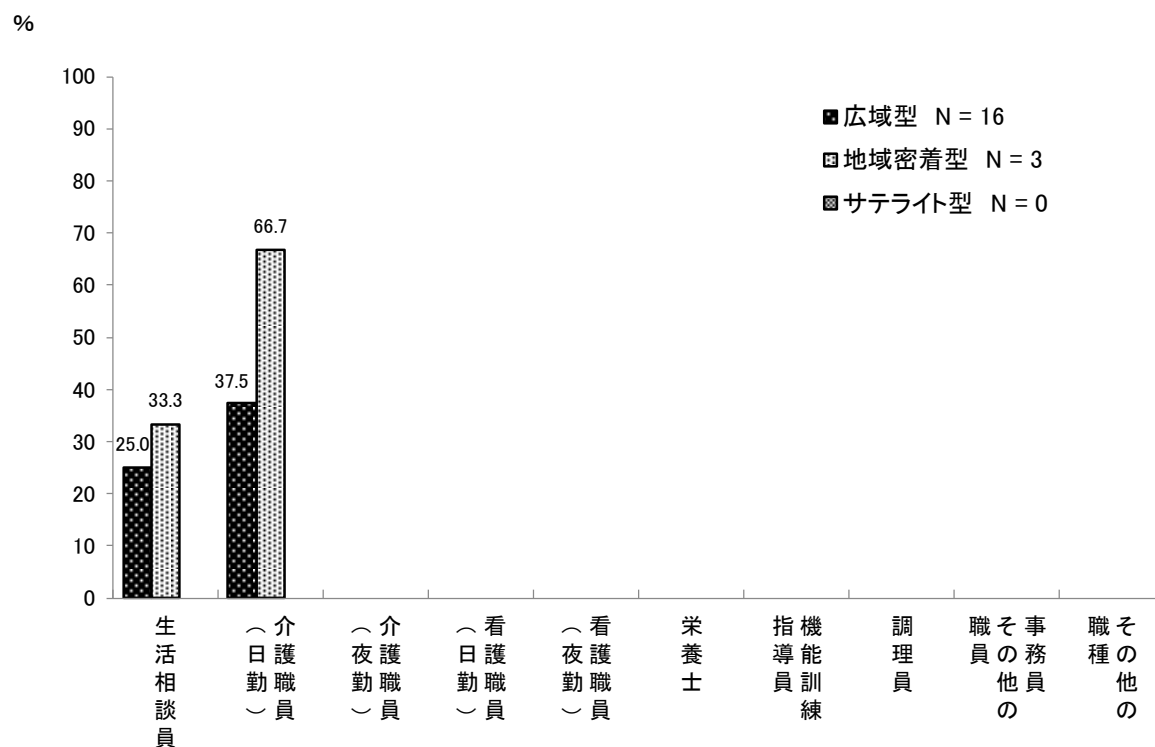
		専従	職種間兼務	施設間兼務
広域型 特別養護老人ホーム	954 100.0	45 4.7	16 1.7	4 0.4
地域密着型 特別養護老人ホーム	285 100.0	7 2.5	3 1.1	- -
サテライト型 特別養護老人ホーム	31 100.0	1 3.2	- -	1 3.2



	広域型 特別養護老人 ホーム	地域密着型 特別養護老人 ホーム	サテライト型 特別養護老人 ホーム
回答対象者数	16 100.0	3 100.0	- -
生活相談員	4 25.0	1 33.3	- -
介護職員(日勤)	6 37.5	2 66.7	- -
介護職員(夜勤)	- -	- -	- -
看護職員(日勤)	- -	- -	- -
看護職員(夜勤)	- -	- -	- -
栄養士	- -	- -	- -
機能訓練指導員	- -	- -	- -
調理員	- -	- -	- -
事務員その他の職員	- -	- -	- -
その他の職種	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 161 介護支援専門員が「貴施設内の他の職種と兼務」している非常勤の職種
(事業所形態とのクロス集計)



Q16 貴施設にある設備の中で、他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備はありますか。それぞれの設備について、「共用」している他の施設・事業所として当てはまるもの全てに○をつけてください。

施設内の設備のうち、他の事業・サービスと共用しているものとして、事務室、調理室、面談室、洗濯室または洗濯場、浴室で高くなっている。

施設・事業所別では、短期入所生活介護(ショートステイ)、特別養護老人ホーム(サテライト除く)とは様々な設備が共用されている傾向が高くなっている。

<単純集計結果>

図表 162 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備(1/3)

(※全体(運営施設)とは、Q5で法人として有する自らの施設以外の施設・事業所についての回答の総数である。以降のクロス集計でも同様である。)

	回答対象者数	特別養護老人ホーム (サテライト型 除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	1,298 100.0	325 100.0	333 100.0	24 100.0	122 100.0	1,111 100.0	877 100.0	84 100.0
居室	1,298 100.0	86 26.5	19 5.7	1 4.2	- -	268 24.1	1 0.1	- -
ユニット(居室、共同生活室)	1,298 100.0	12 3.7	29 8.7	- -	- -	113 10.2	1 0.1	- -
静養室	1,298 100.0	121 37.2	38 11.4	1 4.2	7 5.7	366 32.9	- -	- -
浴室	1,298 100.0	167 51.4	93 27.9	3 12.5	8 6.6	634 57.1	2 0.2	- -
洗面設備	1,298 100.0	107 32.9	25 7.5	1 4.2	- -	387 34.8	8 0.9	- -
便所	1,298 100.0	132 40.6	30 9.0	2 8.3	1 0.8	445 40.1	40 4.6	- -
医務室	1,298 100.0	180 55.4	140 42.0	4 16.7	14 11.5	678 61.0	4 0.5	- -
調理室	1,298 100.0	187 57.5	167 50.2	4 16.7	26 21.3	691 62.2	6 0.7	4 4.8
介護職員室	1,298 100.0	122 37.5	54 16.2	2 8.3	4 3.3	487 43.8	5 0.6	- -
看護職員室	1,298 100.0	142 43.7	93 27.9	3 12.5	7 5.7	527 47.4	3 0.3	- -
機能訓練室	1,298 100.0	128 39.4	65 19.5	1 4.2	5 4.1	421 37.9	2 0.2	- -
食堂	1,298 100.0	130 40.0	26 7.8	1 4.2	2 1.6	421 37.9	13 1.5	- -
面談室	1,298 100.0	160 49.2	130 39.0	3 12.5	11 9.0	626 56.3	109 12.4	- -
洗濯室または洗濯場	1,298 100.0	174 53.5	107 32.1	2 8.3	5 4.1	632 56.9	6 0.7	1 1.2
汚物処理室	1,298 100.0	139 42.8	65 19.5	3 12.5	6 4.9	528 47.5	2 0.2	- -
介護材料室	1,298 100.0	132 40.6	76 22.8	2 8.3	3 2.5	511 46.0	6 0.7	- -
事務室	1,298 100.0	192 59.1	177 53.2	6 25.0	21 17.2	731 65.8	154 17.6	3 3.6
その他の運営上必要な設備	1,298 100.0	14 4.3	15 4.5	- -	4 3.3	49 4.4	13 1.5	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 163 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	49 100.0	44 100.0	54 100.0	40 100.0	408 100.0	99 100.0	52 100.0	911 100.0
居室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.1
ユニット(居室、共同生活室)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.1
静養室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	10 1.1
浴室	1 2.0	2 4.5	2 3.7	- -	1 0.2	- -	- -	144 15.8
洗面設備	- -	- -	- -	- -	1 0.2	- -	- -	22 2.4
便所	- -	- -	- -	- -	9 2.2	1 1.0	- -	45 4.9
医務室	2 4.1	2 4.5	2 3.7	- -	- -	- -	1 1.9	55 6.0
調理室	- -	5 11.4	7 13.0	4 10.0	6 1.5	- -	2 3.8	339 37.2
介護職員室	- -	- -	- -	1 2.5	2 0.5	- -	- -	20 2.2
看護職員室	1 2.0	- -	2 3.7	1 2.5	1 0.2	- -	- -	27 3.0
機能訓練室	- -	- -	3 5.6	- -	- -	- -	- -	56 6.1
食堂	- -	- -	2 3.7	1 2.5	4 1.0	- -	- -	29 3.2
面談室	1 2.0	1 2.3	2 3.7	2 5.0	31 7.6	5 5.1	- -	163 17.9
洗濯室または洗濯場	- -	3 6.8	1 1.9	- -	5 1.2	- -	1 1.9	183 20.1
汚物処理室	- -	- -	- -	- -	2 0.5	- -	1 1.9	63 6.9
介護材料室	- -	1 2.3	1 1.9	1 2.5	3 0.7	- -	1 1.9	57 6.3
事務室	3 6.1	2 4.5	5 9.3	4 10.0	47 11.5	5 5.1	3 5.8	245 26.9
その他の運営上必要な設備	- -	- -	1 1.9	- -	6 1.5	- -	- -	28 3.1

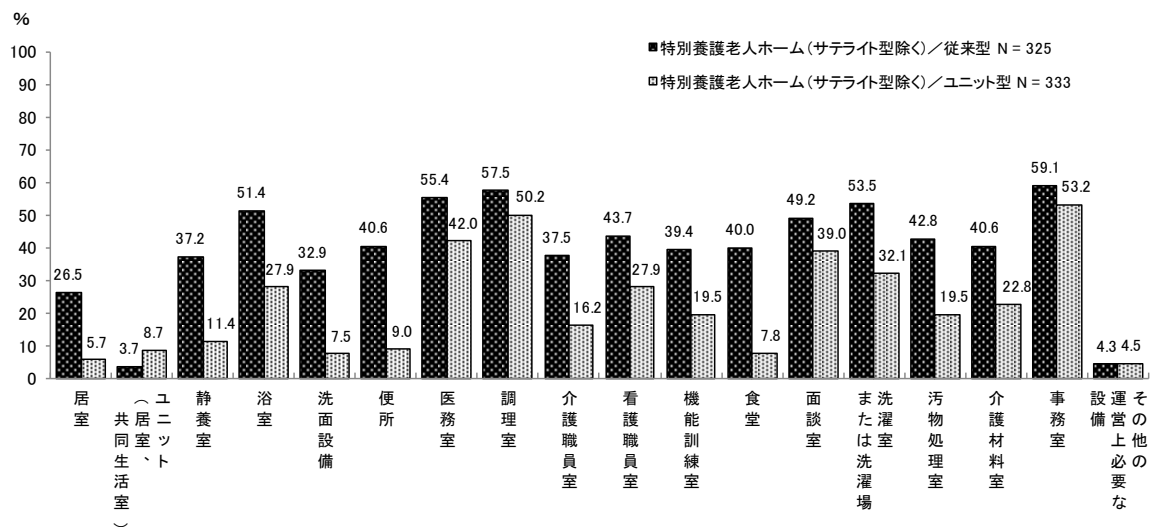
上は回答数、下は%を示す

図表 164 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (3/3)

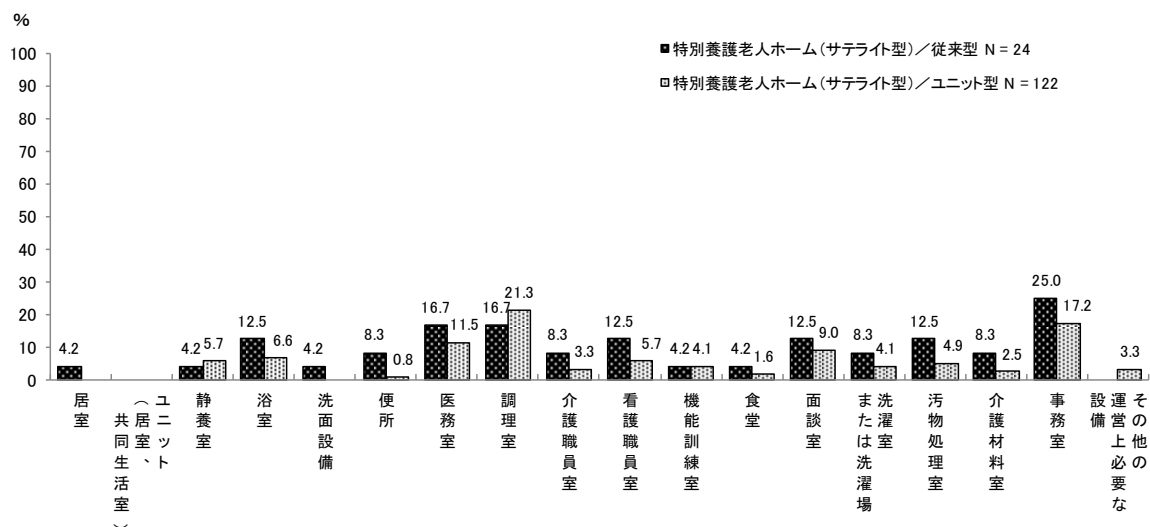
	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	84 100.0	338 100.0	191 100.0	10 100.0	229 100.0	278 100.0	312 100.0
居室	- -	1 0.3	1 0.5	- -	- -	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	- -	1 0.3	- -	- -	- -	- -	- -
静養室	- -	1 0.3	- -	- -	3 1.3	- -	5 1.6
浴室	- -	8 2.4	10 5.2	1 10.0	24 10.5	- -	13 4.2
洗面設備	- -	1 0.3	- -	- -	7 3.1	1 0.4	2 0.6
便所	- -	3 0.9	- -	- -	12 5.2	10 3.6	7 2.2
医務室	- -	8 2.4	9 4.7	- -	9 3.9	- -	20 6.4
調理室	2 2.4	19 5.6	22 11.5	1 10.0	67 29.3	5 1.8	48 15.4
介護職員室	- -	4 1.2	5 2.6	- -	2 0.9	- -	2 0.6
看護職員室	- -	4 1.2	6 3.1	1 10.0	6 2.6	- -	9 2.9
機能訓練室	- -	3 0.9	3 1.6	- -	16 7.0	- -	8 2.6
食堂	1 1.2	3 0.9	1 0.5	- -	5 2.2	1 0.4	7 2.2
面談室	- -	18 5.3	20 10.5	1 10.0	22 9.6	22 7.9	24 7.7
洗濯室または洗濯場	- -	10 3.0	9 4.7	- -	31 13.5	2 0.7	15 4.8
汚物処理室	- -	7 2.1	5 2.6	- -	12 5.2	- -	4 1.3
介護材料室	- -	7 2.1	11 5.8	- -	10 4.4	1 0.4	3 1.0
事務室	2 2.4	31 9.2	27 14.1	- -	43 18.8	28 10.1	44 14.1
その他の運営上必要な設備	- -	3 0.9	4 2.1	1 10.0	3 1.3	7 2.5	5 1.6

上は回答数、下は%を示す

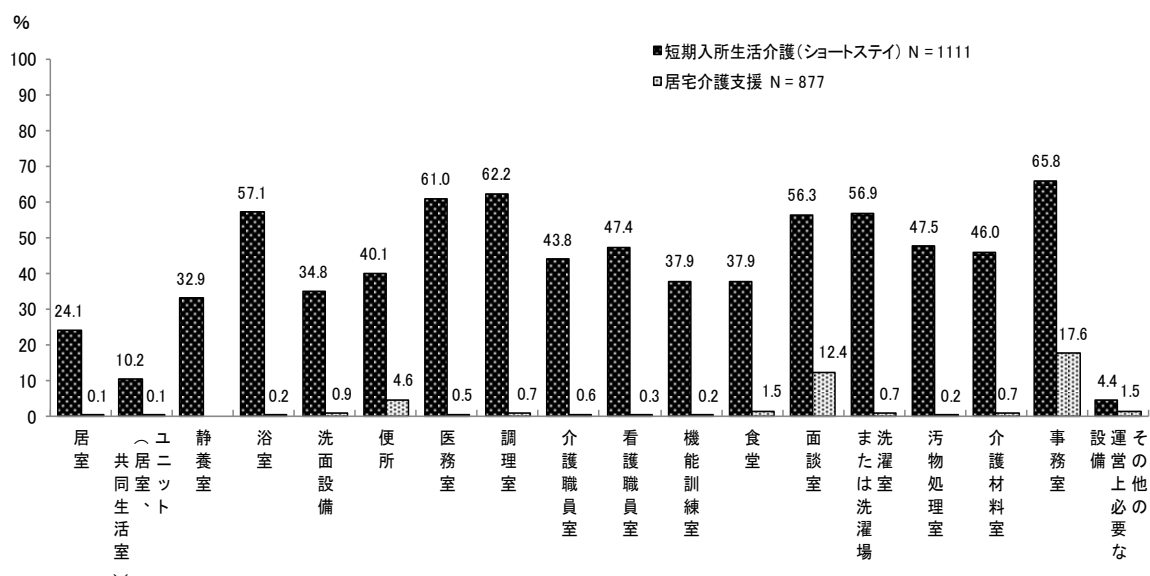
図表 165 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (1/9)



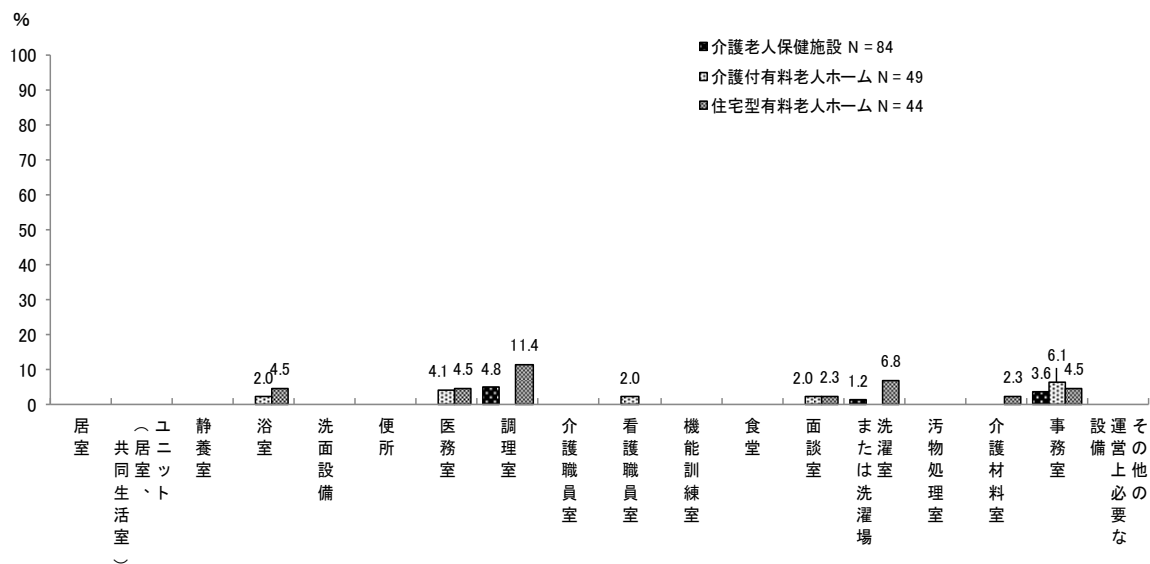
図表 166 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (2/9)



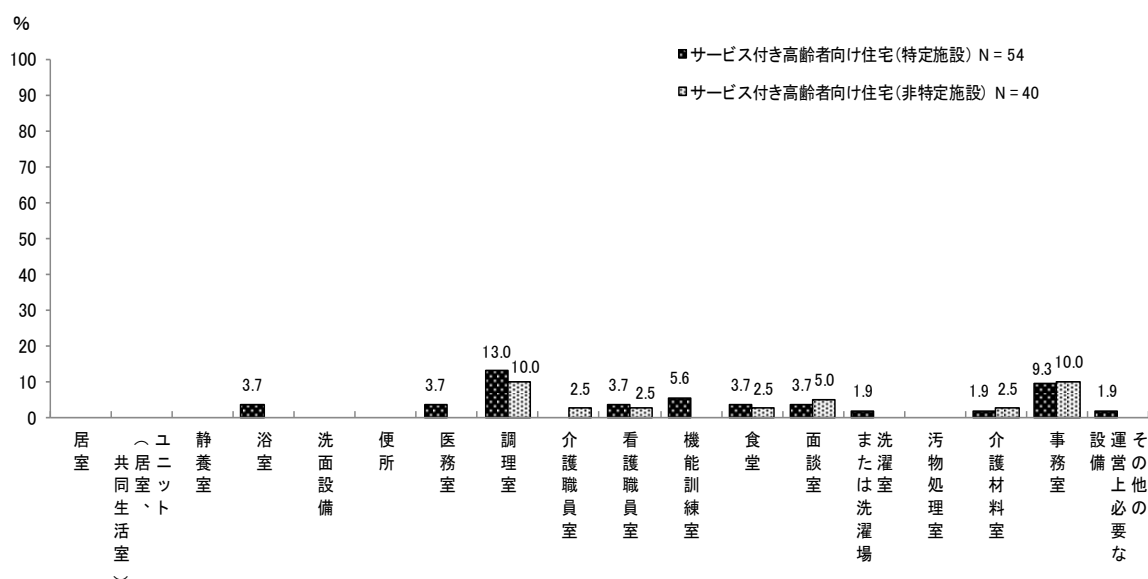
図表 167 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (3/9)



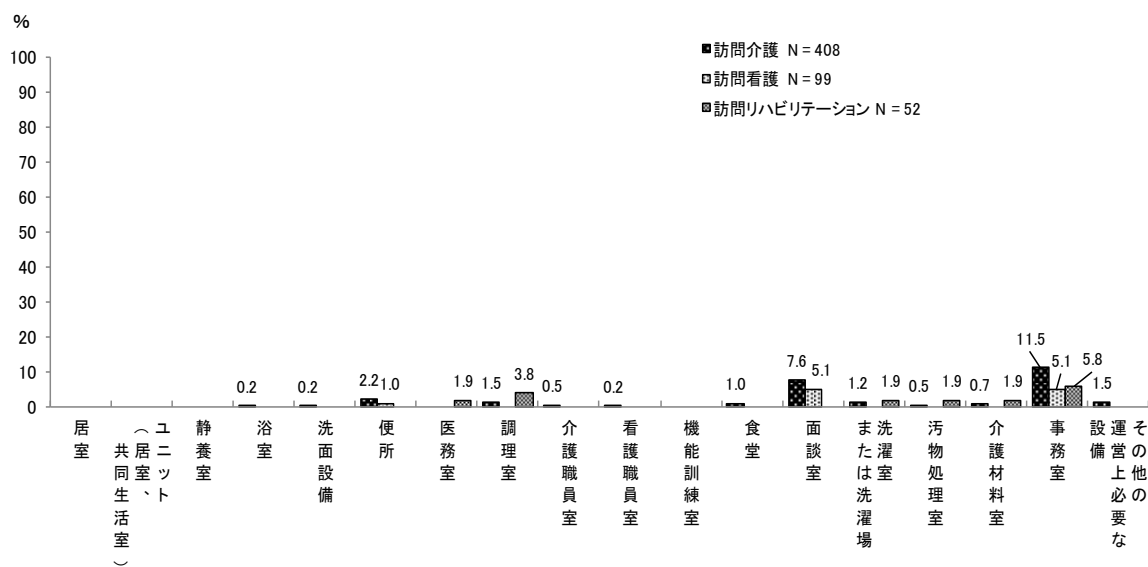
図表 168 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (4/9)



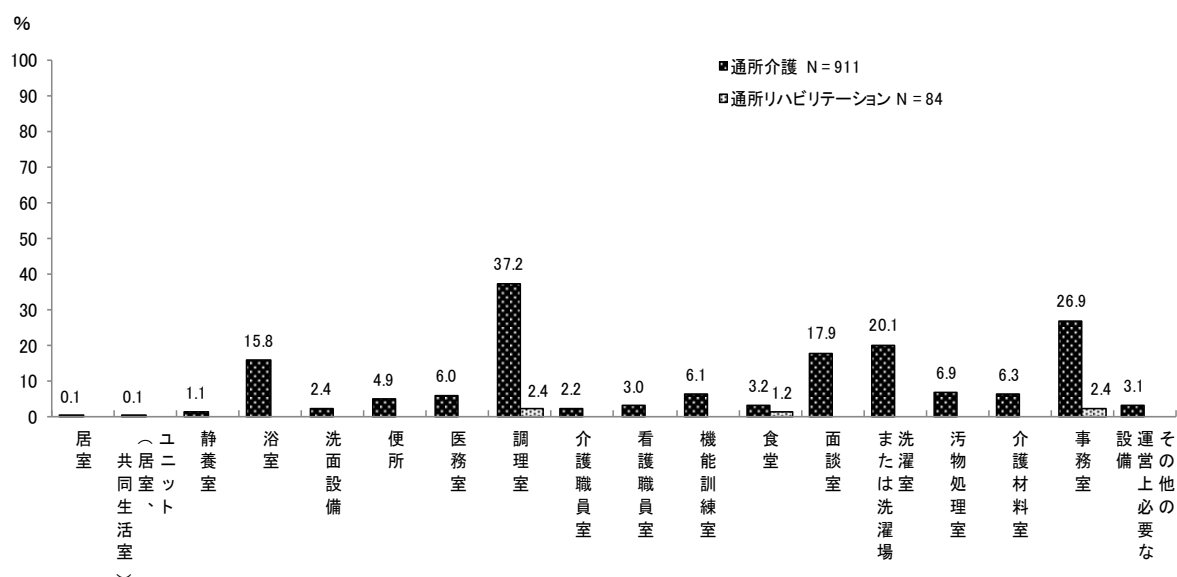
図表 169 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備(5/9)



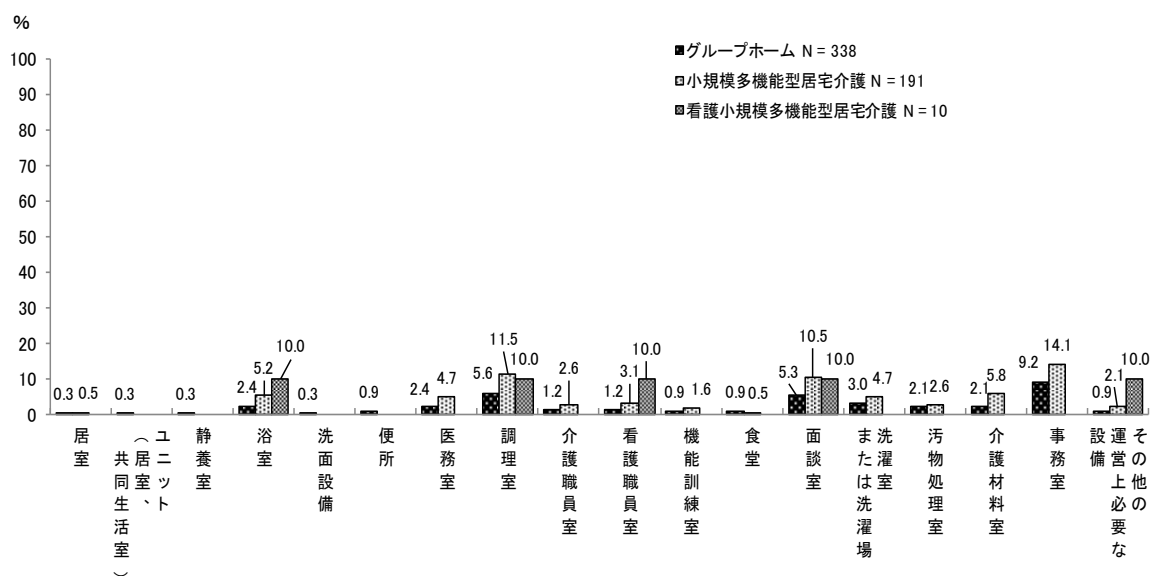
図表 170 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備(6/9)



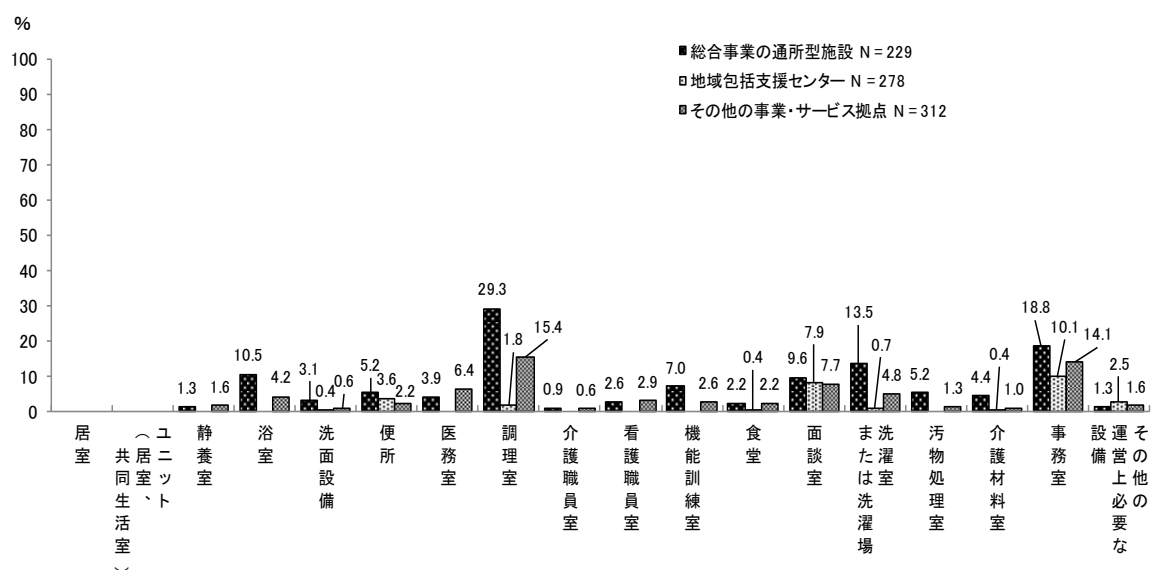
図表 171 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備(7/9)



図表 172 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備(8/9)



図表 173 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備 (9/9)



< 事業所形態とのクロス集計結果 >

図表 174 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【広域型特別養護老人ホーム】(1/3)

(※全体(運営施設)とは、Q5で法人として有する自らの施設以外の施設・事業所についての回答の総数である。以降のクロス集計でも同様である。)

	回答 対象者 数	特別養護 老人ホーム (サテライト型 除く)		特別養護 老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	954 100.0	217 100.0	250 100.0	10 100.0	94 100.0	841 100.0	693 100.0	64 100.0
居室	954 100.0	78 35.9	13 5.2	- -	- -	226 26.9	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	954 100.0	11 5.1	22 8.8	- -	- -	78 9.3	- -	- -
静養室	954 100.0	111 51.2	32 12.8	- -	5 5.3	323 38.4	- -	- -
浴室	954 100.0	151 69.6	70 28.0	- -	6 6.4	521 62.0	1 0.1	- -
洗面設備	954 100.0	99 45.6	21 8.4	- -	- -	334 39.7	5 0.7	- -
便所	954 100.0	122 56.2	25 10.0	- -	1 1.1	385 45.8	32 4.6	- -
医務室	954 100.0	157 72.4	110 44.0	1 10.0	11 11.7	553 65.8	2 0.3	- -
調理室	954 100.0	157 72.4	131 52.4	- -	19 20.2	563 66.9	5 0.7	3 4.7
介護職員室	954 100.0	111 51.2	44 17.6	- -	2 2.1	408 48.5	2 0.3	- -
看護職員室	954 100.0	125 57.6	75 30.0	1 10.0	5 5.3	444 52.8	2 0.3	- -
機能訓練室	954 100.0	115 53.0	53 21.2	- -	4 4.3	376 44.7	1 0.1	- -
食堂	954 100.0	121 55.8	22 8.8	- -	2 2.1	375 44.6	12 1.7	- -
面談室	954 100.0	142 65.4	96 38.4	1 10.0	7 7.4	502 59.7	95 13.7	- -
洗濯室または洗濯場	954 100.0	155 71.4	83 33.2	- -	5 5.3	536 63.7	5 0.7	1 1.6
汚物処理室	954 100.0	128 59.0	52 20.8	1 10.0	4 4.3	447 53.2	1 0.1	- -
介護材料室	954 100.0	120 55.3	58 23.2	- -	3 3.2	428 50.9	5 0.7	- -
事務室	954 100.0	166 76.5	137 54.8	3 30.0	12 12.8	587 69.8	132 19.0	2 3.1
その他の運営上必要な設備	954 100.0	13 6.0	13 5.2	- -	4 4.3	46 5.5	13 1.9	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 175 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【広域型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	28 100.0	29 100.0	40 100.0	32 100.0	320 100.0	72 100.0	38 100.0	704 100.0
居室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.1
静養室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	7 1.0
浴室	- -	- -	1 2.5	- -	1 0.3	- -	- -	123 17.5
洗面設備	- -	- -	- -	- -	1 0.3	- -	- -	19 2.7
便所	- -	- -	- -	- -	9 2.8	1 1.4	- -	42 6.0
医務室	- -	- -	1 2.5	- -	- -	- -	- -	49 7.0
調理室	- -	1 3.4	6 15.0	3 9.4	5 1.6	- -	1 2.6	283 40.2
介護職員室	- -	- -	- -	- -	1 0.3	- -	- -	16 2.3
看護職員室	- -	- -	1 2.5	- -	- -	- -	- -	21 3.0
機能訓練室	- -	- -	2 5.0	- -	- -	- -	- -	50 7.1
食堂	- -	- -	2 5.0	- -	3 0.9	- -	- -	25 3.6
面談室	- -	- -	1 2.5	1 3.1	26 8.1	4 5.6	- -	139 19.7
洗濯室または洗濯場	- -	- -	1 2.5	- -	3 0.9	- -	- -	160 22.7
汚物処理室	- -	- -	- -	- -	1 0.3	- -	- -	52 7.4
介護材料室	- -	1 3.4	1 2.5	- -	2 0.6	- -	- -	48 6.8
事務室	1 3.6	- -	4 10.0	3 9.4	41 12.8	5 6.9	1 2.6	206 29.3
その他の運営上必要な設備	- -	- -	1 2.5	- -	6 1.9	- -	- -	24 3.4

上は回答数、下は%を示す

図表 176 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【広域型特別養護老人ホーム】(3/3)

	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	64 100.0	228 100.0	112 100.0	8 100.0	195 100.0	219 100.0	251 100.0
居室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
静養室	- -	- -	- -	- -	3 1.5	- -	4 1.6
浴室	- -	2 0.9	1 0.9	- -	23 11.8	- -	11 4.4
洗面設備	- -	- -	- -	- -	7 3.6	- -	1 0.4
便所	- -	- -	- -	- -	11 5.6	7 3.2	5 2.0
医務室	- -	1 0.4	1 0.9	- -	9 4.6	- -	18 7.2
調理室	1 1.6	8 3.5	3 2.7	1 12.5	59 30.3	5 2.3	42 16.7
介護職員室	- -	- -	- -	- -	2 1.0	- -	2 0.8
看護職員室	- -	- -	- -	1 12.5	5 2.6	- -	9 3.6
機能訓練室	- -	1 0.4	- -	- -	14 7.2	- -	7 2.8
食堂	1 1.6	1 0.4	- -	- -	5 2.6	1 0.5	7 2.8
面談室	- -	3 1.3	1 0.9	- -	21 10.8	20 9.1	17 6.8
洗濯室または洗濯場	- -	3 1.3	1 0.9	- -	30 15.4	2 0.9	14 5.6
汚物処理室	- -	1 0.4	- -	- -	9 4.6	- -	3 1.2
介護材料室	- -	2 0.9	1 0.9	- -	9 4.6	1 0.5	2 0.8
事務室	1 1.6	12 5.3	3 2.7	- -	38 19.5	24 11.0	37 14.7
その他の運営上必要な設備	- -	- -	- -	1 12.5	3 1.5	6 2.7	5 2.0

上は回答数、下は%を示す

図表 177 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【地域密着型特別養護老人ホーム】(1/3)

	回答対象者数	特別養護老人ホーム (サテライト型 除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	285 100.0	84 100.0	60 100.0	13 100.0	21 100.0	219 100.0	148 100.0	17 100.0
居室	285 100.0	6 7.1	5 8.3	1 7.7	- -	33 15.1	1 0.7	- -
ユニット(居室、共同生活室)	285 100.0	- -	6 10.0	- -	- -	31 14.2	1 0.7	- -
静養室	285 100.0	8 9.5	5 8.3	1 7.7	1 4.8	33 15.1	- -	- -
浴室	285 100.0	12 14.3	20 33.3	3 23.1	2 9.5	92 42.0	1 0.7	- -
洗面設備	285 100.0	7 8.3	3 5.0	1 7.7	- -	40 18.3	2 1.4	- -
便所	285 100.0	7 8.3	4 6.7	1 7.7	- -	45 20.5	6 4.1	- -
医務室	285 100.0	18 21.4	26 43.3	2 15.4	3 14.3	102 46.6	2 1.4	- -
調理室	285 100.0	24 28.6	29 48.3	3 23.1	5 23.8	108 49.3	1 0.7	- -
介護職員室	285 100.0	8 9.5	9 15.0	2 15.4	2 9.5	67 30.6	3 2.0	- -
看護職員室	285 100.0	14 16.7	17 28.3	2 15.4	2 9.5	69 31.5	1 0.7	- -
機能訓練室	285 100.0	11 13.1	10 16.7	1 7.7	1 4.8	36 16.4	1 0.7	- -
食堂	285 100.0	6 7.1	4 6.7	1 7.7	- -	34 15.5	1 0.7	- -
面談室	285 100.0	15 17.9	28 46.7	2 15.4	4 19.0	105 47.9	13 8.8	- -
洗濯室または洗濯場	285 100.0	15 17.9	20 33.3	2 15.4	- -	77 35.2	1 0.7	- -
汚物処理室	285 100.0	8 9.5	13 21.7	2 15.4	2 9.5	66 30.1	1 0.7	- -
介護材料室	285 100.0	10 11.9	16 26.7	2 15.4	- -	68 31.1	1 0.7	- -
事務室	285 100.0	22 26.2	35 58.3	3 23.1	6 28.6	120 54.8	18 12.2	1 5.9
その他の運営上必要な設備	285 100.0	1 1.2	2 3.3	- -	- -	3 1.4	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 178 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【地域密着型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	16 100.0	12 100.0	12 100.0	7 100.0	68 100.0	22 100.0	12 100.0	171 100.0
居室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 0.6
ユニット(居室、共同生活室)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
静養室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 1.8
浴室	1 6.3	2 16.7	1 8.3	- -	- -	- -	- -	16 9.4
洗面設備	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 1.8
便所	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	2 1.2
医務室	2 12.5	2 16.7	1 8.3	- -	- -	- -	1 8.3	4 2.3
調理室	- -	3 25.0	1 8.3	1 14.3	1 1.5	- -	1 8.3	44 25.7
介護職員室	- -	- -	- -	1 14.3	1 1.5	- -	- -	4 2.3
看護職員室	1 6.3	- -	1 8.3	1 14.3	1 1.5	- -	- -	6 3.5
機能訓練室	- -	- -	1 8.3	- -	- -	- -	- -	4 2.3
食堂	- -	- -	- -	1 14.3	1 1.5	- -	- -	4 2.3
面談室	1 6.3	1 8.3	1 8.3	1 14.3	4 5.9	1 4.5	- -	21 12.3
洗濯室または洗濯場	- -	2 16.7	- -	- -	2 2.9	- -	1 8.3	16 9.4
汚物処理室	- -	- -	- -	- -	1 1.5	- -	1 8.3	10 5.8
介護材料室	- -	- -	- -	1 14.3	1 1.5	- -	1 8.3	9 5.3
事務室	2 12.5	2 16.7	1 8.3	1 14.3	5 7.4	- -	2 16.7	33 19.3
その他の運営上必要な設備	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	3 1.8

上は回答数、下は%を示す

図表 179 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【地域密着型特別養護老人ホーム】(3/3)

	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	17 100.0	92 100.0	68 100.0	2 100.0	28 100.0	44 100.0	51 100.0
居室	- -	1 1.1	1 1.5	- -	- -	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	- -	1 1.1	- -	- -	- -	- -	- -
静養室	- -	1 1.1	- -	- -	- -	- -	1 2.0
浴室	- -	6 6.5	9 13.2	1 50.0	- -	- -	1 2.0
洗面設備	- -	1 1.1	- -	- -	- -	1 2.3	1 2.0
便所	- -	3 3.3	- -	- -	- -	3 6.8	2 3.9
医務室	- -	7 7.6	7 10.3	- -	- -	- -	2 3.9
調理室	- -	11 12.0	18 26.5	- -	6 21.4	- -	6 11.8
介護職員室	- -	4 4.3	4 5.9	- -	- -	- -	- -
看護職員室	- -	4 4.3	5 7.4	- -	1 3.6	- -	- -
機能訓練室	- -	1 1.1	2 2.9	- -	1 3.6	- -	1 2.0
食堂	- -	2 2.2	1 1.5	- -	- -	- -	- -
面談室	- -	15 16.3	18 26.5	1 50.0	1 3.6	2 4.5	6 11.8
洗濯室または洗濯場	- -	7 7.6	8 11.8	- -	- -	- -	1 2.0
汚物処理室	- -	6 6.5	5 7.4	- -	3 10.7	- -	1 2.0
介護材料室	- -	5 5.4	9 13.2	- -	1 3.6	- -	1 2.0
事務室	1 5.9	18 19.6	23 33.8	- -	4 14.3	3 6.8	7 13.7
その他の運営上必要な設備	- -	3 3.3	3 4.4	- -	- -	1 2.3	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 180 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【サテライト型特別養護老人ホーム】(1/3)

	回答対象者数	特別養護老人ホーム (サテライト型 除く)		特別養護老人ホーム (サテライト型)		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援	介護老人保健施設
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型			
全体(運営施設)	31 100.0	15 100.0	12 100.0	1 100.0	4 100.0	26 100.0	20 100.0	1 100.0
居室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	1 3.8	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	31 100.0	- -	- -	- -	- -	1 3.8	- -	- -
静養室	31 100.0	- -	- -	- -	1 25.0	1 3.8	- -	- -
浴室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	3 11.5	- -	- -
洗面設備	31 100.0	- -	- -	- -	- -	1 3.8	1 5.0	- -
便所	31 100.0	- -	- -	- -	- -	1 3.8	1 5.0	- -
医務室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	3 11.5	- -	- -
調理室	31 100.0	1 6.7	1 8.3	- -	2 50.0	6 23.1	- -	- -
介護職員室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	2 7.7	- -	- -
看護職員室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	2 7.7	- -	- -
機能訓練室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
食堂	31 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
面談室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	3 11.5	- -	- -
洗濯室または洗濯場	31 100.0	- -	- -	- -	- -	2 7.7	- -	- -
汚物処理室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	2 7.7	- -	- -
介護材料室	31 100.0	- -	- -	- -	- -	3 11.5	- -	- -
事務室	31 100.0	- -	- -	- -	3 75.0	7 26.9	2 10.0	- -
その他の運営上必要な設備	31 100.0	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

図表 181 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【サテライト型特別養護老人ホーム】(2/3)

	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅(特定施設)	サービス付き高齢者向け住宅(非特定施設)	訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護
全体(運営施設)	2 100.0	2 100.0	1 100.0	1 100.0	9 100.0	1 100.0	- -	17 100.0
居室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
静養室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
浴室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9
洗面設備	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
便所	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医務室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理室	- -	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	2 11.8
介護職員室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
機能訓練室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
食堂	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
面談室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
洗濯室または洗濯場	- -	1 50.0	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9
汚物処理室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護材料室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
その他の運営上必要な設備	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 5.9

上は回答数、下は%を示す

図表 182 他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備
(事業所形態とのクロス集計)【サテライト型特別養護老人ホーム】(3/3)

	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型 居宅介護	看護小規模多機能型 居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点
全体(運営施設)	0 100.0	11 100.0	6 100.0	0 100.0	2 100.0	7 100.0	4 100.0
居室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
ユニット(居室、共同生活室)	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
静養室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
浴室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	1 25.0
洗面設備	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
便所	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
医務室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
調理室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護職員室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
看護職員室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
機能訓練室	- -	1 9.1	1 16.7	- -	- -	- -	- -
食堂	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
面談室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
洗濯室または洗濯場	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
汚物処理室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
介護材料室	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -
事務室	- -	1 9.1	- -	- -	- -	- -	- -
その他の運営上必要な設備	- -	- -	- -	- -	- -	- -	- -

上は回答数、下は%を示す

第3節 自治体への独自の条例等に関するアンケート調査

① 調査概要

自治体向けアンケート調査の概要は以下のとおり。

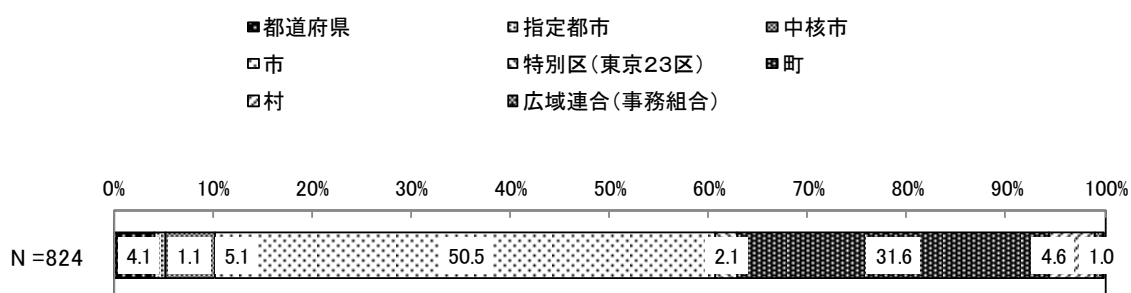
調査名	特別養護老人ホームにおける設備の共用や兼務についての規程に関する調査
調査対象	47 都道府県を含む 1,788 の自治体
調査方法	郵送にて上の調査票を配布・回収
調査期間	平成 31 年 2 月 20 日(水)～平成 31 年 3 月 8 日(金) ※平成 31 年 3 月 8 日(金)消印有効とし、概ね 3 月 12 日(火)までの到着分を集計。
回収数	824 票(回収率約 46%)

図表 183 (参考)自治体区別の回収数

	調査数	都道府県	指定都市	中核市	市	特別区(東京23区)	町	村	広域連合(事務組合)
合計	824 100.0	34 4.1	9 1.1	42 5.1	416 50.5	17 2.1	260 31.6	38 4.6	8 1.0

上は回答数、下は%を示す

図表 184 (参考)自治体区別の回収数



② 調査結果

【属性の把握】

Q1 貴自治体の 2018 年末時点での人口として当てはまるものに○をつけてください。

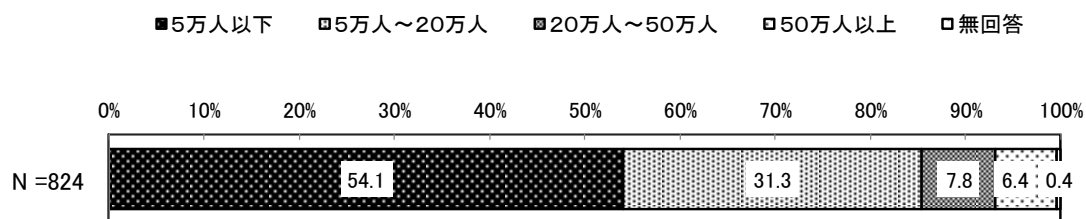
回答者の所属する自治体の人口数による分類では、5万人以下が最も多く 54.1%、次いで5万人～20万人が 31.3%、20万人～50万人が 7.8%、50万人以上が 6.4%の構成である。

図表 185 自治体の人口

	回答数	5万人以下	5万人～20万人	20万人～50万人	50万人以上	無回答
合計	824	446	258	64	53	3
	100.0	54.1	31.3	7.8	6.4	0.4

上は回答数、下は%を示す

図表 186 自治体の人口



Q2 貴自治体内にある特別養護老人ホームの数を広域型と地域密着型に分けて、ご回答ください。

回答者の所属する自治体にある特別養護老人ホームの数として、広域型特別養護老人ホームは平均 12.5 施設、地域密着型特別養護老人ホームは 4.3 施設であった。

図表 187 自治体内にある特別養護老人ホームの数

	回答数	広域型 特別養護老人ホーム					地域密着型 特別養護老人ホーム				
		回答数	平均	最小値	最大値	中央値	回答数	平均	最小値	最大値	中央値
合計	824	809	12.5	0	504	3	723	4.3	0	167	1

上は回答数、下は%を示す

Q3 特別養護老人ホーム内、または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間でのそれぞれの職種の「兼務」についてお聞きます。

貴自治体で独自に定めている特別養護老人ホーム内、または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型施設間での、それぞれの職種の「兼務」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する職種の数字に○をつけてください。

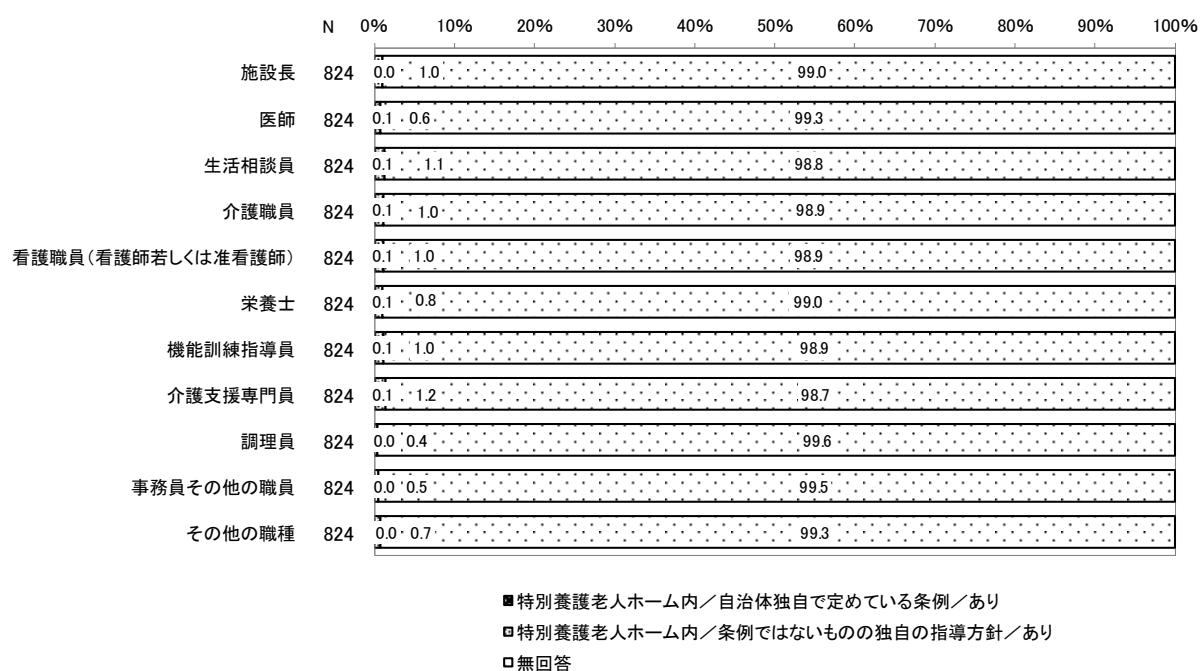
特別養護老人ホーム内、または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間でのそれぞれの職種の兼務については、職種全体として1%前後の自治体が独自の条例や独自の指導方針があると回答している。

図表 188 自治体で独自に定めている兼務に関する条例・指導方針の有無

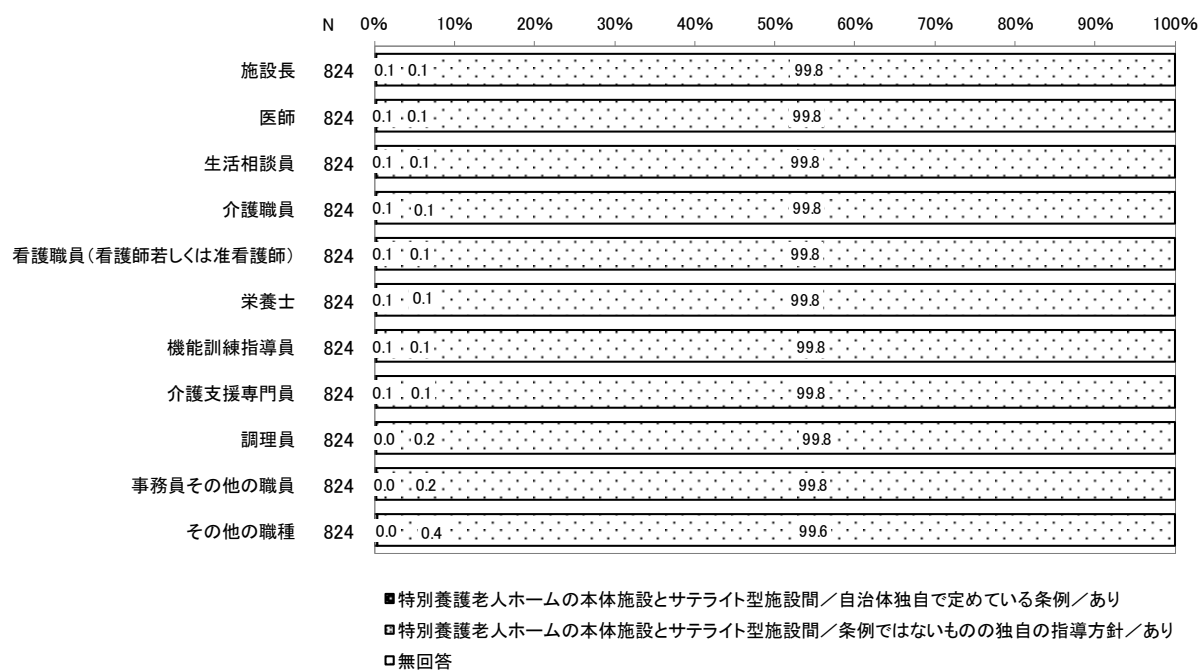
	回答数	特別養護老人ホーム内			特別養護老人ホームの 本体施設とサテライト型居住施設間		
		自治体独自で定めている 条例／あり	独自の 条例ではないものの 独自の指導方針／あり	無回答	自治体独自で定めている 条例／あり	独自の 条例ではないものの 独自の指導方針／あり	無回答
施設長	824 100.0	- -	8 1.0	816 99.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
医師	824 100.0	1 0.1	5 0.6	818 99.3	1 0.1	1 0.1	822 99.8
生活相談員	824 100.0	1 0.1	9 1.1	814 98.8	1 0.1	1 0.1	822 99.8
介護職員	824 100.0	1 0.1	8 1.0	815 98.9	1 0.1	1 0.1	822 99.8
看護職員（看護師若しくは准看護師）	824 100.0	1 0.1	8 1.0	815 98.9	1 0.1	1 0.1	822 99.8
栄養士	824 100.0	1 0.1	7 0.8	816 99.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
機能訓練指導員	824 100.0	1 0.1	8 1.0	815 98.9	1 0.1	1 0.1	822 99.8
介護支援専門員	824 100.0	1 0.1	10 1.2	813 98.7	1 0.1	1 0.1	822 99.8
調理員	824 100.0	- -	3 0.4	821 99.6	- -	2 0.2	822 99.8
事務員その他の職員	824 100.0	- -	4 0.5	820 99.5	- -	2 0.2	822 99.8
その他の職種	824 100.0	- -	6 0.7	818 99.3	- -	3 0.4	821 99.6

上は回答数、下は%を示す

図表 189 自治体で独自に定めている兼務に関する条例・指導方針の有無
【特別養護老人ホーム内】



図表 190 自治体で独自に定めている兼務に関する条例・指導方針の有無
【特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間】



Q4 Q3で「あり」とチェックした職種についてお聞きます。

「特別養護老人ホーム内の兼務」と、「特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間の兼務」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。

以下は主な自由回答内容の抜粋である。

< 特別養護老人ホーム内の回答結果 >

職種共通	兼務できる職種は二つまでとする。(三職種以上の兼務は認めない。)
施設長	可能であれば月の勤務時間の半分以上は管理者業務を行う。
	兼務する際には夜勤を行わないこととする。
	直接処遇職員(生活相談員、介護職員及び看護職員)との兼務は、管理業務に支障があるため、原則として認めない。
医師	介護・看護職以外の兼務は認める。
生活相談員	介護職、看護職以外の兼務は認める。
介護職員	看護職の兼務は認める。
看護職員(看護師若しくは准看護師)	機能訓練指導員、介護支援専門員、介護職員との兼務は認める。
栄養士	介護職、看護職以外の兼務は認める。
機能訓練指導員	看護職との兼務は認める。
介護支援専門員	介護職以外の兼務は認める。

< 特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間の回答結果 >

職種共通	兼務できる職種は二つまでとする。(三職種以上の兼務は認めない。)
施設長	他の施設の職種として施設長のみ兼務をみとめる。

Q5 特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間でのそれぞれの職種の「兼務」についてお聞きします。

貴自治体で定めている特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間での、それぞれの職種の「兼務」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する職種の数字に○を入れてください。

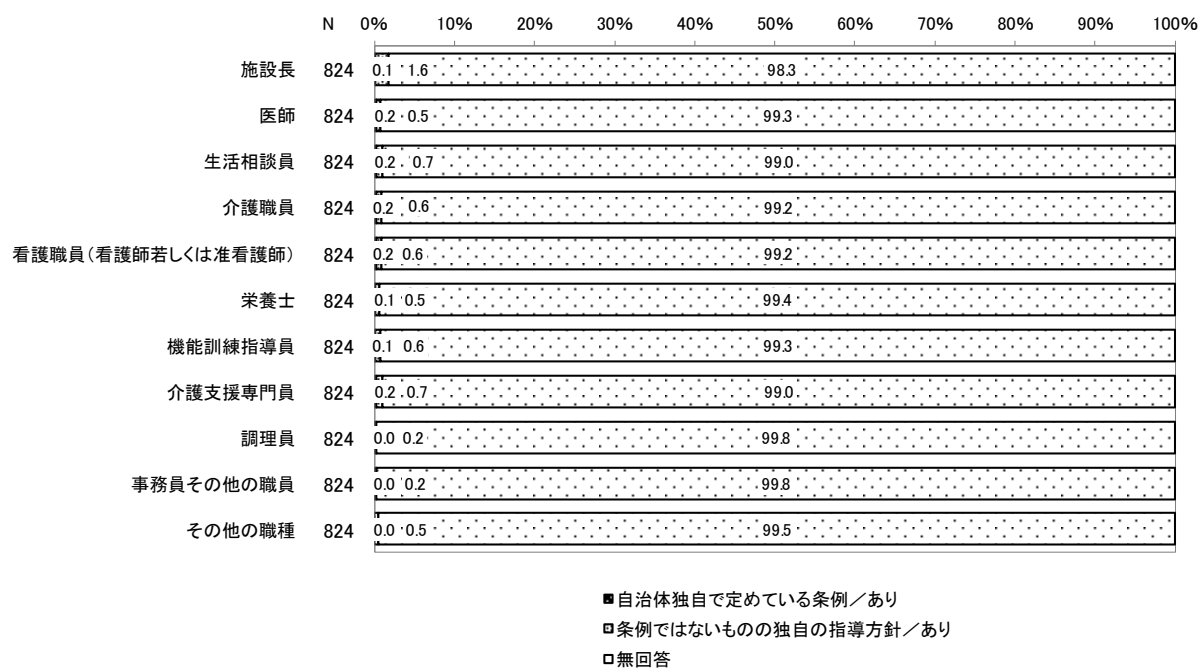
特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間でのそれぞれの職種の兼務については、職種全体として1%弱の自治体が独自の条例や独自の指導方針があると回答している。

図表 191 職種の兼務に関する条例・指導方針の有無

	回答数	自治体独自で 定めている条例 ／あり	条例ではない ものの独自の 指導方針／あり	無回答
施設長	824 100.0	1 0.1	13 1.6	810 98.3
医師	824 100.0	2 0.2	4 0.5	818 99.3
生活相談員	824 100.0	2 0.2	6 0.7	816 99.0
介護職員	824 100.0	2 0.2	5 0.6	817 99.2
看護職員(看護師若しくは准看護師)	824 100.0	2 0.2	5 0.6	817 99.2
栄養士	824 100.0	1 0.1	4 0.5	819 99.4
機能訓練指導員	824 100.0	1 0.1	5 0.6	818 99.3
介護支援専門員	824 100.0	2 0.2	6 0.7	816 99.0
調理員	824 100.0	- -	2 0.2	822 99.8
事務員その他の職員	824 100.0	- -	2 0.2	822 99.8
その他の職種	824 100.0	- -	4 0.5	820 99.5

上は回答数、下は%を示す

図表 192 職種の兼務に関する条例・指導方針の有無



Q6 Q5で「あり」とチェックした職種について、お聞きます。

「特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の兼務」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。

以下は主な自由回答内容の抜粋である。

<回答結果>

職種共通	兼務できる職種は二つまでとする。(三職種以上の兼務は認めない。)
施設長	その他の事業・サービスの管理者とであれば兼務可としているが、それ以外の職種との兼務は不可としている。
	特別養護老人ホームの施設長と同一建物内にあるデイサービスなどの管理者の兼務を可能としている
	兼務する場合、1日の勤務の半分以上は管理者の業務に就くこととしている。
	兼務する場合であっても、夜勤を行わないこととしている。
	同一敷地内に複数の事業所を持っている場合で、事業の一体的管理の観点から、管理者としての業務を認めている。
医師	同一敷地内であれば、介護職、看護職以外の兼務は認める。
生活相談員	管理者以外の職種とであれば可としている。
	同一敷地内の併設短期入所で、介護職、看護職以外の兼務は認める。
看護職員(看護師若しくは准看護師)	管理者以外の職種であれば兼務可能としている。
機能訓練指導員	管理者以外の職種であれば兼務可能としている。
	同一敷地内の介護職・看護職以外の兼務又は、併設短期入所の看護職のみ兼務を認める。
介護支援専門員	管理者以外の職種であれば兼務可能としている。

Q7 または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間のそれぞれの設備の「共用」についてお聞きます。

貴自治体で独自に定めているまたは特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間での、それぞれの設備の「共用」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する設備の数字に○をつけてください。

<回答結果>

特別養護老人ホーム内、または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間のそれぞれの設備の共用については、自治体が独自の条例や独自の指導方針はほとんど無いとの回答である。

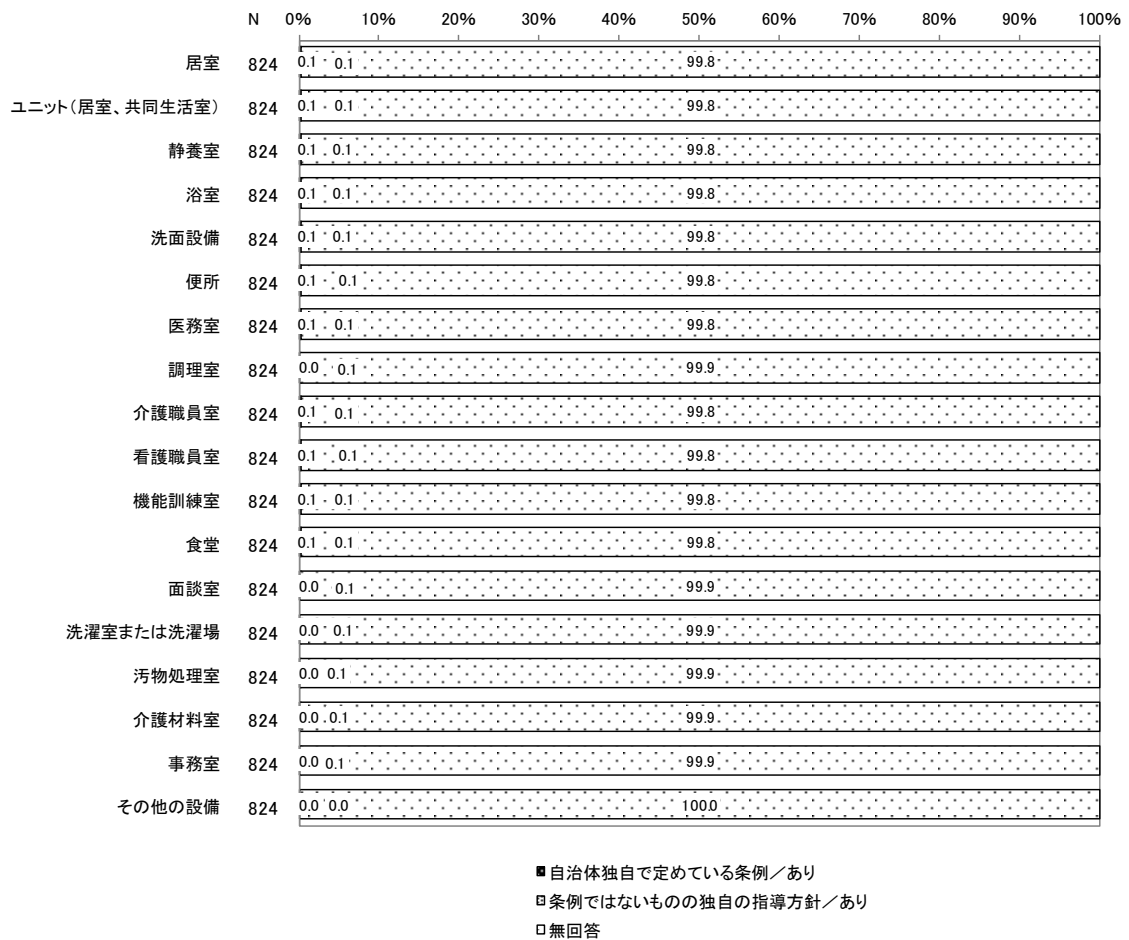
(Q7で「あり」と回答しているものの、Q8の具体例の記入において独自ではないと判断される回答については、「あり」ではなく「なし」に含める形で集計し直している。ただし、Q8の具体例が未記入の場合には、判断ができないため、「あり」として集計を行っている。)

図表 193 設備の共用に関する条例・指導方針の有無

	回答数	自治体独自で 定めている条例 ／あり	条例ではない ものの独自の 指導方針／あり	無回答
居室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
ユニット(居室、共同生活室)	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
静養室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
浴室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
洗面設備	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
便所	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
医務室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
調理室	824 100.0	0 0.0	1 0.1	823 99.9
介護職員室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
看護職員室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
機能訓練室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
食堂	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
面談室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
洗濯室または洗濯場	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
汚物処理室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
介護材料室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
事務室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
その他の設備	824 100.0	- -	- -	824 100.0

上は回答数、下は%を示す

図表 194 設備の共用に関する条例・指導方針の有無



Q8 Q7で「あり」とチェックした設備についてお聞きます。

「特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型居住施設間の設備の共用」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。

<回答結果>

※特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の共用について、自治体独自の規定や指導方針が「あり」との回答は一部あったものの、具体例の記載は未記入、または記載されているものの、独自ではない(厚生労働省の定める基準に則っている)回答のみであった。

Q9 特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の「共用」についてお聞きます。

貴自治体で独自に定めている特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間での、それぞれの設備の「共用」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する設備の数字に○をつけてください。

<回答結果>

特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の共用については、自治体が独自の条例や独自の指導方針はほとんど無いとの回答である。

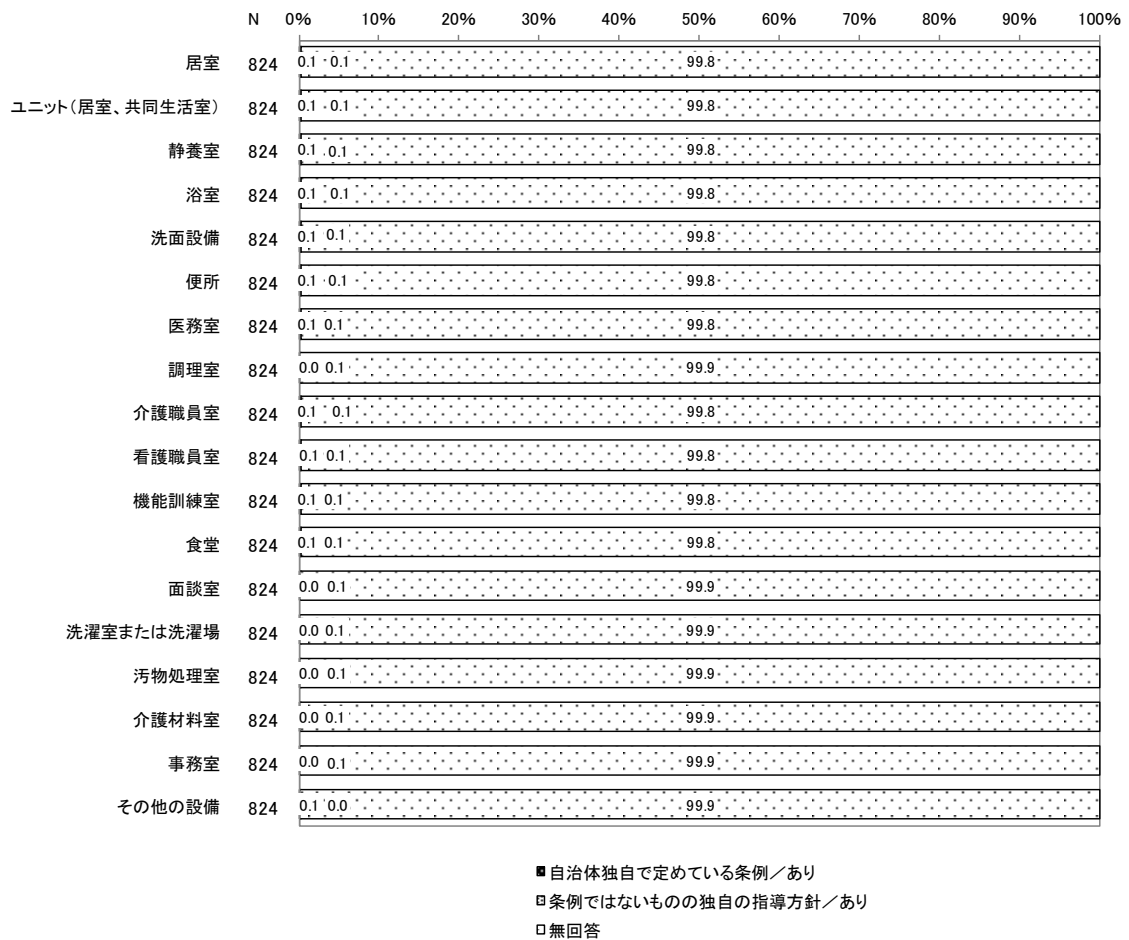
(Q9で「あり」と回答しているものの、Q10の具体例の記入において独自ではないと判断される回答については、「あり」ではなく「なし」に含める形で集計し直している。ただし、Q10の具体例が未記入の場合には、判断ができないため、「あり」として集計を行っている。)

図表 195 設備の共用に関する条例・指導方針の有無

	回答数	自治体独自で 定めている条例 ／あり	条例ではない ものの独自の 指導方針／あり	無回答
居室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
ユニット(居室、共同生活室)	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
静養室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
浴室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
洗面設備	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
便所	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
医務室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
調理室	824 100.0	0 0.0	1 0.1	823 99.9
介護職員室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
看護職員室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
機能訓練室	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
食堂	824 100.0	1 0.1	1 0.1	822 99.8
面談室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
洗濯室または洗濯場	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
汚物処理室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
介護材料室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
事務室	824 100.0	- -	1 0.1	823 99.9
その他の設備	824 100.0	1 0.1	- -	823 99.9

上は回答数、下は%を示す

図表 196 設備の共用に関する条例・指導方針の有無



Q10 Q9で「あり」とチェックした設備についてお聞きします。

「特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の共用」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。

<回答結果>

※特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の共用について、自治体独自の規定や指導方針が「あり」との回答は一部あったものの、具体例の記載は未記入、または記載されているものの、独自ではない(厚生労働省の定める基準に則っている)回答のみであった。

第4節 実務者・有識者・自治体関係者とのワーキング

① 実施概要

アンケート調査結果をもとに、その解釈や調査結果の今後の活用に関して、実務者、有識者、自治体関係者に意見を聞いた。

② 主なコメント

- ・ 想像していたよりも、「非常勤専従」の栄養士や機能訓練指導員がいる割合が少ない。働き手の高齢化が進む中では、短時間勤務などの柔軟な働き方に対応できる下地を整えていく必要がある。
- ・ 本アンケートでは、現在の基準に則っての勤務、配置が量的に出ているにとどまる。今後、人材不足が続く中では、実際の常務実態や現在の課題を踏まえて、あるべき姿を議論するべきではないか。
- ・ 特別養護老人ホームは、ショートステイだけではなく、デイサービスや訪問介護を兼務していることが多く、通い・泊り・訪問を併せ持つ小規模多機能と似た機能を持っていることから、みなしの小規模多機能事業所としての機能をもつことができるのではないかと。小規模多機能型居宅介護は、多機能を同一スタッフで総合的に対応しており、利用者からも安心感を得やすいメリットがある。同様に、特養の直接処遇職員もデイサービス等との兼務を認め、一体的な運営を行うことができれば、メリットが生まれる可能性があるのではないかと。デイサービス等も利用者の重度化が進んでいく中で、特養とデイサービス等との間での直接処遇職員の兼務が認められれば、デイサービス等のスタッフも「研修」に近い形で特養での重度者向けの介護を経験することもできる。
- ・ 現状、特養の本体施設とサテライト型居住施設との間で、生活相談員、栄養士、介護支援専門員等の事業所間の兼務は認められているものの、職員として主となる介護職や看護職の兼務は認められていない。そのため、本体とサテライト間の交流が実質的には乏しく、一体的な運営が難しい面がある。例えば、感染症が起こった際などに、普段から人的交流があり、見知った介護職や看護職がいれば、応援にも入りやすいが、現状はそうではない。本体とサテライトとの関係は見直すべきではないか。
- ・ 同一建物のユニット型と従来型の併設の場合、別事業所としてそれぞれ指定が必要になる。それぞれの事業所での配置基準を満たす必要があるため合計の定員が同じ単一施設よりも必要な職員数は増えることになる。
- ・ 兼務を含めた生産性の議論をする際には、勤務体制というインプットとともに、アウトプット、すなわちサービスレベルの議論が必須ではないか。その体制でもって、どのような業務を行っているか。その業務を要素分解すると、専門性が必要な部分とそうでない部分がある。現状、介護の現場は「役割」が明確になっていないケースが多いが、現場をマネジメントするミドル層が育てば、生産性が大きく向上する可能性があるし、各職種が果たしている「役割」に着目すれ

ば、より柔軟に兼務を広げる余地もあるはずだ。

- ・ 「専従要件の緩和」や「兼務」といった次元の議論に留まらず、「人員配置基準のみに依拠せず、特養での介護サービスの質の担保や評価をどのように行うのか」といった議論や「要介護度に応じた包括報酬以外に適切な報酬形態はないか」といった、より俯瞰的な視点での議論が必要なときにきているのではないか。
- ・ 公費を投入する以上、アウトプットの質の担保や評価が重要。欧州では保険会社や市民が介護サービスレベルをチェックする仕組みになっているところもある。
- ・ 地域ごとに状況は異なるので、現行の通り、省令はある程度大まかで、保険者で判断する余地はあってよい。ただし、どこまでが介護報酬に含まれているかという判断の部分は国としての指針が示されていることが望ましい。
- ・ キャッシュフロー面で余裕のない施設が多い中、兼務や生産性の議論が、早計に報酬の削減につながるような議論にならないように注意が必要であるとともに、特別養護老人ホームとして介護保険収入に依存しない多様な収益を確保する仕組みの議論もあわせて必要ではないか。
- ・ 特養の持つ資源を有効活用するという意味では、他事業所との共有に限らず、地域交流スペースや特養施設の設備の一部を住民だけではなく企業に貸し出すなどの工夫も是認されるべきではないか。

第3章 調査結果のまとめと今後の課題

第2章の調査結果を基に、特別養護老人ホームと関連・併設する事業所との間の人員の兼務や設備の共用に関して、実態を明らかにした上で、特別養護老人ホーム等におけるより効率的なサービス提供体制の構築に向けた課題について検討・整理を行った。

第1節 調査結果をふまえた現状の課題

施設内、他事業所との兼務が認められる施設長では実際に兼務者が多く(図表 28)、介護職や看護職を含め兼務が広く認められている特養と併設のショートステイ間では実際に兼務が広く行われている(図表 42)。本体施設と密接な連携を取りながら運営することで人員や設備等の効率的な活用を目的としているサテライト型では、兼務が人員配置基準上認められている施設長や栄養士、機能訓練指導員では進んでおり(図表 31)、総じて、規定に則って人員の兼務が現場でも行われていると考えられる。一方で、生活相談員は施設間兼務が認められているものの、専従、または施設内兼務が多数を占めており、職種別に兼務の割合にはばらつきがあることが分かった。

また、人員配置基準上は同時並行的に兼務不可能な介護職員や看護職員についても、各々の職務に従事すべき時間帯を明確に区分した上で兼務を行っている施設もいくつかあることが確認された(図表 28)。

今後は更なる人材不足が懸念される介護職員や看護職員に幅広く活躍してもらうためにも、本体施設とサテライト型居住施設間や併設の通所介護事業所との兼務等、規定の見直しについて検討の余地があると思われる。

また、施設間の設備の共用については、施設間の距離に依るものの、事務室、調理室、面談室、洗濯室または洗濯場、浴室といった設備の共用の割合は高い結果となっている(施設向けアンケート Q16 回答結果)。入居者へのサービスの質を落とさないように配慮する必要があるものの、人材の兼務と同様に、既存の設備を様々なサービス・事業で有効活用することを促進できる仕組みが必要だと考えられる。

これらの兼務・設備共用に関する自治体ごとのルールについては、厚生労働省の定めている現行の規定に則っているものがほとんどであるものの、「入所者の処遇に支障がない限り」という省令の内容を、より具体的に落とし込んで(兼務の数の制限や兼務できる職種の明示など)独自の条例や指導方針を設定している例はいくつか見受けられた(自治体向けアンケート調査結果)。

第2節 課題に対する今後の取組についての示唆

今回の調査研究事業では、定量的に人員の兼務や設備の共用についての実態の把握に留まり、それぞれの現場での人員の兼務や設備の共用の背景(なぜ、そこで兼務や共用が行われているか)や実情(どのように運営されているか)、兼務や共用によるメリット・デメリットといった質的な点については確認できていない。

また、今回の調査では、現行の人員配置基準等の規定に基づいた運営の中での実態の確認

にとどまっているため、「専従・兼務等の要件を見直すことで、潜在的には質を担保しつつ効率的なサービス運営が可能となる」サービス提供体制のあり方については、今後の更なる詳細な検討が必要である。

さらには、今後のよりよいサービス提供体制に議論を行っていく際には、同時に「入居者の視点から提供されているケアが適切であるか否かをどのように評価し、サービスの質を担保していくか」についても、掘り下げた議論を並行して行っていくことが必要になると考えられる。

<添付資料>

① 施設向け調査票

株式会社日本総合研究所

特別養護老人ホームにおけるサービス提供体制に関する調査

最初に、下表へのご記入をお願い致します。本アンケートの内容に関するお問い合わせの際のご連絡先とさせていただきます。

貴法人名			
貴施設名		施設番号	
ご担当部署			
ご連絡先住所	〒 -		
お電話番号		E-Mail アドレス	

特記しない限り平成 31 年 2 月 1 日現在の状況についてご回答ください。
ご回答の締め切りは平成 31 年 3 月 8 日（当日消印有効）です。

〔本調査に関するお問い合わせ先〕
ご質問、お問い合わせがございましたら、下記までご連絡なくお寄せください。
株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
電話： 03-6833-9155（担当者：川添、紀伊、石塚）
e-mail：200010-tokuyou2018@ml.jri.co.jp
（祝日を除く月～金 10：00～12：00、13：00～17：00）

〔本調査の返送先〕
〒103-8790 東京都中央区日本橋 3 丁目 13 番 5 号 KDX 日本橋 313 ビル 5 階
特別養護老人ホームにおけるサービス提供体制に関する調査 担当

<回答の方法> 当てはまるところの数字に○をつけてください。

Qx「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設と兼務」
している方の兼務している事業・サービスについて、それぞれの
職種で当てはまるものをご回答ください。

		短期入所生活介護 (ショートステイ)	居宅介護支援
1.	施設長	1	2
2.	介護職員	1	2
3.	看護職員（看護師若しくは准看護師）	①	2

<回答いただく対象施設について>

ご回答者様の勤務している特別養護老人ホームからの視点でご回答ください。

※従業員人数等は指定を受けている「事業所」単位でお答えください。

※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所の視点でご回答ください。

Q1 貴施設の事業所の形態として、あてはまるものを一つお選びください。

		回答
1.	広域型特別養護老人ホーム	1
2.	地域密着型特別養護老人ホーム	2
3.	サテライト型特別養護老人ホーム	3

Q2 貴施設の居室のタイプについて、あてはまるものを一つお選びください。
※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所についてご回答ください。

		回答
1.	多床室	1
2.	従来型個室	2
3.	多床室＋従来型個室	3
4.	ユニット型個室	4
5.	ユニット型個室的多床室	5
6.	ユニット型個室的多床室＋ユニット型個室	6
7.	その他 ()	7

Q3 貴施設の定員数について、あてはまるものを一つお選びください。
※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所についてご回答ください。

		回答
1.	29 人以下	1
2.	30 人	2
3.	31-50 人	3
4.	51-80 人	4
5.	81-100 人	5
6.	101 人以上	6

Q4 貴施設の事業開始時期についてあてはまるものを一つお選びください。
※従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所についてご回答ください。

		回答
1.	1989 年以前	1
2.	1990 年代	2
3.	2000 年代	3
4.	2010 年以降	4

Q5 貴法人が運営している貴施設以外の施設・事業所について、貴施設との距離も考慮して、当てはまるものをご回答ください。

例えば、「近接」した場所で従来型の特別養護老人ホーム（サテライト型除く）を運営している場合には、1.特別養護老人ホーム（サテライト型除く）の従来型の近接の2に○をつけてください。同一のサービスを提供している施設・事業所が複数あり、それぞれの距離が異なる場合には、当てはまる距離のすべてをご回答ください。

※ご回答者様の勤務している特別養護老人ホームからの視点（従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数の事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所の視点）でご回答ください。

※ご回答は2019年2月1日を基準としてください。

※本調査で用いている「同一建物」、「近接」、「近隣」の距離の考え方については次のページを参照ください。

※「同一建物」「近接」「近隣」にあっても貴法人が運営していない場合、または貴法人が運営していても「同一建物」「近接」「近隣」にない場合は空欄で結構です。

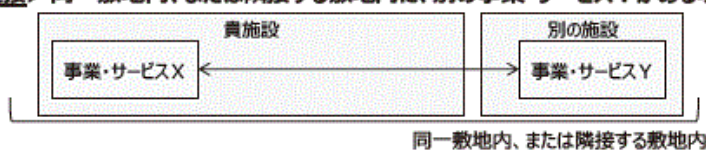
			貴施設との距離		
			同一建物	近接	近隣
1.	特別養護老人ホーム（サテライト型除く）	従来型	1	2	3
2.		ユニット型	1	2	3
3.	特別養護老人ホーム（サテライト型）	従来型	1	2	3
4.		ユニット型	1	2	3
5.	短期入所生活介護(ショートステイ)		1	2	3
6.	居宅介護支援		1	2	3
7.	介護老人保健施設		1	2	3
8.	介護付有料老人ホーム		1	2	3
9.	住宅型有料老人ホーム		1	2	3
10.	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）		1	2	3
11.	サービス付き高齢者向け住宅（非特定施設）		1	2	3
12.	訪問介護		1	2	3
13.	訪問看護		1	2	3
14.	訪問リハビリテーション		1	2	3
15.	通所介護		1	2	3
16.	通所リハビリテーション		1	2	3
17.	グループホーム		1	2	3
18.	小規模多機能型居宅介護		1	2	3
19.	看護小規模多機能型居宅介護		1	2	3
20.	総合事業の通所型施設		1	2	3
21.	地域包括支援センター		1	2	3
22.	その他の事業・サービス拠点 ※障害分野等の介護分野以外も含め他に併設されている事業所があれば、お書きください。例えば、障害者支援施設、児童福祉施設（保育所等）など ()		1	2	3

※本調査での同一建物、近接、近隣、遠方の考え方（ご回答者様が事業・サービスXに所属している場合）

＜同一建物＞ 同じ建物内に、別の事業・サービスYがある場合



＜近接＞ 同一敷地内、または隣接する敷地内に、別の事業・サービスYがある場合



＜近隣＞ 移動手段は問わず、移動時間がおおむね20分以内の場所に、別の事業・サービスYがある場合



**Q6で「常勤」、Q7で「非常勤」に分けて、貴施設で働いている各職種の人数を記入してください。
その際に、常勤換算ではなく、常勤者、非常勤者としてそれぞれの実人数をご回答ください。**

Q6 常勤の職員について

各職種の勤務形態について、専らその職務に従事しているか（専従）、その他の職務に従事しているか（兼務）という観点から、「a.専従」「b.貴施設内の他の職種と兼務」「c.貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務」のいずれかを選択してください。配置のない職種については、空欄としてください。

【b.貴施設職員が施設内で複数の職種を兼務している場合】

いずれかの職種で「1人」、その他の職種は「0人」として回答してください。

例えば、看護職員が機能訓練指導員と兼務しており、機能訓練指導員に専従している者がいない場合は、看護職員「1人」、機能訓練指導員「0人」と回答してください。

【c.貴施設職員が貴法人内の他の事業・サービスを提供している施設・事業所と兼務している場合】

貴施設内で従事する職種について「1人」として回答してください。

例えば、貴施設の看護職員が他事業所の機能訓練指導員と兼務している場合は、看護職員「1人」と回答してください。

Q7 非常勤の職員について

各職種の勤務形態について、専らその職務に従事しているか（専従）、その他の職務に従事しているか（兼務）という観点から、「a.専従」「b.貴施設内の他の職種と兼務」「c.貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務」のいずれかを選択してください。

人数を記載する際の考え方は上記のQ6と同じです。

※ご回答は2019年2月1日を基準としてください。

※人数は指定を受けている「事業所」単位でお答えください。従来型とユニット型の併設の場合など、同一建物に複数事業所が併設されている場合は、定員数が最も多い事業所の視点でご回答ください。

1.	施設長
2.	医師
3.	生活相談員
4.	介護職員
5.	看護職員（看護師若しくは准看護師）
6.	栄養士
7.	機能訓練指導員
8.	介護支援専門員
9.	調理員
10.	事務員その他の職員
11.	その他の職種 その他の職種の方がいれば、具体的に記入ください。

Q6				Q7			
常勤				非常勤			
a 専従の人数	兼務		c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する 施設・事業所と兼務している人数	a 専従の人数	兼務		c 貴法人内の他の事業・サービスを提供する 施設・事業所と兼務している人数
	b 貴施設内の他の職種と兼務している人数				b 貴施設内の他の職種と兼務している人数		
() 人	() 人	→Q9をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q9をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人		() 人	() 人	() 人		() 人
() 人	() 人	→Q10をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q10をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人	→Q11をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q11をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人	→Q12をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q12をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人	→Q13をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q13をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人	→Q14をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q14をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人	→Q15をご回答 ください。	() 人	() 人	() 人	→Q15をご回答 ください。	() 人
() 人	() 人		() 人	() 人	() 人		() 人
() 人	() 人		() 人	() 人	() 人		() 人
() 人	() 人		() 人	() 人	() 人		() 人

左記項目のうち、1つでも「1名以上」と回答↓Q8を回答ください。

左記項目のうち、1つでも「1名以上」と回答↓Q8を回答ください。

設問 Q6, 7 で、「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した職種についてのみご回答ください。
※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

**Q8 「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設と兼務」している方の兼務している事業・サービスについて、それぞれの職種で当てはまるものを全て「常勤」、「非常勤」に分けた上で、○をつけてください。
このページでは常勤者についてご回答ください。**

※「その他の事業・サービス拠点」にチェックされた際には、具体的に兼務している事業・サービスの名称をご記入ください。

設問 Q6, 7 で、「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した職種についてのみご回答ください。
 ※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

Q8 「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設と兼務」している方の兼務している事業・サービスについて、それぞれの職種で当てはまるものを全て「常勤」、「非常勤」に分けた上で、○をつけてください。
このページでは常勤者についてご回答ください。
 ※「その他の事業・サービス拠点」にチェックされた際には、具体的に兼務している事業・サービスの名称をご記入ください。

		Q8 常勤者										
		特別養護老人ホーム（サテライト除く）		特別養護老人ホーム（サテライト）		短期入所生活介護（ショートステイ）	居宅介護支援	介護老人保健施設	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	サービス付き高齢者向け住宅（非特定施設）
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型							
1.	施設長	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
2.	医師	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
3.	生活相談員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
4.	介護職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
5.	看護職員 （看護師若しくは准看護師）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
6.	栄養士	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7.	機能訓練指導員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
8.	介護支援専門員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
9.	調理員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10.	事務員その他の職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
11.	その他の職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

→次の頁に非常勤者についてご回答ください。

Q8 常勤者											
訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	

**(Q8 続き
非常勤者についてご回答ください)**

設問 Q6, 7 で、「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設・事業所と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した職種についてのみご回答ください。
※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

Q8 「貴法人内の他の事業・サービスを提供する施設と兼務」している方の兼務している事業・サービスについて、それぞれの職種で当てはまるもの全てに「常勤」、「非常勤」に分けた上で、○をつけてください。
このページでは非常勤者についてご回答ください。

※「その他の事業・サービス拠点」にチェックされた際には、具体的に兼務している事業・サービスの名称をご記入ください。

（Q8 続き）
非常勤者についてご回答ください）

設問 Q6, 7 で、「貴法人内の他の事業・サービスを
 提供する施設・事業所と兼務している人数」を
 「1 名以上」と回答した職種についてのみご回答く
 ださい。
 ※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてくだ
 さい。

**Q8 「貴法人内の他の事業・サービスを
 提供する施設と兼務」している方の兼務
 している事業・サービスについて、それぞ
 れの職種で当てはまるもの全てに「常
 勤」、「非常勤」に分けた上で、○をつけ
 てください。**
**このページでは非常勤者についてご回
 答ください。**
 ※「その他の事業・サービス拠点」にチェックされた
 際には、具体的に兼務している事業・サービスの名
 称をご記入ください。

		Q8 非常勤者										
		特別養護老人ホーム（サテライト除く）		特別養護老人ホーム（サテライト）		短期入所生活介護（ショートステイ）	居宅介護支援	介護老人保健施設	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	サービス付き高齢者向け住宅（非特定施設）
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型							
1.	施設長	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
2.	医師	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
3.	生活相談員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
4.	介護職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
5.	看護職員 （看護師若しくは准看護師）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
6.	栄養士	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7.	機能訓練指導員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
8.	介護支援専門員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
9.	調理員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10.	事務員その他の職員	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
11.	その他の職種	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

Q8 非常勤者											
訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	

※Q6, 7で、施設長について、「貴施設内の他の職種と兼務している人数」を「1名以上」と回答した方のみご回答ください。

※ご回答は2019年2月1日を基準としてください。

Q9 施設長が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として、当てはまるもの全てに○をつけてください。

		回答
1.	医師	1
2.	生活相談員	2
3.	介護職員（日勤）	3
4.	介護職員（夜勤）	4
5.	看護職員（日勤）	5
6.	看護職員（夜勤）	6
7.	栄養士	7
8.	機能訓練指導員	8
9.	介護支援専門員	9
10.	調理員	10
11.	事務員その他の職員	11
12.	その他の職種 具体的にご記入ください。 []	12

※設問 Q6, 7で、生活相談員について、「貴施設内の他の職種と兼務している人数」を「1名以上」と回答した方のみご回答ください。

※ご回答は2019年2月1日を基準としてください。

Q10 生活相談員が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

		貴施設内で兼務している他の職種の人数	
		常勤者数	非常勤者数
1.	介護職員（日勤）	()人	()人
2.	介護職員（夜勤）	()人	()人
3.	看護職員（日勤）	()人	()人
4.	看護職員（夜勤）	()人	()人
5.	栄養士	()人	()人
6.	機能訓練指導員	()人	()人
7.	介護支援専門員	()人	()人
8.	調理員	()人	()人
9.	事務員その他の職員	()人	()人
10.	その他の職種 具体的にご記入ください。 []	()人	()人

※設問 Q6, 7 で、介護職員について、「貴施設内の他の職種と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した方のみご回答ください。

※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

Q11 介護職員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

		貴施設内で兼務している他の職種の人数	
		常勤者数	非常勤者数
1.	生活相談員	() 人	() 人
2.	看護職員(日勤)	() 人	() 人
3.	看護職員(夜勤)	() 人	() 人
4.	栄養士	() 人	() 人
5.	機能訓練指導員	() 人	() 人
6.	介護支援専門員	() 人	() 人
7.	事務員その他の職員	() 人	() 人
8.	その他の職種 具体的にご記入ください。 []	() 人	() 人

※設問 Q6, 7 で、看護職員について、「貴施設内の他の職種と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した方のみご回答ください。

※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

Q12 看護職員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

		貴施設内で兼務している他の職種の人数	
		常勤者数	非常勤者数
1.	生活相談員	() 人	() 人
2.	介護職員(日勤)	() 人	() 人
3.	介護職員(夜勤)	() 人	() 人
4.	栄養士	() 人	() 人
5.	機能訓練指導員	() 人	() 人
6.	介護支援専門員	() 人	() 人
7.	事務員その他の職員	() 人	() 人
8.	その他の職種 具体的にご記入ください。 []	() 人	() 人

※設問 Q6, 7 で、栄養士について、「貴施設内の他の職種と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した方のみご回答ください。

※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

Q13 栄養士が「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として、当てはまるもの全てに○をつけてください。

		回答
1.	生活相談員	1
2.	介護職員（日勤）	2
3.	介護職員（夜勤）	3
4.	看護職員（日勤）	4
5.	看護職員（夜勤）	5
6.	機能訓練指導員	6
7.	介護支援専門員	7
8.	調理員	8
9.	事務員その他の職員	9
10.	その他の職種 具体的にご記入ください。 []	10

※設問 Q6, 7 で、機能訓練指導員について、「貴施設内の他の職種と兼務している人数」を「1 名以上」と回答した方のみご回答ください。

※ご回答は 2019 年 2 月 1 日を基準としてください。

Q14 機能訓練指導員が、「貴施設内の他の職種と兼務」している職種として当てはまるもの全てについて、「常勤」、「非常勤」に分けた上で、それぞれの人数をお答えください。

		貴施設内で兼務している他の職種の人数	
		常勤者数	非常勤者数
1.	生活相談員	() 人	() 人
2.	介護職員（日勤）	() 人	() 人
3.	介護職員（夜勤）	() 人	() 人
4.	看護職員（日勤）	() 人	() 人
5.	看護職員（夜勤）	() 人	() 人
6.	栄養士	() 人	() 人
7.	介護支援専門員	() 人	() 人
8.	調理員	() 人	() 人
9.	事務員その他の職員	() 人	() 人
10.	その他の職種 具体的にご記入ください。 []	() 人	() 人

Q16 貴施設にある設備の中で、他の事業・サービスを提供する施設と「共用」している設備はありますか。それぞれの設備について、「共用」している他の施設・事業所として当てはまるもの全てに○をつけてください。

※複数の事業所と共用している際には、あてはまるもの全てにチェックを入れてください。
※「その他の事業・サービス拠点」にチェックされた際には、具体的に「共用」している事業・サービス拠点の名称をご記入ください。

		特別養護老人ホーム（サテライト除く）		特別養護老人ホーム（サテライト）		短期入所生活介護（ショートステイ）	居宅介護支援	介護老人保健施設	介護付有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム	サービス付き高齢者向け住宅（特定施設）	サービス付き高齢者向け住宅（非特定施設）
		従来型	ユニット型	従来型	ユニット型							
1.	居室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
2.	ユニット（居室、共同生活室）	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
3.	静養室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
4.	浴室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
5.	洗面設備	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
6.	便所	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
7.	医務室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
8.	調理室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
9.	介護職員室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
10.	看護職員室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
11.	機能訓練室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
12.	食堂	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
13.	面談室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
14.	洗濯室または洗濯場	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
15.	汚物処理室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
16.	介護材料室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
17.	事務室	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
18.	その他の運営上必要な設備 具体的に共用している設備をご記入ください。 ()	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

訪問介護	訪問看護	訪問リハビリテーション	通所介護	通所リハビリテーション	グループホーム	小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能型居宅介護	総合事業の通所型施設	地域包括支援センター	その他の事業・サービス拠点		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		
12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22		

アンケートは以上です。ご協力誠にありがとうございました。

② 自治体向け調査票

株式会社日本総合研究所

特別養護老人ホームにおける
設備の共用や兼務についての規定に関する調査

最初に、下表へのご記入をお願い致します。本アンケートの内容に関するお問い合わせの際のご連絡先とさせていただきます。

都道府県			
市区町村		全国地方公共 団体コード※1	
ご担当部署		貴自治体の区分 ※2	
ご連絡先住所	〒 -		
お電話番号		E-Mail アドレス	

※1 コードはこちらをご参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/denshijiti/code.html>

※2 都道府県、指定都市、中核市、市、特別区（東京 23 区）、町、村のうちから当てはまるものをご記入ください。

〔本調査に関するお問い合わせ先〕
ご質問、お問い合わせがございましたら、下記までご遠慮なくお寄せください。
株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門
電話： 03-6833-9155（担当者：川添、紀伊、石塚）
e-mail： 200010-tokuyou2018@ml.jri.co.jp
（祝日を除く月～金 10：00～12：00、13：00～17：00）

〔本調査の返送先〕
〒103-8790 東京都中央区日本橋 3 丁目 13 番 5 号 KDX 日本橋 313 ビル 5 階
特別養護老人ホームにおける設備の共用や兼務についての規定に関する調査 担当

特記しない限り平成 31 年 2 月 1 日現在の状況についてご回答ください。
ご回答の締め切りは平成 31 年 3 月 8 日（当日消印有効）です。

＜回答の方法＞

当てはまるところの数字に○をつけてください。

Qx 貴自治体で独自に定めている特別養護老人ホーム内での、それぞれの職種の「兼務」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する欄の数字に○をつけてください。		自治体独自で定めている条例	条例ではないものの独自の指導方針
		あり	あり
1.	施設長	1	2
2.	介護職員	1	2
3.	看護職員（看護師若しくは准看護師）	①	2

＜アンケートの趣旨＞

人員配置（兼務）、設備の共用につきまして、貴自治体で独自に定めている規定（条例、独自の指導方針）がございましたらご回答ください。

人員配置の例）管理者の取り扱い

- ・職種は2つまでとする（管理上支障がない範囲の線引き）
- ・同一敷地内に複数の事業所を持っている場合で、事業の一体的管理の観点から、管理業務のみを行う場合は3以上の管理者としての業務を認めること。

出典）愛知県「愛知県の指導方針」

<https://www.pref.aichi.jp/korei/kaigohoken/course.pdf>

設備の共用の例）介護職員室

- ・業務に支障がない（介護職員及び看護職員がそれぞれの業務を行うための場所が確保されている状態）と知事が認めるときは、看護職員室と同一の場所とすることができる。

出典）千葉県「独自部分解釈（特別養護老人ホーム）」

<https://www.pref.chiba.lg.jp/koufuku/fukushishisetsu/documents/kaisyaku.pdf>

Q1 貴自治体の2018年末時点での人口として当てはまるものに○をつけてください。

		回答
1.	5万人以下	1
2.	5万人～20万人	2
3.	20万人～50万人	3
4.	50万人以上	4

Q2 貴自治体内にある特別養護老人ホームの数を広域型と地域密着型に分けて、ご回答ください。

		回答
1.	広域型特別養護老人ホーム	() 施設
2.	地域密着型特別養護老人ホーム	() 施設

Q3 特別養護老人ホーム内、または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型施設間でのそれぞれの職種の「兼務」についてお聞きます。 貴自治体で独自に定めている特別養護老人ホーム内、または特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型施設間での、それぞれの職種の「兼務」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する職種の数字に○をつけてください。 Q4 Q3 で「あり」とチェックした職種についてお聞きます。 「特別養護老人ホーム内の兼務」と、「特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型施設間の兼務」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。		Q3			
		特別養護老人ホーム内		特別養護老人ホームの本体施設とサテライト型施設間	
		自治体独自で定めている条例	方針 条例ではないものの独自の指導	自治体独自で定めている条例	方針 条例ではないものの独自の指導
	あり	あり	あり	あり	
1. 施設長	1	2	3	4	(
2. 医師	1	2	3	4	(
3. 生活相談員	1	2	3	4	(
4. 介護職員	1	2	3	4	(
5. 看護職員（看護師若しくは准看護師）	1	2	3	4	(
6. 栄養士	1	2	3	4	(
7. 機能訓練指導員	1	2	3	4	(
8. 介護支援専門員	1	2	3	4	(
9. 調理員	1	2	3	4	(
10. 事務員その他の職員	1	2	3	4	(
11. その他の職種 その他の職種として該当する方がいる場合には、具体的にご記入ください。 ()	1	2	3	4	(

Q4	
具体的な条例や指導方針の内容	
特別養護老人ホーム内	特別養護老人ホームの 本体施設とサテライト型施設間

(※この設問の、「特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間」には、併設されている別の特別養護老人ホームも含まれます。)

Q5 特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間でのそれぞれの職種の「兼務」についてお聞きます。
貴自治体で独自に定めている特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間での、それぞれの職種の「兼務」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する職種の数字に○を入れてください。

Q6 Q5で「あり」とチェックした職種について、お聞きます。
「特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の兼務」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。

		Q5	
		自治体独自で定めている条例	条例ではないものの独自の指導方針
		あり	あり
1.	施設長	1	2
2.	医師	1	2
3.	生活相談員	1	2
4.	介護職員	1	2
5.	看護職員（看護師若しくは准看護師）	1	2
6.	栄養士	1	2
7.	機能訓練指導員	1	2
8.	介護支援専門員	1	2
9.	調理員	1	2
10.	事務員その他の職員	1	2
11.	その他の職種 その他の職種として該当する方がいる場合には、具体的にご記入ください。 ()	1	2

Q6	
具体的な条例や指導方針の内容	
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)
(	)

		Q 7	
		自治体独自で定めている 条例	条例ではないものの独自の 指導方針
		あり	あり
1.	居室	1	2
2.	ユニット（居室、共同生活室）	1	2
3.	静養室	1	2
4.	浴室	1	2
5.	洗面設備	1	2
6.	便所	1	2
7.	医務室	1	2
8.	調理室	1	2
9.	介護職員室	1	2
10.	看護職員室	1	2
11.	機能訓練室	1	2
12.	食堂	1	2
13.	面談室	1	2
14.	洗濯室または洗濯場	1	2
15.	汚物処理室	1	2
16.	介護材料室	1	2
17.	事務室	1	2
18.	その他の職種 その他の職種として該当する方がいる場合には、具体的にご記入ください。 []	1	2

Q 8

具体的な条例や指導方針の内容

()

[]

[]

[_____]

[]

[]

[]

[]

[]

[illegible]

		Q 9	
		自治体独自で定めている条例	条例ではないものの独自の指導方針
		あり	あり
(※この設問での、特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間とは、併設されている別の特別養護老人ホームのことも含みます。) Q 9 特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の「共用」についてお聞きます。 貴自治体で独自に定めている特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間での、それぞれの設備の「共用」に関する条例や指導方針がある場合には、該当する設備の数字に○をつけてください。 Q 10 Q 9で「あり」とチェックした設備についてお聞きます。 「特別養護老人ホームとその他の事業・サービス間の設備の共用」について、具体的な条例や指導方針の内容をご記入ください。			
1.	居室	1	2
2.	ユニット（居室、共同生活室）	1	2
3.	静養室	1	2
4.	浴室	1	2
5.	洗面設備	1	2
6.	便所	1	2
7.	医務室	1	2
8.	調理室	1	2
9.	介護職員室	1	2
10.	看護職員室	1	2
11.	機能訓練室	1	2
12.	食堂	1	2
13.	面談室	1	2
14.	洗濯室または洗濯場	1	2
15.	汚物処理室	1	2
16.	介護材料室	1	2
17.	事務室	1	2
18.	その他の職種 その他の職種として該当する方がいる場合には、具体的にご記入ください。 []	1	2

Q 1 0

具体的な条例や指導方針の内容

()

[]

(_____)

[]

()

(_____)

(_____)

[]

[_____]

()

[]

[]

[]

© 2010 Pearson Education, Inc. or its affiliate(s). All rights reserved. Pearson Education, Inc., 501 Boylston Street, Boston, MA 02116

[illegible]

アンケートは以上です。ご協力誠にありがとうございました。

※本調査研究は、平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金として実施したものです。

平成 30 年度老人保健事業推進費等補助金(老人保健健康増進等事業分)

特別養護老人ホーム等における
効率的なサービス提供体制についての調査研究事業報告書

平成 31 年 3 月

株式会社日本総合研究所

〒141-0022

東京都品川区東五反田 2-18-1 大崎フォレストビルディング

Tel: 03-6833-6300 Fax: 03-6833-9480